第19回 尾瀬国立公園協議会(令和2年度)

令和3年3月17日(水) 13:30~15:30 (ウェブ開催)

次 第

議事

- (1)「新・尾瀬ビジョン」に基づく取組状況について
- (2) 尾瀬国立公園における新型コロナウイルス感染症対応について
- (3) 尾瀬国立公園管理計画の見直しについて
- (4) 尾瀬の利活用の推進について
- (5) 尾瀬国立公園ニホンジカ対策について
- (6) その他

【配布資料】

資料1	「新・尾瀬ビジョン」整理表 2020
資料2-1	尾瀬国立公園における新型コロナウイルス感染症対応について
2 - 2	誘客事業及びワーケーション推進事業等について
資料3-1	「尾瀬国立公園管理計画」の見直しについて
3 - 2	尾瀬国立公園管理運営計画書(素案)
3 - 3	意見対応表
資料4-1	尾瀬国立公園の利用に関する現状と課題
4 - 2	尾瀬国立公園の利用に関するアクションプランの検討について
資料 5	尾瀬国立公園ニホンジカ対策について
資料6-1	携帯電話の通信環境の整備について
6 - 2	新・尾瀬沼ビジターセンターの整備について

参考資料1 令和2年度尾瀬国立公園入山者数

第19回尾瀬国立公園協議会構成員名簿

※敬称略、順不同

	所属	氏	<i>P</i>	出 欠	次			
			I .	出席	P.E.T.J.13			
	環境省関東地方環境事務所	所長	瀬川 俊郎		-1.T-= 4-7 to t			
2	林野庁関東森林管理局計画保全部	部長	森山 昌人	出席	計画課 益子 好恵			
3	福島県生活環境部	部長	渡辺 仁	(代理出席) 自然保護課 技師 守 容平				
4	栃木県環境森林部	部長	鈴木 峰雄	欠席				
5	群馬県環境森林部	部長	岩瀬 春男	(代理出席) 尾瀬保全推進室 係長 西嶋 弘満	尾瀬保全推進室 櫻井香織			
6	新潟県県民生活・環境部	部長	村山 雅彦	(代理出席) 環境企画課 副参事 土屋 哲	自然保護係 河野 道紀			
7	檜枝岐村	村長	星 明彦	出席	観光課長 平野 勝			
8	南会津町	町長	大宅 宗吉	欠席				
9	日光市	市長	大嶋 一生	欠席				
10	片品村	村長	梅澤 志洋	出席	むらづくり観光課長 狩野 久良			
11	魚沼市	市長	内田 幹夫	(代理出席) 生活環境課 環境対策係長 五十嵐 実				
12	公益財団法人尾瀬保護財団	事務局長	増田 一郎	出席				
	三井物産(株)サステナリビティ経営推進部 グローバル環境室	室長	西川 淳也	(代理出席) 三井物産フォレスト(株) 本州事業部長 泊 広信				
14	東京電力リニューアブルパワー(株) 水力部水利・尾瀬グループ	グループ マネージャー	蓮田 進一	出席	課長 大江 一彦副長 菊池 史朗			
15	東京パワーテクノロジー株式会社	常務取締役	森尻 謙一	出席	尾瀬林業事業所長 小暮 義隆 同所環境保全GM 高野 尚之			
16	尾瀬檜枝岐温泉観光協会	理事	星 俊秀	欠席				
17	南会津町観光物産協会舘岩支部	支部長	菅家 幸弘	欠席				
18	日光市観光協会湯西川·川俣·奥鬼怒支部	事務局長	湯澤 長久	欠席				
19	片品村観光協会	専務理事	倉田 剛	出席				
20	魚沼市観光協会	事務局長	樺澤 正人	欠席				
21	尾瀬山小屋組合	組合長	清水 秀一	出席				
22	尾瀬山小屋組合	副組合長	星 公一	欠席				
23	尾瀬ガイド協会	会長	石塚 照久	(代理出席) 専務理事 桂田 直樹				
24	尾瀬保護指導員福島県連絡協議会	会長	星 一彰	欠席				
25	日本野鳥の会栃木県支部	副支部長	遠藤 孝一	欠席				
26	片品山岳ガイド協会	会長	宮崎 勉	欠席				
27	新潟県自然観察指導員の会	顧問	加瀬 由紀子	出席				
28	公益財団法人日本自然保護協会	参与	横山 隆一	出席				
29	一般財団法人自然公園財団	専務理事	阿部 宗広	出席				
30	群馬県立女子大学	名誉教授	斎藤 晋	出席				
31	福島大学	教授	長橋 良隆	欠席				
32	横浜国立大学大学院	教授	加藤 峰夫	出席				

事務局

	所属	氏名								
1		課長	井上 綾子							
2	関東地方環境事務所国立公園課	企画官	村上 靖典							
3		公園計画専門官	新田 一仁							
4	関東地方環境事務所檜枝岐自然保護官事務所	国立公園管理官	桑原 大							
5	関東地方環境事務所片品自然保護官事務所	自然保護官	石井 桃花							
6	民米地刀垛块争伤所开吅日然床设备争伤所	国立公園利用企画官	安類 智仁							
7	公益財団法人尾瀬保護財団	主事	宇野 翔太郎							

新・尾瀬ビジョン整理表

		田			iB				± m- +-	+			I	ᄔᇎᆂ	- 			知 기/ E	18 1万 3	×			TP =	□壮		l NO	○左		
4 たたの見補	1	国 2	3	4	県 5	6	7	8	市町村 9	10	11	12	13	地所有 14	15	16	_	観光[到1余年 19	_	21	22	地元	四14	25	26	O等 27		
みんなの尾瀬	F.		†	+ -	Ť	ľ	<u> </u>	۳	"	10	 ''-	12	"	'-	10	10	- ' '	10	10	120			20	24	20	20			
凡例																									±c				
7 677	関											<u></u>		東		尾瀬	南						日本	片	新潟	_			
達成度(自己評価)	東	関										公財	三井	京電	東	檜	会津	日	占	魚	尾海	福尾	野鳥	品	県自	日本	尾		
◎…取組が特に進捗している	地 方	東森	福	栃	群	新潟	檜姑	南	日	片	魚沼	\sim	物産	カ	京 P	枝岐温	一町	光市観	品村観	魚沼市観光協会	瀬山小	島瀬県保	の	山 岳 ガ	自然観察指導	自	瀬 ガ	関連する計画等	関連する会議等
〇取組を実施している	環	森林管	島県	木県	馬県	温県	枝岐村	会津町	日 光 市	片品村	泊市	尾瀬保	産	R P	T	温泉	観光	観光	観光	観光	小屋	連護 絡指	会栃	ガイ	察	然保護	イド		
△…今後取組を予定している 黄色塗り潰し…前年度より評価が上がった	境事	理局					村	町	"	''	.,,	護	株	· (株	株	観	物産	光協会	光協会	協	組合	協導議員	木県	イ ド 協	指導	護 協 会	· 協 会		
灰色塗り潰し…前年度より評価が下がった	務 所	同										財団	_	1本 		光協	産協会					強貝会	支部	会	員の	会	=		
八〇里ノスの一門一大のノ田園の「ルット																会							部		会				
視点① 愛される尾瀬づくり																			<u> </u>										
■尾瀬のファンづくり																													
・新たな利用者の獲得																												┃ ・尾瀬国立公園 標識ガイドラ	
・利用者満足度の向上によるリピーターの獲得	0		0		0		0	Δ				0		0	0	0		-			0	-	-	0		-	0	「尾瀬国立公園 保護のイドク	会議
・外国人も利用しやすい尾瀬のあり方の検討																													
・障害者をはじめ様々な人のニーズへの対応																				_									
■尾瀬で学ぶ機会の拡大	. _							_			_	_	_														_	・群馬県環境学習等推進行動計画	・尾瀬環境学習推進協議会・ふく
・学校団体による尾瀬での環境教育の推進	0		0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		-		0		-	-	0		-		·第2次南会津町環境基本計画· 第二次魚沼市総合計画	しま子ども自然環境学習推進協議会・尾瀬ガイド協会群馬支部
・企業の研修など、尾瀬を活用する新たな機会の拡大 視点② モデルとなる尾瀬づくり																													A PENSON II IMI ANT MY X EP
代点(と) モアルとなる 尾線 フヘケ ■先進的な取り組みの推進		Τ		Τ	T	Τ	Τ	Ι	Τ		Ι	Ι	Π	Π				Т	Г	Т	Г	Т	Π			Ι	Г		上口井尼茨太泽北佐 冻ぬ劫
・地球環境に配慮した取り組みの推進	-																											・尾瀬・日光国立公園ニホン	· 片品村尾瀬交通対策連絡協議会
・全国的な共通課題に対する解決策の模索	0				0		0						0	Δ	Δ	0		-				-	-			-	Δ	ジカ対策方針	哦云 ・尾瀬国立公園シカ対策協議
・他地域の成功事例の収集や応用	1																												会
視点③ 尾瀬を育てる仕組みづくり																													
■多様な主体の参加と連携促進																													
・利用者や地域住民が管理運営に																													- 尾瀬国立公園協議会
関われる機会の拡大	-																												尾瀬国立公園適正利用の推
・地域間が連携した一体的で広域的な 取り組みの推進																													進に関する小委員会 ・尾瀬サミット
・すでにある仕組みを有効活用した	0		0		0	0	0	0				0		0	0			-			0	-	-	0		-	0		・尾瀬ガイド協会役員会理事
関係者の意見交換の推進	.																												会
・利用者や企業などのサポーターによる ボランティアとしての活動への支援																													· 片品村尾瀬交通対策連絡協
・山小屋やビジターセンターなど現場からの	1																												議会
声を対策に活かす仕組みの構築				<u> </u>																									
■担い手の育成 								١.																				·群馬県環境学習等推進行	 ・尾瀬ガイド協会
・尾瀬を愛する次代の獲得と育成	. 0		0		0	0	0				0	0			0			-		0	0	-	-	0		-	0	動計画·第2次南会津町環境 基本計画	・尾瀬案内人の会
・研修などによる知識と技術を学ぶ機会の拡大 ■資金的サポートの充実					+																							坐 不可凹	
	-																											┣ ・第2次南会津町環境基本計	
・尾瀬の維持管理に必要な資金の現状把握 ・利用者負担のあり方の検討	0				0		0	Δ				0		0	0			-			0	-	-			-	Δ	画 現代	
・活動への寄付などの呼びかけ	-1																												
視点④ 情報の効果的・効率的な発信								<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>							
■認知度の向上																													
・テレビや雑誌などメディアとの連携による																													
情報の発信	-		_				_	_		_		_		_	_	_	_			_	_						_		
・SNSなどのインターネットの活用 ・情報を届けたいターゲットに応じた	- 0		0		0	0	0	0		0		0		0	0	0	0	-	0	0	0	-	-			-	0		
発信方法や発信内容の明確化	.]																												
・歴史・伝統・文化を含めた尾瀬一帯にある 多様な魅力の総合的な発信																													
多様な魅力の総合的な発信 ■情報の提供		\vdash		1		-													-	+	1								
・統一的で分かりやすい情報の発信方法の検討	0	1			0		0	0		0		0	0	0	0		0	_	0			_	_			_	0		
・ウェブサイトなどでの情報公開の推進		1						Ĭ		Ŭ									~	-									
視点⑤ 的確な分析		-	1	1	1													<u> </u>									1		
■基本情報の収集																													
・尾瀬の強みと弱みの分析																			0								_ \		
・利用者の利用実態に関する情報の収集					0		0	0		0		0		0	0	0	0	-			0	-	-			-			
・尾瀬を取り巻く状況の変化の把握				1																									

新・尾瀬ビジョン整理表

	[5	玉		L	果				市町木	†			+1	也所有	有 者			観光	関係者	5			地元	记团体	<u> </u>	N	GO等		
みんなで守る	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		16	17	18			21	22							
凡例 達成度(自己評価) ②…取組が特に進捗している 〇…取組を実施している △…今後取組を予定している 黄色塗り潰し…前年度より評価が上がった 灰色塗り潰し…前年度より評価が下がった	関東地方環境事務所	関東森林管理局	福島県	栃木県	群馬県	新潟県	檜枝岐村	南会津町	日光市	片品村	魚沼市	(公財)尾瀬保護財団	三井物産(株)	東京電力RP(株)	東京PT(株)	尾瀬檜枝岐温泉観光協会	南会津町観光物産協会	日光市観光協会	片品村観光協会	魚沼市観光協会	尾瀬山小屋組合	福島県連絡協議会尾瀬保護指導員	鳥の会栃木	片品山岳ガイド協会	新潟県自然観察指導員の会	会	・ 瀬	関連する計画等	関連する会議等
見点① 自然豊かな尾瀬づくり			<u> </u>	1											<u> </u>							<u> </u>							
■これまでの取組の継承 ・これまでの取組の継続と改善 ・尾瀬における自然保護の歴史の継承	0		Δ		0		0	0		0		0	0	0	0	0		-	0	0	0	-	-			-	©	本計画	・群馬県尾瀬美化 愛護協会・尾瀬国立公園 田代山の保全と西根川流
■貴重な自然環境の保護 ・尾瀬の自然の特異性や価値への理解の促進 ・人の活動が与える自然への負荷の最小限化 ・乾燥化や樹林化から湿原生態系や景観を守るための検討	· ©	0	Δ		0		0					0	0	0	0	0		-		0	0	-	-			-	0	·第2次南会津町環境基本計画	域の土砂等対策に関する 検討会・群馬県尾瀬保護 専門委員会・清掃協議会 尾瀬支部
■植生の荒廃対策 ・至仏山や会津駒ヶ岳を始めとする山岳地帯、 尾瀬ヶ原や尾瀬沼周辺における荒廃対策の実施 ・ニッコウキスゲなど尾瀬を代表する植生の回復 にむけた取組の実施	0	0	0		0		0			0		0		0	0			-	0			-	-	0		-	Δ	•至仏山保全基本計画	·至仏山保全対策会議·群馬 県至仏山東面登山道保全対 策検討会·群馬県尾瀬保護 専門委員会·鳥獣被害対策 実施隊
■外来植物対策・侵入状況の把握と効果的な防除方法の検討・地域住民や企業と連携した防除活動の実施	0		0		0		Δ			0		0		0	0	0		-			0	-	-			-	Δ	·第2次南会津町環境基 本計画	
現点② 歴史・伝統・文化が息づく尾瀬づくり																													
■歴史・伝統・文化の保全 ・歴史・伝統・文化に関する地域の宝の再認識、 掘り起こし、活用	0				0		0	0		0								-		Δ		-	-			-	0		· 片品村文化財 調査委員会
■新しい歴史・伝統・文化の創造 ・それぞれの地域が持つ「強み」を活かした伝統・文化の 深化、発信	•						0	0		0						0		-		Δ		-	-			-	Δ		· 片品村文化財 調査委員会
見点③ 野生動物との軋轢の解消 ■ニホンジカによる被害の低減		I	ı	T	I	I	I	I	I	I	I	I	I	ı	T	T	T	1	1	I	ı	T	T	T	T		T		
・科学的知見に基づく総合的なシカ管理方針の作成 ・優先して守りたいエリアマップの作成 ・効果的な防除対策や捕獲手法の確立 ・効果検証のためのモニタリング手法の確立 ・広域連携による越冬地での捕獲の強化 ・捕獲したニホンジカの有効活用	 ©	0	0	0	0	0	0		0	0		0		0	0			-			0	-	-			-		・ <mark>尾瀬・日光国立公園二木 ンジカ対策方針</mark> ・栃木県 ニホンジカ管理計画・群馬 県ニホンジカ適正管理計 画、群馬県指定管理鳥獣 捕獲等事業実施計画・第 2次南会津町環境基本計 画	・尾瀬国立公園シカ対策協議会・尾瀬・日光シカ対策ミーティング・南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会・檜枝岐猟友会
■ツキノワグマとの共存 ・ツキノワグマの生態や対応方法についての 利用者への普及啓発 ・巡視やクマ鐘の設置などの遭遇事故防止対策	0			0	0	0	0		0	0		0	0	0	0			-			0	-	-	0		-	Δ	計画	・栃木県野生鳥獣保護管理 連絡会議・県西地域鳥獣被 害対策連絡会議・尾瀬国立 公園および山の鼻地区ツキノ ワグマ対策連絡協議会
■新たな獣害への対応 ・研究者や猟友会からの動向の確認と関係者間の情報共有 見点④ 科学的知見に基づく保全	0			0	0		Δ	Δ	0				0		Δ			-				-	-			-	Δ		,
□調査研究の促進 ・保全活動の計画や実施に必要な科学的知見の収集と活用 ・研究者と公園管理者の情報共有や意見交換の推進 ・継続可能な自然環境モニタリングシステムの構築	0		0		0		Δ					0						-				-	-			-	С		・群馬県尾瀬保護専門委員会・福島県尾瀬保護調査会

新・尾瀬ビジョン整理表

		E		ļ	Į.				市町村	寸			土	地所有	有者			観光	関係者	<u>,</u>			地元	団体		NG	0等		
みんなで楽しむ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		
凡例 達成度(自己評価) ②…取組が特に進捗している 〇…取組を実施している Δ…今後取組を予定している 黄色塗り潰し…前年度より評価が上がった 灰色塗り潰し…前年度より評価が下がった	関東地方環境事務所	関東森林管理局	福島県	栃木県	群馬県	新潟県	檜枝岐村	南会津町	日光市	片品村	魚沼市	(公財)尾瀬保護財団	三井物産(株)	東京電力RP(株)	東京PT(株)	尾瀬檜枝岐温泉観光協会	南会津町観光物産協会	日光市観光協会	片品村観光協会	魚沼市観光協会	尾瀬山小屋組合	福島県連絡協議会尾瀬保護指導員	日本野鳥の会栃木県支部	片品山岳ガイド協会	新潟県自然観察指導員の会	日本自然保護協会	尾瀬ガイド協会	対応する計画等	対応する会議体
視点① 魅力あふれる尾瀬づくり		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	I	I	<u> </u>	 	I	I	I	I	l	I	l	<u> </u>	I	<u> </u>	l						l		
■尾瀬の魅力向上 ・地域の宝について学び再発見する機会の拡大 ・新たな視点による地域の宝の発掘			0		0		0	0			0			0	0		0	-		0	0	-	-			-	0	·群馬県環境学習等推進行 動計画	
視点② 幅広い楽しみ方の検討 ■多様な利用方法の検討		ı	Г	Г		ı	Π		Т	1		П		Г	Г	П	Г	Т		Т	Г						Г		
・新たな尾瀬の楽しみ方の検討や意見交換 ・地域特性に応じた残雪期や冬期利用の あり方の検討	0				0		Δ					0		0		0		-		Δ		-	-	0		-	0		・尾瀬国立公園協議会・適正利用の推進に関する小委員会
■エコツーリズムの推進 ・質の高い認定ガイドなどエコツーリズムに 関わる事業者の育成 ・地域の宝を活かした尾瀬ならではの 旅行商品や体験プログラムの作成 ・認定ガイド利用を促進する仕組みの構築 ・旅行エージェント等と連携した エコツーリズムの促進	0		0		0	0	0	0			0	0			©	0		-	0	0	0	-	-	0		-	0	・人材育成支援事業補助金 やガイド支援事業補助金(檜 枝岐村) ・第2次南会津町環境基本計 画	
■地域における利用の役割分担 ・地域特性等に応じた、 対象とする利用者層や利用スタイルの提案 ・利用者層や利用スタイルに応じた 利用施設のあり方の検討	0				0		Δ								Δ			-				-	-			-	0		
■滞在型・周遊型利用の促進 ・尾瀬を楽しむモデルコースの提案 ・朝夕や星空など泊まらないと体験できない 魅力の発信 ・季節や場所ごとの魅力の発信による 利用の分散化	0		0		0	0	0				Δ	0	0	0	0	0		-	0	0	0	-	-	0		-	0		・尾瀬国立公園協議会・適正利用の推進に関する 小委員会
視点③ 楽しむための土台づくり																													
■安全対策 ・事故や遭難を防止するための危険箇所の整備や利用者への普及啓発 ・事故や遭難情報の収集と共有 ・救助体制の整備や今後のあり方の検討	0				0	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	-		Δ	0	-	-	0		-	Δ	·第2次南会津町環境基本計 画	·檜枝岐遭難対策救助隊 ·片品村遭難対策救助隊
■施設の整備 ・荒れた登山道や標識類などの整備 ・長寿命化などトータルコスト低減の検討や実施 ・道の駅など既存施設の情報発信拠点 としての有効活用	0		0		0	0	0	0		0		0		0	0	0		-		0	0	-	-			-	Δ	・尾瀬国立公園 標識ガイドライン	
■ルール・マナーの検討と普及啓発 ・携帯電話などの通信端末やドローン、 冬期利用についてのルールの検討 ・尾瀬を楽しむ上でのルール・マナーの普及啓発 ・入山口やインターネットでを活用した 入山前後における普及啓発			0		0		Δ	0		0	0	0		0	0	0	0	-		0	0	-	-			-	0		・尾瀬国立公園協議会 ・適正利用の推進に関する 小委員会
■望ましい交通アクセスの検討 ・滞在型や周遊型利用の促進を意識した アクセスのあり方の検討 ・利用者が少ない地域へのアクセスの向上 ・尾瀬と他の地域を結ぶアクセスの連携強化 ・分かりやすくて利用しやすい案内や誘導	0				0	0	0	0		0		0		0	0			-		0	0	-	-			-	0		・尾瀬国立公園協議会・適正 利用の推進に関する小委員会・県道栗山舘岩線整備推進規 制同盟会・片品村尾瀬交通対 策連絡協議議会

資料2-1

尾瀬における新型コロナウイルス感染症 への対応(令和2年度)

コロナに伴う全国的な動きと尾瀬の対応(2020年4月~7月)

全国(※)	尾瀬
●4月 7日 7都府県に「緊急事態宣言」 (東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡)	
●4月16日 全国に「緊急事態宣言」拡大 13都道府県は「特別警戒都道府県」 (上記に加え、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都)	●4月17日 関係機関と調整の上、 尾瀬保護財団HPに「入山自粛のお願い」を掲載 ●4月17日 <u>権技転村内施設の営業自粛開始(~6月30日)</u>
●5月 4日「緊急事態宣言」5月31日まで延長	●4月24日 独待峠までの閉道延期(~5月22日) ●4月26日 御池まで開通(駐車場等利用不可)
●5月14日「緊急事態宣言」39県で解除 8都道府県は継続 (北海道、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、京都) ●5月21日 緊急事態宣言 関西は解除 首都圏と北海道は継続 (解除:大阪、京都、兵庫 継続:北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川)	●5月19日 尾瀬山の鼻ビジターセンター常駐開始 (開館なし) 尾瀬沼ビジターセンター常駐開始 (開館なし)
●5月25日 全国で緊急事態宣言の解除	●5月22日 鳩待峠まで開通(同日19時よりマイカー規制開始) ●5月23日~6月末の土日 戸倉尾瀬第一駐車場および鳩待峠において 関係機関による啓発活動実施
●6月1~18日 県内観光から取り組む。 県外からの呼び込みは控える。	●6月 1日 尾瀬山の鼻ビジターセンター開館
●6月19日 都道府県またぐ移動の自粛要請 全国で緩和 観光は県をまたぐものを含めて徐々に。	●6月18日 <u>恩瀬保護財団HPの「入山自康のお願い」を</u> 「尾瀬への入山について(ご注意ください)」に変更
●7月 1日 観光が再開 ※NHK特設サイトを一部改変「https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus.	●7月 1日 檜枝岐村内施設の営業再開、御池駐車場営業開始、 御池〜沼山峠間シャトルバス運行開始 <u>一部山小屋・トイレ開始</u> 、尾瀬沼ビジターセンター開館

2020年コロナ禍における尾瀬の状況1

施設の閉鎖等

- ・ 道路の開通延期等、物理的に入山できない状況が発生
- ・一部の山小屋や公衆トイレの休止等が発生(※)
- ・ビジターセンターの開館が遅れ、イベント等も縮小

※休止施設 山小屋等: 御池ロッジ、第二長蔵小屋、沼尻休憩所、尾瀬小屋、元湯山荘、龍宮小屋、尾瀬ロッジ、大清水小屋、物見小屋 トイレ:竜宮公衆トイレ、沼尻トイレ

注意喚起や感染防止対策の実施

- ・尾瀬保護財団等のHPに利用者へ対する注意喚起を掲載
- 業種ごとのガイドラインに沿って対策を実施
- ・公衆トイレ等ではせつけん等を設置





※ホームページ等での掲示内容

尾瀬への入山について(ご注意ください)

ナウイルス感染拡大防止のため、**体調に不安がある方や、自ら** 安全確保を行うことが難しい方の尾瀬への入山は控えてください。 なお、8/25時点の尾瀬の状況は、以下のとおりとなっています

①多くの施設が休止しています。

- ・山小屋及びキャンプ場、公衆トイレ等の開所は別紙をご確認ください。
- (ご予約等については、各山小屋・キャンプ場にお問い合わせください) ・長時間トイレのない区間がありますので、携帯トイレ携行をお願いします。

2 従来どおりの漕難救助はできません。

- ・施設の休止等により救助体制が整っていないため遭難救助は困難です。・携帯電話は、ほとんどの場所でつながりません。
- ③熱中症にご注意ください。
- ④福島県側(沼山峠、御池)は入山可能です。
- ・御池駐車場は営業中

- ・ 神心 起車 場 は 選 乗 甲 ・ 沼山 峠まで は 通 年 マイカー 規 制 / 路線 バス・シャトルバス は 運 行 中 ・ 田代山 (3猿 倉 登 山 口) は、 入山 可 能 ・ 帝 釈山 (馬 坂 峠 登 山 口) は、 途 中 の 道 路 が 崩 落 し 通 行 止 め (入山 不 可) ・ 道 行 沢 (七 入 ~ 沼 山 峠) は、 通 行 可 能
- ⑤群馬県側(鳩待峠・大清水・富士見下)は入山可能です。
- ・鳩待峠まではマイカー規制あり(時期による) ・大清水〜一ノ瀬間の低公害車両は運行中 ・至仏山は開山中(通常、5/7-6/30は植生保護のため閉鎖)
- ・木道付近等でのツキノワグマの目撃情報が多く、注意が必要
- ⑥新潟県側は入山可能です。
- ・浦佐駅〜沼山峠間(路線バス(浦佐駅〜奥只見ダム)・遊覧船(尾瀬口 コース)・乗合バス(尾瀬口〜御池〜沼山峠)は運行中 ※路線バス(浦佐駅〜奥只見ダム)は8月〜11月8日まで毎日運行

2020.8.25 環境省、群馬県、福島県、新潟県、片品村、檜枝岐村、南会津町、魚沼市、(公財) 尾瀬保護財団

尾瀬入山にあたって

尾瀬入山にあたっては、次の点にご注意ください。

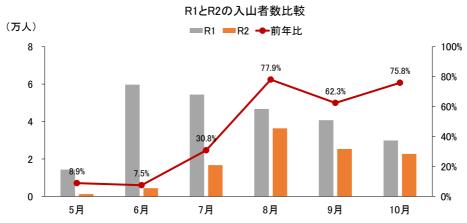
- 体調に不安がある方は入山しないでください。 (従来どおりの遭難救助はできません)
- ・当日検温を実施するとともに、発熱や咳等の症状がある方は、 入山しないでください。
- 2 必要に応じたマスク等の着用をお願いします。
- ・施設内、乗合バス・乗合タクシー内や人とのすれ違い時などには マスク等を着用し、咳エチケットにご配慮ください。 (※熱中症予防にも、十分ご留意ください。)
- 3 身体的距離を確保してください。
- ・他の方との間隔は、2m以上等、余裕のある距離を保って
- ・尾瀬の木道は1基(1本)約4mで、目安となります。
- 4 余裕のある登山計画を立ててください。
- ・マスク等の着用や、身体的距離に配慮した登山は、時間がかかり
- ・事前に情報収集等を行い、無理のない行程を計画してください。

2020.8.25 環境省、群馬県、福島県、新潟県、片品村、檜枝岐村、南会津町、魚沼市、(公財) 尾瀬保護財

2020年コロナ禍における尾瀬の状況2

利用状況の変化

・入山者の大幅な減少(団体旅行は壊滅的)



※令和元年度まではカウンターの数値を周辺施設の利用者数等を用いて一部補正しており、 またカウンターの設置期間等が異なるため令和2年度と単純な比較はできない。

2021年シーズンの尾瀬の開山に向けて

利用者への呼びかけ(案)

- (1)体調に不安がある方は入山しないでください(従来どおりの救助はできません)
- (2)必要に応じてマスク等を着用してください(施設内、バス内、すれ違い時など)
- (3)身体的距離を確保してください
- (4)普段以上に安全に配慮した余裕ある計画を立ててください(登山道難易度も発信)
- (5)空いている時期・場所を訪れることを検討してください(ピーク避ける、平日利用など)
- (6)各施設が取り組む感染防止策にご協力ください
- ※令和2年度同様、現地の最新状況を含め「尾瀬保護財団が調整役」として 取りまとめ、国・県・市町村連名で発信
- ※国立公園、山岳団体、観光地等で発信されている情報を収集・整理した上で作成

呼びかけ方法

- ○尾瀬保護財団HP → 適宜、関係機関が発信
- ○各入山口、ビジターセンター等の各施設

国立・国定公園への誘客の推進と収束までの間の地域の雇用の維持・確保

令和2年度補正予算(案)

2.400百万円

【背景·課題】

- ○新型コロナウイルスのパンデミックにより、国内外旅行者が急激に減少しており、国内有数の観光地である国立・国定公園では、宿 **泊業をはじめとする観光事業者等へ甚大な影響が出ており、当面の地域の雇用の維持が喫緊の課題となっている**。また、外出を 控えているため、ストレスフルな生活になり、社会全体に閉塞感が漂っている。
- ○コロナ収束前の段階から、収束後を見据えたツアー準備等に取り組むことで、国立公園等の関係事業者の雇用を維持・確保する。 ○加えて、この機会に、大自然を有する国立公園等による心身のリフレッシュはもちろん、自粛により外遊びを控えていた**子供達に国立公園等が『遊び場』として満喫できる場所であることを発信すること**で、社会の閉塞感の解消、旅行者増につなげ、地域経済を再生させる。
- ○訪日外国人についても、コロナ収束後に反転攻勢に転じ、「日本の国立公園」をディスティネーションとして再認識してもらう必要。

【事業内容】

- 1. コロナ収束前の段階から、コロナウイルス収束後の反転攻勢を見すえ、企画等の実施準備やツアー実施場所での海岸清掃や歩道修繕といったツアー準備への支援を行う。また、コロナ収束後、国立公園等において切れ目無い魅力的なツアーを実施。特に子供向けツアーの拡充を行う。具体的には、エコツーリズム事業者やDMO等に対し、①ツアー企画・実施費用の支援(特にワーケーション事業と連携するもの等の先進的なツアーの支援)、②ツアー実施のための準備に関する支援を実施※DMO(観光地域づり法人)
- 2. 1と合わせて、国内外向け緊急プロモーションの実施等(デジタルマーケティング広告実施、ウェブサイト整理など)

【効果】

- ○地域の観光事業者の雇用の維持・確保
- ○特に子供が楽しめるツアーを実施(34国立公園等で200以上の新規ツアー等を企画・実施、約20万人の動員)
- ○子供向けコンテンツの拡充による自然への関心の喚起
- ○ガイドの解説等を通して、来訪者の自然への関心の向上、環境配慮意識の醸成に寄与
- ○国内外からの旅行者数の増加による地域活性化やSDGS目標の達成に貢献

【各省連携】

- ○1については宿泊補助、一次交通(鉄道、航空等)などの支援を実施する関係省庁と、2については観光庁・JNTOと連携して 実施
- ○観光庁等により収束前から観光喚起がされる場合は、前倒しで実施できるよう準備

令和2年度誘客事業等の採択事業一覧(尾瀬国立公園)

No.	事業者名	事業概要
1	福島県自然公園清掃協議会尾 瀬支部 【誘客促進事業】	尾瀬の福島県側の登山道の刈払い、木道の軽微な補修等を行うとと もに、会津沼田街道・ 御池古道といった歴史・文化資源を活用し たツアーなど4種類のツアーを実施。
2	尾瀬ルート活性化委員会 【誘客促進事業】	魚沼から尾瀬に向かう小沢平の登山道の軽微な補修等を行うととも に、小沢平含むモニターツアーや越後三山只見国定公園の自然体験 などの親子向けツアーを実施。
3	東京パワーテクノロジー株式 会社尾瀬林業事業所 【誘客促進事業】	尾瀬のガイドの雇用確保と温泉観光施設の活性化、利用者に魅力のあるサステイナブルツーリズムの提供等を目的として、ヤマネ調査体験をはじめとした自然体験ツアー(7種)と1泊2日の尾瀬ツアーを実施。
4	株式会社尾瀬岩鞍リゾート 【誘客促進事業】	尾瀬国立公園と麓の片品村のベストシーズンに、東京を中心とした 小学生延べ500人を招き、自然体験ツアー・イベントを実施すると ともに、SNSなどで国内外にプロモーションを実施。
5	NPO法人片品・山と森の学校 【誘客促進事業】	サステイナブルツーリズムの観点から、尾瀬の山小屋、ペンション、 ガイド、旅行会社が一体となり、約30種類の体験コンテンツを含ん だ長期滞在型ツアーを実施(3泊4日と7泊8日)を実施。
6	インテムコンサルティング株 式会社 / ラムサールセンター 【誘客促進事業】	欧米やアジアのミドルクラス、アッパーミドルクラスを対象に、日本のラムサール条約湿地の魅力を世界に発信するため、尾瀬の魅力を多面的に体験できるインバウンド向けモニターツアーを実施。
7	1 +0000000 101 10 0 11	かたしな高原キャンプ場に90人収容できる超大型テントを設置し、 地産地消による地元食材を用いた食事提供を行うとともに、日中は 尾瀬のトレッキングや菅沼SUP等のアクティビティを体験するグラ ンピングツアーを実施。



登山道整備(尾瀬ルート活性化委員会



尾瀬ガイドツアー(TPT)



かたしな高原グランピング(大都開発)

国立公園・温泉地等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業

【令和2年度3次補正予算(案)】



<参考:令和2年度補正予算3,000百万円(国立公園等への誘客・ワーケーションの推進と収束までの間の地域の雇用の維持・確保)>

国立公園等での誘客やワーケーションの推進によりライフスタイル変革と地域活性化を図ります。

1. 事業目的

- ①国立公園等で「遊び、働く」という健康でサステナブルなライフスタイルを推進し、地方創生に貢献。
- ②感染症対策を徹底した上で、国立公園、国民保養温泉地等において魅力的な冬期・春期のツアー等やワーケーション を実施することで、新型コロナウイルス感染拡大により減退した公園利用の反転攻勢と地域経済の再活性を図る。

2. 事業内容

新型コロナウイルスにより、国立・国定公園及び国民保養温泉地では、観光事業者等に甚大な影響が出ている。一方、自然体験、サステナビリティ、健康等への関心が高まっており、国立公園等は大きなポテンシャルを有している。

①国立・国定公園での滞在型ツアーの推進

地域一体となった自然体験型のツアー等の企画・実施・準備、海岸清掃・修 景伐採等の環境整備、感染症対策、e-bike利用等による脱炭素化等を支援。

- ②国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進 地域一体となったワーケーションの企画・実施、Wi-Fi等の環境整備、パー テーションやCO2濃度センサー設置等の感染症対策、e-bike利用等による脱 炭素化等を支援。
- ③国内外向けプロモーション 国立公園等の魅力を訴求するプロモーション等を実施。

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業(定額、1/2、2/3)、請負事業

■補助対象 地方公共団体・民間事業者(山小屋等)・団体・協議会等

■実施期間 令和2年度

4. 事業イメージ



・自然体験、サスティナビリティ、健康等への関心が高まっており、それを踏まえたツアー等の造成を支援



・感染症対策を徹底した温泉 宿等のワークスペースで健康 かつクリエイティブに働ける ワーケーションを推進



・各地域で滞在型ツアーや ワーケーションを推進し、国 立公園等の魅力とともにプロ モーション

お問合せ先: 自然環境局 国立公園課 電話:03-5521-8277/国立公園利用推進室 電話:03-5521-8271

「尾瀬国立公園管理計画」の見直しについて

1. 経緯

- 地域の関係者との協働による国立公園の管理運営の取組を進めるため、「国立公園 管理運営計画作成要領」(平成 26 年 7 月環境省自然環境局長通知)では、<u>総合型協議会で決定された国立公園のビジョン、管理運営方針等について、「国立公園管理</u> 運営計画」に位置づけることとされている。
- このため、令和元年度から尾瀬国立公園協議会に「尾瀬国立公園管理運営計画検討 小委員会」を設置し、「新・尾瀬ビジョン」を踏まえた、新たな「尾瀬国立公園管 理運営計画」について検討を行ってきた。

2. 現行の管理計画 (H25) からの主な変更点

- (1)「新・尾瀬ビジョン」を踏まえた修正
- 「ビジョン・管理運営方針」(第2章)、保全に関する事項(第4章)、利用の推進に関する事項(第5章)を、「新・尾瀬ビジョン」に基づき追記
- 新ビジョンの「今後の方向性と必要な取組」及び地域の意見交換会等での議論を 踏まえ、「地点ごとの利用方針」を追記(第5章4)
- (2)「国立公園管理運営計画作成要領」に沿った構成の変更
- 第3章「国立公園関係者の連携体制等に関する事項(みんなの尾瀬)」を追記
- 現行の第5章(直轄施設)を「利用施設ごとの取扱方針」に統合(第5章4(3))

(3) その他

- 令和2年度の公園計画の第一次点検に合わせ「尾瀬国立公園の概要」を更新する とともに、有識者の助言を踏まえ動植物種に関する記載を更新(第1章)
- 「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」策定を踏まえた加筆(第4章)
- <u>許認可の取扱方針を「審査基準」及び「配慮を求める事項」に整理</u>するとともに、 標識ガイドライン、廃屋撤去、施設長寿命化等について追記(**第6章**)
- その他、現行計画から時間が経過したことに伴う名称等の変更

<u>3. 今後のスケジュール</u>

令和3年

4月以降 関係行政機関への意見聴取、パブリックコメント(事務所案) 法定受託県への意見照会(案)

夏頃 決定、公表

資料3-2

尾瀬国立公園 管理運営計画書 (素案)

赤 字:現行管理計画(H25.8月)からの変更箇所

網かけ:事務局原案(R2.3 月協議会)からの変更箇所

令和 年 月

環境省 関東地方環境事務所

尾瀬国立公園管理運営計画書

目次

はじめに	1
1. 尾瀬国立公園の指定経緯	1
2. 管理運営計画の策定経緯	2
3. 尾瀬国立公園における管理運営計画の位置づけ	3
第1章 尾瀬国立公園の概要	4
1. 公園区域及び公園計画の概要	4
2. 自然環境の概要	9
3. 公園利用の概要	13
第2章 ビジョン及び管理運営方針	14
1. ビジョン	14
2. 管理運営方針	15
第3章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項(みんなの尾瀬)	17
1. 関係者の連携に関する方針と施策	17
2. 国立公園の管理運営に関係する各種計画・会議等	20
3. 整合を取るべき地域の各種計画	21
第4章. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項(みんなで守る)	23
1. 保全のゾーニング	23
2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針	26
3. 保全に関する施策の方向性	32
第5章 適正な公園利用の推進に関する事項(みんなで楽しむ)	38
1. 利用に関する施策の方向性	38
2. 利用のゾーニング	43
3. エリアごとの利用方針	45
4. 地点ごとの利用方針	48
第6章 行為許可等及び公園事業の取り扱いに関する事項	65
1. 許可、届出等取扱方針	65
2. 公園事業取扱方針	70

H30.9.10.尾瀬国立公園協議会

新・尾瀬ビジョン

実現のために

R〇.〇. 関東地方環境事務所長

尾瀬国立公園管理運営計画

<経緯及び概況の認識>

はじめに

第1章 尾瀬国立公園の概要

- 指定経緯
- 公園計画の概要
- 自然環境の概要
- 公園利用の概要

くビジョン等の共有>

新・尾瀬ビジョンに沿って作成

第2章 ビジョン及び管理運営方針

尾瀬国立公園が めざすべき姿

- 行動理念
- 管理運営の方向性

|<管理運営の実施>

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項

(みんなで楽しむ)

- ・施策の方向性
- 利用のゾーニング
- ・場所ごとの利用方針

第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(みんなで守る)

- 保全のゾーニング
- 保全対象 & 保全方針
- 施策の方向性

第3章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

(みんなの尾瀬)

- 方針と施策
- 関係する各種計画等

<許認可等の行政手続>

第6章 行為許可等及び公園事業の取扱に関する事項

R〇.〇.環境大臣

公園計画

規制計画

事業計画

はじめに

尾瀬国立公園は、福島県、栃木県、群馬県及び新潟県の県境に位置し、日本最大の山地湿原である尾瀬ヶ原及び火山堰止湖の尾瀬沼、それらの周りを取り囲む燧ヶ岳、至仏山、会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山等 2,000m級の山岳地帯から構成されています。壮大な湿原景観やそこに生育する湿原植生、高山植物等を目的とした自然探勝や登山を中心に、春から秋(5月~11月)にかけ約 25万人(令和元年度)の利用者が訪れます。

1. 尾瀬国立公園の指定経緯

尾瀬は、昭和9年12月4日、尾瀬沼及び尾瀬ヶ原の一帯並びにそれをとりまく燧ヶ岳及び至仏山等の地域が、日光地域とともに日光国立公園の「尾瀬地域」として指定されました。

その後、平成18年に環境省が設置した「尾瀬の保護と利用のあり方検討会」で取りまとめられた「尾瀬ビジョン」において、オオシラビソやブナを中心とする森林帯や山地湿原等の自然環境が尾瀬地域と共通性が高く、文化・伝統及び利用の面からも尾瀬地域と深いつながりがある「会津駒ヶ岳地域」及び「田代山・帝釈山地域」を公園区域に含め、保護・利用・管理運営のための施策を一体的に行う必要性が提唱され、公園計画の再検討が求められました。 <u>当該地域の国立公園への編入については、既</u>に昭和46年の自然公園審議会において答申を受けており、その必要性が認められていました。

また、平成18年度に環境省が設置した「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」において、既存の国立・国定公園についても、「国民にわかりやすい区域及び名称を用い、性格の異なる区域がひとつの公園として指定されている場合は、区域の見直しを含めた妥当性を検討することが重要である」との提言がありました。こうした観点からも、保護及び利用の両面において、尾瀬地域の分離独立を検討するに値すると考えられました。

以上の経緯を踏まえ、平成 18 年度より尾瀬地域の公園計画の再検討が行われ、原生的な自然環境を 主体とする同地域を日光国立公園から分離独立するとともに、会津駒ヶ岳地域及び田代山・帝釈山地 域を国立公園に編入し、平成 19 年 8 月 30 日、新たに「尾瀬国立公園」として指定されました。

1

2. 管理運営計画の策定経緯

(1)尾瀬国立公園管理計画(平成25年8月)

平成19年8月の尾瀬国立公園の指定に伴い、「日光国立公園尾瀬地域管理計画」(平成9年)を 踏まえつつ、平成25年8月に「尾瀬国立公園管理計画」を作成しました。同管理計画においては、 会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域の編入、宿泊者数と利用者数の減少等の利用状況の急激な変化、ニ ホンジカによる植生被害等の課題を踏まえた管理方針を示しました。

(2) 国立公園における協働型管理運営 (平成 26 年 7 月)

今日の国立公園においては、外来種や野生鳥獣による被害等の新たな課題への能動的な対応、利用者ニーズの変化を踏まえ地域振興に配慮した適切な利用の推進、地域の観光や土地利用に関する計画・施策との整合性の確保等の観点から、国立公園の管理運営における地域との協働が強く求められるようになりました。こうした状況に対応するため、平成26年3月に「国立公園における協働型管理を進めるための提言」が取りまとめられました。同提言を受け、平成26年7月、「国立公園における協働型管理運営の推進について」(環境省自然環境局長通知)が発出されるとともに、「国立公園管理運営計画作成要領」(環境省自然環境局長通知)が策定されました。

(3)尾瀬国立公園管理運営計画 (令和2年●月)

尾瀬国立公園においては、全国に先駆け、平成20年1月に総合型協議会である「尾瀬国立公園協議会」を設置し、「尾瀬ビジョン」(平成18年8月)の進行管理及びその実現を目指すとともに、参加型管理運営体制の構築を進めてきました。同ビジョンの策定から10年以上が経過したことから、尾瀬を取り巻く自然的・社会的環境の変化等を踏まえ、平成30年9月に同協議会において「新・尾瀬ビジョン」を決定しました。

「新・尾瀬ビジョン」に示された「尾瀬がめざす姿」や行動理念、今後の方向性等を踏まえ、同ビジョンに即した国立公園の管理運営を進めるため、「国立公園管理運営計画作成要領」に基づき「尾瀬国立公園管理運営計画」を作成しました。

昭和9年12月4日	日光国立公園指定
昭和 13 年 5 月 13 日	特別地域の指定
昭和 38 年 12 月 22 日	特別保護地区の指定
<u>平成 18 年 11 月 30 日</u>	「尾瀬ビジョン」決定(尾瀬の保護と利用のあり方検討会)
平成 19 年 8 月 30 日	「尾瀬国立公園」の指定
	(日光国立公園から「尾瀬地域」の削除)
平成 25 年 8 月	「尾瀬国立公園管理計画」作成
平成 30 年 9 月 10 日	「新・尾瀬ビジョン」決定(尾瀬国立公園協議会)
<mark>令和 3 年●月●日</mark>	「尾瀬国立公園管理運営計画」作成

3. 尾瀬国立公園における管理運営計画の位置づけ

(1) 国立公園管理運営計画の目的等

国立公園の管理運営計画は、地域の実情に即した国立公園管理運営業務の一層の徹底を図るとともに、地域の多様な関係者と国立公園の目指すべき姿や将来目標、国立公園の保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として、国立公園ごと又は国立公園の地域ごとに、各地方環境事務所長等が管理運営計画を作成しています。

管理運営計画には、「国立公園管理運営計画作成要領」において、以下の事項を定めることとしています。

第3 管理運営計画の内容

- (1) 管理運営計画作成の経緯
- (2) 管理運営計画区の概況
- (3) ビジョン
- (4) 管理運営方針
- (5) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- (6) 適正な公園利用の推進に関する事項
- (7) 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項
- (8) 国立公園関係者の連携体制等に関する事項
- (9) その他

(2) 尾瀬国立公園管理運営計画

「尾瀬国立公園管理<u>運営</u>計画」においては、<u>「新・尾瀬ビジョン」を踏まえ、</u>これらの事項について定めるとともに、<mark>関係団体等の協力のもと、</mark>尾瀬国立公園の管理を担う環境省関東地方環境事務所が、尾瀬国立公園をどのようにしていきたいのか(「目指すべき姿」)、この「目指すべき姿」を達成するために環境省をはじめとした各主体がどこ(「保全対象」)をどのように保全し(「保全方針」)、どのような利用を誘導していくか(「利用方針」)、を明確化します。

また、尾瀬国立公園の管理は、関係団体・関係者との協力のもとに行われているため、本管理<u>運営</u> 計画に定める事項は、多くの方々が理解しやすい内容とします。

なお、公園計画は概ね5年毎に見直し作業(点検)を行うこととされており、本管理<u>運営</u>計画においても、公園計画の変更、社会状況の変化等、必要に応じて<mark>見直しを行う</mark>ものとします。

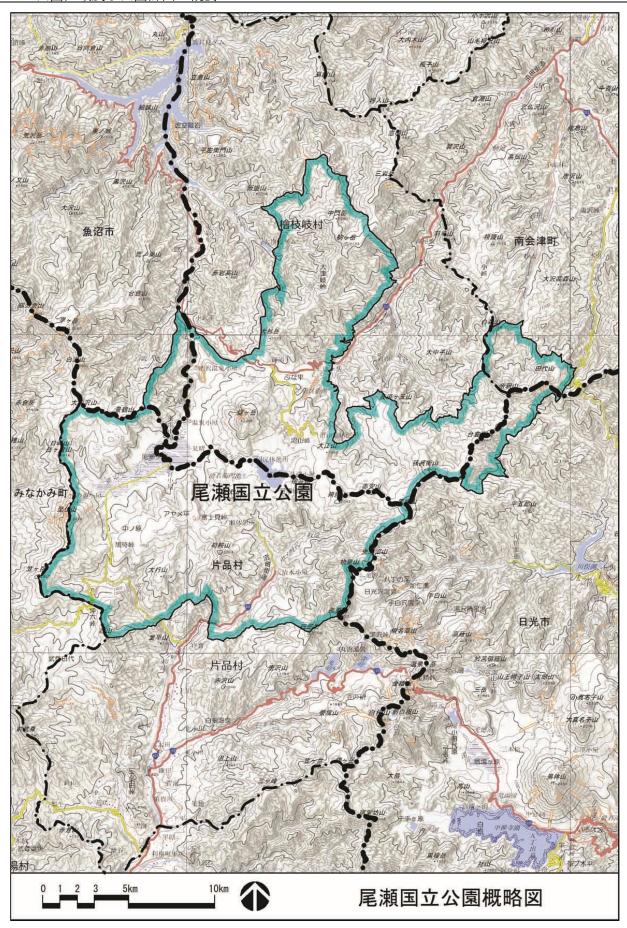
見直しに当たっては、 モニタリング情報や尾瀬国立公園協議会での評価等を反映し、保全や利用に 関する方針を見直す等、利用状況や自然環境、社会状況の変化に対応した、順応的な国立公園の管理 運営を図ります。

第1章 尾瀬国立公園の概要

1. 公園区域及び公園計画の概要

(1)区域

本公園は、福島県南会津郡檜枝岐村及び南会津町、栃木県日光市、群馬県利根郡片品村、新潟県魚沼市の4県5市町村にまたがる山岳地で、ブナを中心とした山地帯、オオシラビソ、トウヒ、コメツガ等の針葉樹を中心とした亜高山帯に、尾瀬ヶ原や尾瀬沼をはじめとした大小の湿原、湖沼等が点在する、本州を代表する自然性の高い山岳公園です。面積は、37,222haになります。



1. 公園区域及び公園計画の概要

(2) 公園計画の概要

尾瀬国立公園公園計画(令和3年〇月〇日)においては、規制計画及び施設計画について、以下のとおりとしています。

1) 規制計画

① 特別保護地区

(基本方針)

尾瀬沼及び尾瀬ヶ原を中心とする日光国立公園以来の尾瀬地域の特別保護地区、燧ヶ岳の北面に点在する湿原と周囲の自然林、会津駒ヶ岳及び田代山の山頂部等の湿原雪田群落、袖沢上流部の多様性に富む森林植生等、特徴的な景観を構成している地域は、特別保護地区として厳正な保護を図る。

(指定対象)

- 我が国を代表する山地湿原・山地湖沼である尾瀬ヶ原、尾瀬沼と周囲の山稜からなる、 本公園の傑出した自然景観の核心をなす地区。
- 会津駒ヶ岳山頂から中門岳にかけての稜線部東側及び南側斜面に発達した雪田草原及び田代山山頂部に形成された世界的にも稀な台地上の傾斜湿原等の湿原植生。

② 第1種特別地域

(基本方針)

特別保護地区周辺にあって、特別保護地区と一体となった景観を構成している優れた原生的 森林や稜線部等の地域は、第1種特別地域とする。

(指定対象)

- 特別保護地区に隣接する山稜部で、尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の背景として一体となった景観を構成する、オオシラビソを主体とする自然性の高い森林。
- 会津駒ヶ岳及び田代山の特別保護地区から連続する稜線部で、オオシラビソを主体とする自然性の高い森林が分布し、針葉樹林に囲まれた湿原の織りなす神秘的な風致が見られる地域。

③ 第2種特別地域

(基本方針)

利用上重要な車道沿線、主要な利用地点の周囲及び良好な状態で維持された自然林は、第2 種特別地域とする。

(指定対象)

- <u>燧ヶ岳北西麓、会津駒ケ岳山麓及び御池・ブナ平の典型的な日本海型ブナ林、松嵓岳北東部の標高 1,600m 以上に発達した亜高山帯針葉樹林帯及び自然性低木群落等、極めて良好な状態で残された原生的な森林景観。</u>
- <u>田代・帝釈山山麓及び大江山東部の、オオシラビソの中にコメツガ、トウヒ等が混交</u> する太平洋側の色相が色濃い林相や気候的な極相と考えられる広く発達したブナ林。

1. 公園区域及び公園計画の概要

- 黒岩山西部のオサバグサ生育地を含む標高 1,700m 以上のオオシラビソ群落及び低標高部の広く発達したブナ・ミズナラ等の広葉樹林など自然性の高い森林景観。
- 尾瀬沼畔に位置する尾瀬沼集団施設地区
- 大清水、富士見、鳩待峠、津奈木一帯の、ダケカンバとオオシラビソの針広混交林、標高 1,400m 付近のブナ林、ブナ帯より低標高部のコナラ群落及び津奈木湿原や渓流地帯など多様性に富んだ植生。

④ 第3種特別地域

(基本方針)

人工林を主体とした地域は、第3種特別地域とする。

(指定対象)

- <u>檜枝岐村集落地の集落に近い標高 1,300m 以上の山麓地の、ブナを主体とする自然林の</u> ほか、薪炭採取などの地域の生活・文化と密接に関連した多様な植生。
- 片品村戸倉区の後背に当たり、高標高部のオオシラビソ等が生育する亜高山帯の森林景観、低標高部のブナ・ミズナラ等の広葉樹林帯、カラマツ等の造林地からなる地域。

⑤ 関連事項

- <u>当該地域の景観の核心をなす尾瀬沼及び尾瀬ヶ原を厳正に保護するため、汚水又は排水の</u> 排出規制区域とする。
- 当該地域の希少な高山植物や固有植物種を保護するため、採取等規制植物を定める。

2) 施設計画

- ① 保護施設計画
 - i) 植生復元施設

過去の過度な利用やニホンジカの食害等によって生じたと考えられる湿原・高山植生等の 損傷箇所については、植生復元施設として適切な保護と復元を図る。

② 利用施設計画

i) 集団施設地区

本公園の利用動線上、重要な利用拠点であり、宿舎、博物展示施設等の利用施設が整備されている、快適な公園利用の拠点として、適切に整備・管理運営を行う。

- a) **御池** 尾瀬沼や尾瀬ヶ原への入山拠点であり、宿舎等の利用施設が集約的に整備 されている。また、マイカー規制の基点となっており、適正な利用を図る上 での拠点として重要な地区。
- b) 尾瀬沼 <u>主に沼山峠及び大清水からの入山者にとって重要な経由地及び利用拠点であり、各種の利用施設が整備されている。適正利用の推進を図る拠点として</u> 重要な地区。
- c) 山ノ鼻 <u>主に鳩待峠からの入山者にとって重要な経由地及び利用拠点であり、各種</u> <u>の利用施設が整備されている。適正利用の推進を図る拠点として重要な地</u> <u>区。</u>

ii) 単独施設

適正な利用の増進を図るため、計画的に整備を行う施設。

- a) **園地** 散策、風景鑑賞、自然観察等の自然とのふれあいを図るための施設
- b) 宿舎 宿泊の用に供される施設(休憩所の機能を含む)
- c) 避難小屋 山岳において一時難を避けるための施設
- d) 休憩所 休憩又は飲食の用に供され、情報提供の機能も備えた施設
- e) 野営場 野営のために供されるテントサイト等の施設
- f) **駐車場** 公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を駐車するための施設
- g) 給水施設 公園利用者に飲料水を供給するための施設(取水井、給水管等)
- h) 排水施設 集団施設地区又は公園利用者の集中する地区において雨水又は汚水を適切に処理するための施設(排水管、浄化施設等)
- i) 博物展示 本公園の自然環境や歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、 施設 展示や解説等を行う施設 (ビジターセンター)
- iii) 車道 入山口等までのアプローチとして現存し、利用されている車道。

iv)歩道

本公園の多くの歩道は、公園計画上は「登山道」に位置付けられているが、各歩道の自然条件及びこれに見合った利用形態を考慮し、本計画では、歩道を下記の2種類に分類する。

- a) 登山道 急斜面を中心とした場所に設置されており、相応の登山技術、体力、装備を 有する公園利用者を想定した歩道
- b) 探勝歩道 緩斜面を中心とした場所に設置されており、特別な登山技術は持たないが、 ある程度の体力と装備を有する公園利用者を想定した歩道

3) 生態系維持回復事業計画

ニホンジカの生息数増加や生息域拡大とともに、湿原植生の攪乱等が確認され、ニホンジカの 影響を受けずに形成された本公園の生態系に大きな影響を与えています。

このため、本公園の生態系の維持又は回復を図るため、ニホンジカの防除や植生の保護等を実施します。また、事業の効果を検証するため、ニホンジカの生息状況等の調査及びモニタリングを実施し、より効果的な事業実施に向けて調査研究及び実証試験を行います。

2. 自然環境の概要

2. 自然環境の概要

(1)地形、地質

我が国を代表する典型的な山地湿原で、
 日本最大の山地湿原である尾瀬ヶ原と、火山堰止湖である尾瀬沼を中心に、大江湿原、アヤメ平等の成因及び規模の異なる湿原を、燧ヶ岳や至仏山等の2,000m級の山々が取り囲み、盆地地形を形成しています。また、尾瀬沼及び尾瀬ヶ原一帯を源とした只見川は、平滑ノ滝、三条ノ滝等の瀑布景観を形成しています。

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の北部には、雪田草原、湿原を有する会津駒ヶ岳、東部には黒岩山、帝釈山、 山頂に台地状の湿原を有する田代山の山稜が連続しており、尾瀬国立公園全体においても変化に富 んだ地形及び多様な地質を呈しています。

田代山~帝釈山~台倉高山~三平峠~富士見峠~鳩待峠~至仏山を結ぶ稜線は日本海と太平洋 との水系の境界線で中央分水嶺と呼ばれています。

1) 尾瀬沼

標高<u>約 1,660</u>m に位置し、<u>約</u>180ha の面積をもつ沼で、水深は約 9mあります。燧ヶ岳の噴火によって流れた溶岩が沼尻川を堰き止めてできたと考えられており、周囲には浅湖湿原、大江湿原等の発達した湿原を有し、それらの湿原と併せ、沼から湿原への遷移の過程が見られます。

2) 尾瀬ヶ原

燧ヶ岳の溶岩によって沼尻川が堰き止められ、周囲の山等から流入した土砂が堆積し、形成された山地湿原と考えられており、標高約1,400mに位置し、約849haの面積を有します。代表的な高層湿原の特徴を有し、ケルミーシュレンケ複合体等の特異な地形が見られるとともに、4.5~5.0mと厚く堆積した泥炭層は、過去の気候変化や周辺の火山記録等の調査に用いられ、学術上の価値が高い高層湿原です。また、湿原内の川沿いには、上流の土砂が堆積し栄養の豊富な土壌の上に形成された拠水林が見られます。

なお、低層湿原、中層湿原も存在し、池塘や浮島等の湿原の形成過程を示す微地形や水の流れが湿原の中に消え、離れた場所に再び湧き出す竜宮現象を見ることができることも尾瀬ヶ原の特徴です。

3) 燧ヶ岳等の火山

燧ヶ岳は尾瀬ヶ原東側に位置し、標高 2,356mの東北地方以北の最高峰であり、度重なる噴火により噴出した溶岩や火山灰が積み重なって形成された成層火山です。火山活動が約 35 万年前に始まり、約 500 年前にも噴火した比較的新しい火山です。葉荽嵓、類、嵓、御池岳、赤ナグレ岳及びミノブチ岳の 5 つの火山体から成り、最も高い柴安嵓が燧ヶ岳の標高となっています。北面には所々に湿原が形成されています。

尾瀬ヶ原や尾瀬沼周辺を囲むアヤメ平、皿伏山、荷鞍山、ススヶ峰、景鶴山等も火山であり、アヤメ平には湿原が形成されています。

4) 至仏山

尾瀬ヶ原西側に位置する標高 2,228mの構造山地です。約1億年前に地殻変動により隆起し形成された南北に長い山塊であり、その南には小至仏山、悪沢岳、笠ヶ岳等の 2,000m級の峰々が連なっています。至仏山の東面は谷が浅い穏やかな山容であり、山麓には花崗岩~足尾帯にあたる砂岩・頁岩が分布し、山頂に向かうにつれ、蛇紋岩の基盤露出や岩塊が見られます。蛇紋岩はマグネシウムを多く含む超塩基性の特異な岩石です。また一部流紋岩が貫入しています。

2. 自然環境の概要

5) 会津駒ヶ岳

越後山脈に属し、標高 2,133mで、山頂及び稜線部には雪田草原、湿原を有します。特に、北西の中門岳 (2,060m) へ至る稜線上は平坦な地形となっており、雪田凹地により湿原や池塘が多く点在しています。山頂から南西へ大津岐山 (1,945m)、大杉岳 (1,922m) と、2,000m級の山々が連続していますが、起伏が少ないため、山頂部分が明瞭ではありません。地質は、中門岳周辺は花崗岩類、南西の大杉岳、大津岐山及びキリンテ周辺は約1万8千年前から現在までに形成された最も新しい地層が分布しています。

6) 田代山·帝釈山

北端の田代山 (1,927m) から南西に帝釈山 (2,060m)、台倉高山(2,067m)、黒岩山(2,163m) と 2,000m級の山々が連続しています。田代山山頂には単一の傾斜湿原としては世界的にも稀である約 20ha の高層湿原が広がっています。地質は、田代山山頂及び帝釈山山頂には約 700 万年から 170 万年前までに噴火した火山の岩石であるデイサイトや流紋岩類、麓には花崗岩類が分布しています。

(2) 植生

本公園には、海抜約1,000mから2,356mまでの間にブナを中心とした山地帯、オオシラビソ、トウヒ、ダケカンバ等が生育する亜高山帯及びハイマツの生育する高山帯が見られるほか、地形や気候等の影響による湿原植生、拠水林、お花畑等が見られます。

本公園は北方系(主に氷河期の遺存種)と南方系(氷河期以降に南方から侵入した種)、太平洋型(降雪等の影響をあまり受けない植生が成立するエリア)と日本海型(降雪等の影響を受けた植生が成立するエリア)の接点にあたり、シダ植物以上の高等植物にあっては、国内で確認された種の1割強にあたる116科938種が確認されており、多様な植物相が形成されています。また、固有種等も多く、「原産植物」(尾瀬で初めて見つけられた植物)が19科42種、「特産種」(尾瀬周辺でしか見られない植物)が10科19種生育しています。

1)湿原植生

尾瀬ヶ原を中心とした高層湿原では、ミズゴケ類が見られるほか、北方系遺存種であるツルコケモモ、ナガバノモウセンゴケ、ヒメシャクナゲ等が生育しています。尾瀬ヶ原の低層湿原では、<mark>固有種である</mark>オゼキンポウゲやユキイヌノヒゲクロバナロウゲ、ヤナギトラノオ、サワギキョウのほか、ヨシ、ミズバショウ、リュウキンカ、ワレモコウ等、中間湿原ではニッコウキスゲ、ヌマガヤ、ヤチヤナギミヤマワレモコウ等が見られ、地下水位の高さ等の条件によって様々な植生が確認できます。

尾瀬沼及びその周辺、会津駒ケ岳山頂から中門岳にかけての稜線及びその周辺、田代山山頂や 稜線に点在する雪田草原及び湿原でも同様にミズバショウ、リュウキンカ、チングルマ、ニッコ ウキスゲ、タテヤマリンドウ、ワタスゲ等、湿原の水文環境の違い等により様々な植生を見るこ とができます。

また、尾瀬ヶ原では絶滅危惧種のオゼコウホネ、オゼヌマアザミ、<u>ヒメミズトンボ(オゼノサワトンボ)、オゼヌマタイゲキハクサンタイゲキ</u>等の特産種が生育している。9月に入ると草紅葉を見ることができます。

2) 拠水林

尾瀬ヶ原はミズゴケが厚く堆積した泥炭地で、酸性が強い貧栄養の土壌であるため樹木<mark>の</mark>生育 に適しませんが、川沿いには山の斜面から流出した土砂が堆積し、樹木の生育に必要な栄養が十

第1章 尾瀬国立公園の概要

2. 自然環境の概要

分に供給されています。そのため、ハルニレ、ミズナラ、ダケカンバ、サワグルミヤチダモ、シバタカエデ等の落葉広葉樹林やオニシモツケ、ハンゴンソウ、ギョウジャニンニク等の下層植生が生育し、「拠水林」と呼ばれています。また、カラマツ、シラカンバ、ダケカンバ等による孤立林も見られます。

3) 高山植物

<u>至仏山</u>、燧ヶ岳、田代山・帝釈山、会津駒ヶ岳の山頂付近では、アズマシャクナゲ、ハクサンコザクラ、タテヤマリンドウ、シラネアオイ、イワカガミ、マイヅルソウ、イワイチョウタカネシオガマ、チシマアマナ、キンロバイ、タカネトウウチソウ、トウヤクリンドウ、ミヤマキンバイ、コマクサ、イワウメ、ミヤマヒカゲノカズラ等の多くの高山植物が見られます。

4) 樹林帯

尾瀬ヶ原、尾瀬沼を取り囲む山岳地帯及びその北部の会津駒ヶ岳周辺、東部の黒岩山、田代山・帝釈山周辺では、700~1,600mの山麓の下層にチシマザサを有する自然性の高い日本海型のブナの自然林を主体とした落葉広葉樹林が広範囲で広がっており、中部日本で最も典型的な森林景観を有しています。1,600mを境にオオシラビソ、クロベートウヒ、コメツガ、ダケカンバ等が生育する亜高山帯、矮性化したオオシラビソやミヤマナラ等の自然低木群落、ハイマツの生育する高山帯が見られます。また、鳩待峠から山ノ鼻に至る登山道沿いには、全国的にも珍しいミズナラとハルニレ、カラマツ等から成る森林が見られる等、非常に多様な林相を有しています。

また、鳩待峠や裏燧林道のブナ林の下層には、日本海型植物であるトガクシショウマやスミレ サイシン、オオタチツボスミレが見られ、帝釈山から台倉高山にかけての林床には1属1種の日 本固有種であるオサバグサ群落が高密度に生育しています。

5) 至仏山の蛇紋岩植生

至仏山は、植物の生理機能を妨げるマグネシウムを多く含む超塩基性の蛇紋岩からなっており、また寒冷かつ風あたりが強いことから、植物が育つには厳しい環境と言われています。そのためオゼソウ、カトウハコベ、タカネトウウチソウ等の蛇紋岩残存種と呼ばれる植物や他の地域から入りこみ蛇紋岩により形態が変化したホソバヒナウスユキソウ、ジョウシュウアズマギク等の変種等、希少な植物が多く生育しています。また、樹林帯では、ブナ、オオシラビソ、クロベ等が見られるほか、地質が蛇紋岩に変わる標高1,640m辺りの森林限界より上は、キタゴョウ、ネズコ等の低木化した針葉樹が生育しています。

(3) 野生動物

本公園は、豊かで、かつ原生的な森林生態系及び湿原植生を有するとともに、北方系と南方系、 太平洋型と日本海型の接点に位置することから、植物同様、多様な動物相が形成されています。

1) 哺乳類

30 種以上の哺乳類が確認されており、小型哺乳類ではネズミ類やモグラ類のほか、環境省レッドリストにおいて準絶滅危惧種に掲載されているホンドオコジョ、国の天然記念物でもあるヤマネが見られます。中型哺乳類では、ニホンイタチやホンドギツネ、ニホンノウサギ等が生息するとともに、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類も見られます。これまで確認されていなかったニホンジカの生息が近年確認されるようになり、食害やヌタ場の形成等による湿原植生への影響が懸念されています。

2. 自然環境の概要

2) 鳥類

尾瀬ヶ原や尾瀬沼等の水場のほか、2,000m級の山岳地帯、豊富な自然林等の変化に富んだ環境に恵まれているため、150種以上の鳥類が確認されています。

林間部にはルリビタキ、メボソムシクイ、オオルリ、ホトトギス類、キツツキ類のほか、クマタカ、イヌワシ等の猛禽類も見られます。また山ノ鼻地区の休憩所では毎年イワツバメが軒下に巣を作っています。

湿原にはヒバリやノビタキ、ホオアカ、オオヨシキリ等が生育し、カイツブリ、マガモが繁殖期に飛来してきます。また、拠水林には、モズやアオジ、カッコウ等が見られます。尾瀬沼では、アオサギやキンクロハジロ、コハクチョウ等も見ることができ、尾瀬沼は渡りの重要な中継地になっています。

このような豊富な鳥類相を有していることから、尾瀬ヶ原、尾瀬沼一帯は平成 17 年に、「特に 水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約) に登録されました。

3) 昆虫類等

トンボ類は大型のヤンマからアカネ、イトトンボ類の中型種、日本最小のトンボであるハッチョウトンボ等40種ほど見られるとともに、日本産の北方系17種全ての生息が確認されています。 それらの多くは渓流のほか、池塘で産卵されており、その幼生は水深により棲み分けすることが確認されています。

チョウ類も多く確認されており、オオウラギンスジヒョウモンやコヒョウモン、ルリシジミ、アサギマダラ等 50 種ほどが生育しています。

また、池塘の中では<u>アカハラ</u>イモリが見られ、<mark>沢、池沼とそれら周辺の森林</mark>にはトウホクサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、クロサンショウウオが生息しています。

(4) 歴史・伝統・文化

檜枝岐村と片品村戸倉は、尾瀬を挟んで会津若松と沼田を結ぶ「<u>会津沼田街道</u>」の途中に位置し、 戸倉には関所が設けられていました。この街道を利用して、昔から旅人の往還があり、江戸時代に は米や酒などの物資の交易もありました。

尾瀬が登山の対象とされ始めたのは明治 23 年に平野長蔵が尾瀬沼畔に長蔵小屋を建てた頃からですが、当時の主たる利用は漁業や狩猟でした。豊富な水資源から水力発電計画や分水計画、また、 道路の開発計画等が打ち出され、それらに反対する自然保護運動も大正時代より始まっており、本公園は「日本の自然保護運動発祥の地」と呼ばれています。

現在、檜枝岐村では、尾瀬等の自然や檜枝岐歌舞伎といった文化・伝統を活かした村づくりを行っています。檜枝岐歌舞伎は270年以上の歴史をもつ農村歌舞伎で、その舞台は国指定重要有形民俗文化財となっています。片品村も「尾瀬の郷」構想を掲げ、豊かな自然環境資源を活かした村づくりを行っています。

また、魚沼市の湯之谷地区には、尾瀬を発見したと伝えられる尾瀬三郎中納言の伝説があり、毎年7月末にその供養祭が営まれています。南会津町においても尾瀬国立公園への指定を機に、田代山・帝釈山における環境学習を中心とした、幅広い利用の推進に取り組んでいます。

3. 公園利用の概要

3. 公園利用の概要

(1)利用状況

本公園では、登山、軽登山又は自然探勝を目的とする利用が中心となっています。

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼は自然探勝が利用の中心であり、安全にかつ手軽に優れた自然とふれあえる場所として活用されています。アクセス及び施設の良さから、ツアーも含め、幅広い年代に利用され、近年では日帰り利用が主体となっています。利用は開山期である5月中旬から10月下旬までの三季型になっており、なかでも春のミズバショウ、夏のニッコウキスゲ、秋の草紅葉や紅葉時期に入込が集中する傾向となっています。近年では、環境学習の場としての利用も盛んに行われるようになり、行政による小中学校を対象とした環境学習の事業や民間による自然学校の開催が見られます。また、至仏山等では、ゴールデンウィーク中に、バックカントリースキーやスノーボードによる利用も見られます。

日光国立公園尾瀬地域の開山期の利用者数は、平成2~7年度まで50万人台前半で推移し、平成8年度には過去最多の64万人を記録しましたが、その後減少が続き、近年では20万人台後半で推移しています。令和元年度の尾瀬国立公園の開山期の利用者は約25万人でした。

至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳、田代山及び帝釈山は、中高年を中心とした多くの登山者に親しまれ、<u>令和元</u>年度の開山期は至仏山には<u>約8,200人</u>、会津駒ヶ岳には<u>約9,500人</u>、田代山及び帝釈山には<u>約4,100人</u>の利用がありました。

(2) 利用動態の特徴

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼周辺への主な入山口は6か所あります。このうち尾瀬ヶ原への入山口である 鳩待峠からの入山者数が全入山者数の6割弱、尾瀬沼への入山口である沼山峠からの入山者数が2 割弱、大清水からの入山者数が0.5割となっており、尾瀬ヶ原と尾瀬沼へのアクセスが容易な鳩待 峠及び沼山峠からの日帰りによる利用が多くを占めています。各入山口からの利用者は、ビジター センターが整備されている山ノ鼻及び尾瀬沼集団施設地区を休憩、トイレ利用、宿泊等の主な拠点 として利用しています。

群馬県側から尾瀬沼へ至る最短コースとなっている大清水入山口では、大清水~一ノ瀬間で低公害車を運行しています。これは、鳩待峠入山口に集中する利用者を大清水入山口へ分散するとともに、回遊・滞在型利用への誘導を図り、尾瀬の多様な魅力を一層楽しんでもらうためのものであり、平成27年度から営業運行しています。

会津駒ヶ岳の入山口は滝沢登山口、キリンテ登山口、御池登山口の3か所ありますが、滝沢登山口から会津駒ヶ岳山頂を経由し、中門岳へ至るルートの日帰り利用が主となっています。

田代山・帝釈山の入山口は馬坂峠登山口、猿倉登山口、木賊登山口の3か所ありますが、馬坂峠登山口と猿倉登山口の利用が主流となっています。オサバグサが開花する6~7月に利用が集中しています。

第2章 ビジョン及び管理運営方針

1. ビジョン

(1)「新・尾瀬ビジョン」における「尾瀬がめざす姿」

<u>美しい景観とともに貴重な生態系を有する「自然の宝庫」尾瀬は、過去において数多くの開発の</u> 波にさらされましたが、そのたびに、先人たちの懸命な努力により守られてきました。

平成18年11月、「尾瀬」の現況や課題を受け、多様な主体からなる「尾瀬の保護と利用のあり方検討会」において、今後の尾瀬のあり方を示す「尾瀬ビジョン」が決定されました。

<u>このビジョンで示された取組の結果、平成19年8月30日に「尾瀬国立公園」は日光国立公園から分離・独立しました。</u>

その後、10年が経過し、尾瀬を取り巻く自然的・社会的環境も大きく変化していることから、様々な変化を踏まえ、将来を見据えた「新・尾瀬ビジョン」として平成30年9月に改定されました。

「新・尾瀬ビジョン」では、尾瀬国立公園とそこを取り巻く広がり一帯を「尾瀬」と捉え、「尾瀬がめざす姿」を以下のとおりとしています。

尾瀬がめざす姿

<u>みんなの財産である尾瀬をこれからも守り続けていくため、活かしたい尾瀬の強みを高めな</u>がら、3つの視点を大切に「みんなに愛され続ける尾瀬」を目指しましょう。

- 1.「生きもの」の視点 尾瀬本来の生きものがありのままに生きている
- 2.「利用者」の視点 いつ来ても楽しく誰もがわくわくできる
- 3.「地域」の視点 地域の人々が誇りを持っていきいきできる

(2) 尾瀬国立公園がめざすべき姿

「尾瀬がめざす姿」を踏まえ、本管理運営計画における「尾瀬国立公園のめざすべき姿」を以下 のとおりとします。

尾瀬国立公園がめざすべき姿

- ○利用者に感動を与える美しい自然景観であり、山地湿原特有の動植物や貴重な高山植物、ブナの自然株等の質の高い自然環境から構成される雄大な湿原景観が、将来にわたり維持されている。
- ○自然景観の保全を基本とした利用が今後も推進され、環境学習の場としての利用、山麓における 自然とのふれあい活動の場としての利用等、風景鑑賞のみに留まらない体験・学習型の利用が充 実している。

2. 管理運営方針

(1) 管理運営計画区の設定及び特徴

本公園は、全域において、自然環境及び地形的連続性があり、公園利用についても広く一体的に行われています。また複数の県市町村にまたがるものの、それぞれ尾瀬を中心とした文化や産業を持つ等、人文的なつながりも見られることから、尾瀬国立公園区域全体を一管理<u>運営</u>計画区とし、国立公園の施策を一体的に行うこととします。

※「風致」及び「景観」について

自然公園法では、保全対象を「風致」と「景観」に分けていますが、本管理<u>運営</u>計画では保全対象を「自然景観」に統一します。

■自然景観

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の開放的な景観と、これらを囲む至仏山及び燧ヶ岳等の周囲の山岳からなる雄大な盆地景観、会津駒ヶ岳の稜線や田代山の山頂に広がる開放的な山地湿原景観等、これらの美しい自然景観が本公園の特徴です。一方で、至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳や帝釈山山頂等から眺望するパノラマ景観や、紅葉及び草紅葉等の季節の景観、高山植物の群落や山麓から山腹に広がるブナ林から成る自然性が高い森林景観、三条ノ滝、平滑ノ滝等の瀑布景観等、様々な優れた自然景観を有しており、これらの自然景観を目的に訪れる利用者が多いのが特徴です。

■自然環境

尾瀬ヶ原、尾瀬沼、燧ヶ岳北面、会津駒ヶ岳山頂及び田代山山頂に代表される湿原には、山地湿原特有の希少な植物や多様な野生動物が生息・生育しています。また、至仏山や会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山等の周囲の山岳には、ブナの自然林やオオシラビソ等の亜高山帯針葉樹林が広がり、それらの下層には貴重な高山植物が生育しており、公園全体が自然性の高い生態系で成り立っているとともに、これらの生態系から成る自然環境が自然景観を構成する重要な要素になっています。

■利用状況

開山期である 5 月~10 月を中心に、湿原散策を始めとした自然探勝や、百名山登山等の利用者が多く訪れ、至仏山等では、ゴールデンウィーク中に、バックカントリースキーやスノーボードによる利用も見られます。令和元年度は約25万人が本公園を訪れています。利用形態としては、尾瀬ヶ原、尾瀬沼の自然探勝や至仏山、燧ヶ岳など周辺山岳地の登山が主流です。また、貴重な地形地質や自然生態系を学ぶことができる自然学習の場、特に子どもたちの学習の場として活用されています(尾瀬学校、ふくしま子ども自然環境学習推進事業)。近年では、日本のみではなく、外国からの利用者も見られています。

また、本公園は、<mark>様々な開発計画に反対する自然保護運動が大正時代より始まっており、</mark>「日本の自然保護運動発祥の地」とも<u>呼ばれ</u>、植生<u>回復</u>や木道敷設等の自然保護に関する取組が先駆的に実施されてきていることから、自然への理解を深め、自然環境保全に対する意識啓発の場としての役割も担っています。

(2)行動理念

「新・尾瀬ビジョン」においては、下記の「行動理念」を掲げています。

<u>行動理念</u> 「みんなの尾瀬を みんなで守り みんなで楽しむ」

1. みんなの尾瀬

尾瀬の普遍の価値を広く発信し、尾瀬を愛する輪を広げていきましょう。

2. みんなで守る

かけがえのない尾瀬をみんなで守り育て、しっかりと次代に引き継いでいきましょう。

3. みんなで楽しむ

自然を損なわない楽しみ方を考えながら、みんなが訪れたくなる尾瀬にしましょう。

(3)管理運営の方向性

<u>上記の行動理念と、「新・尾瀬ビジョン」で示された「今後の方向性と必要な取組」を踏まえ、本</u>管理運営計画における管理運営の方向性を下記のとおり定めます。

1) みんなの尾瀬

<u>尾瀬国立公園協議会などの協働型管理運営の枠組みを活用し、各主体の連携・協力を強化するとともに、参加型の管理運営体制の構築を進めます。</u>また、調査・巡視等により、自然景観や利用状況等に係る情報を継続的に収集、蓄積するとともに、ホームページ等の媒体を通じてこれらの情報やルール・マナーを利用者へ分かりやすく発信していきます。

<新・尾瀬ビジョンにおける「視点」と「今後の方向性」>

視点① 愛される尾瀬づくり

- 尾瀬のファンづくり
- 尾瀬で学ぶ機会の拡大

視点② モデルとなる尾瀬づくり

● 先進的な取組の推進

視点⑤ 尾瀬の現状把握

基本情報の収集

認知度の向上

● 情報の共有

視点④ 情報の効果的・効率的な発信

視点③ 尾瀬を育てる仕組みづくり

- 多様な主体の参加と連携促進
- 担い手の育成
- 資金的サポートの呼びかけ

2) みんなで守る

展望地や利用動線からの眺望の確保、植生<u>回復</u>対策の実施等、保全対象となる自然景観を適正に保全 し、利用者に感動を与える美しい自然景観を維持していきます。また、貴重な自然環境を保護していく とともに、ニホンジカ対策や<u>外来</u>種の侵入及び定着防止、植生<u>回復</u>を実施し、良好な環境を維持してい くことで、利用者に感動を与える美しい自然景観を維持していきます。

これらの保全に関する各施策については、モニタリング及びフィードバックを行うことにより、有効な対策を講じていきます。

<u>く新・尾瀬ビジョンにおける「視点」と「今後の方向性」></u>

視点① 自然豊かな尾瀬づくり

- これまでの取組の継承
- 貴重な自然環境の保護
- 植生の荒廃対策
- 外来植物対策

視点③ 野生動物との軋轢の解消

- ニホンジカによる被害の低減
- ツキノワグマとの共存
- 新たな獣害への対応

視点② 歴史・伝統・文化が息づく尾瀬づくり

- 歴史・伝統・文化の保全
- 新しい歴史・伝統・文化の創造

視点④ 科学的知見に基づく保全

● 調査研究の促進

3) みんなで楽しむ

利用の分散化や滞在型・周遊型利用を促進するとともに、 従来の風景鑑賞のみに留まらない本公園の 新しい利用形態を検討し、幅広い利用の促進を図ることで、利用者が尾瀬の自然にゆっくりふれあい、 その素晴らしさに感動することができる機会を提供していきます。また、自然景観に配慮した上で、標 識の充実や、より的確な利用動線の確保等の快適な利用空間の整備に努めます。

さらに、利用者数や利用動態の変化についてのモニタリングを継続的に実施し、モニタリングで得られた情報を利用に関する各施策にフィードバックすることで、順応的管理を行っていきます。

<新・尾瀬ビジョンにおける「視点」と「今後の方向性」>

視点① 魅力あふれる尾瀬づくり

尾瀬の魅力向上

視点② 幅広い楽しみ方の検討

- 多様な利用方法の検討
- エコツーリズムの推進
- 地域における利用の役割分担
- 滞在型・周遊型利用の促進

視点③ 楽しむための土台づくり

- 安全対策
- 施設の整備
- ルール・マナーの検討
- <u>普</u>及啓発
- 望ましい交通アクセスの検討

1. 関係者の連携に関する方針と施策

第3章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項(みんなの尾瀬)

1. 関係者の連携に関する方針と施策

米国等の営造物型の国立公園と異なり、日本は地域制の国立公園であるため、公園管理者に加え、 地方公共団体、地域住民、民間企業、NGO等、土地所有者、公園利用者等の多様な主体の連携に よる管理運営が求められます。

尾瀬国立公園の管理運営にも、行政機関、公園事業者、土地所有者、NGO・NPO等の多くの主体が携わっています。これらの主体の連携を強化するとともに、公園利用者や周辺地域の住民・企業等の協力を拡大することで、管理運営の更なる充実を図ります。

(1)愛される尾瀬づくり

1) <mark>尾瀬のファンづくり</mark>、尾瀬で学ぶ機会の拡大

公園管理のための各種活動を、ボランティア活動や企業等の研修、地域の環境教育・生涯学習等 のフィールドとして提供することにより、管理運営の充実及び公園管理に関する理解の醸成を図る とともに、地域社会と公園利用者、関連企業等との交流の機会を創出していきます。

(2) モデルとなる尾瀬づくり

2) 先進的な取組の推進

ア 協働型管理運営のトップランナー

「日本の自然保護運動発祥の地」である本公園では、ゴミ持ち帰りやマイカー規制、排水対策 等の環境保全対策にも関係者の連携により先進的に取り組んできました。また、総合型協議会を 設置し、共通のビジョンのもとで協働型管理運営を進めている国立公園の一つです。

<u>今後も日本の国立公園・保護地域の先駆的な存在(トップランナー)となり、先進的な取組を</u> 全国に発信していきます。

イ ラムサール条約に基づく施策

重要な渡りの中継地として、冬鳥を含む約 150 種以上の豊富な鳥相を有していることから、 尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の 8,711ha の区域(国立公園の特別保護地区)が、国際的に重要な湿地と して平成 17 年に「ラムサール条約湿地」に登録されています。今後も条約の趣旨に沿って保全 と賢明な利用を推進していくとともに、観察会やパンフレット等において、野生動物の生息地と しての役割や湿地の恵みについて広報・教育・普及啓発(CEPA)を行っていきます。

(3) 尾瀬を育てる仕組みづくり

1) 多様な主体の参加と連携促進

ア 現場からの声を対策に活かす仕組みづくり

各主体の活動や公園の利用状況に関する情報や意見を集約し、管理運営の改善にフィードバックしていくための情報共有の枠組みを整備し、地域における意見交換を推進します。

イ ボランティア活動

本公園は<u>公益財団法人</u>尾瀬保護財団<u>(以下、「尾瀬保護財団」という。)</u>の尾瀬ボランティアや 民間企業のボランティア、自然保護団体のボランティア等多くのボランティアが活動しています。 それぞれの役割や目的に沿ってボランティア活動を実施し効果を上げており、今後も連携を取り ながら活動の推進を図ります。 1. 関係者の連携に関する方針と施策

ウ 民有地との連携

本公園の核心部である尾瀬ヶ原及び尾瀬沼南側の群馬県域(特別保護地区)は東京電力<mark>リニューアブルパワー</mark>株式会社(以下、「東京電力RP」という。)の社有地であり、田代山山頂の広大な湿原(特別保護地区)は三井物産株式会社(以下、「三井物産」という。)の社有地です。

本公園の保全すべき重要な部分に民有地が多く含まれているとともに、現在、植生<u>回復</u>や事業 道路(歩道)、宿舎等の一部の国立公園事業は土地所有者が執行しており、土地所有者と保全方針 について共通認識を持ち、適正な保全活動を促していきます。

また、東京電力RP及び三井物産では、パンフレットやホームページによる情報提供、環境教育やボランティア活動等も実施しており、それらの活動と連携した保全に関する効果的な対策を図っていきます。

2)担い手の育成

1) の促進とあわせ、活動機会の提供者となる各実施主体に対し、インタープリターの育成に 関する研修や宿舎・休憩所等の機能・サービスの向上に関する補助金等のメニューを積極的に紹 介していきます。

3) 利用者の公園管理への協力の推進

本公園の優れた自然景観及び自然環境を保全し、安全・快適な利用環境を維持するとともに、 より上質な自然体験を利用者に提供していくため、管理運営に対する資金・労力・アイデアなど 様々な形での利用者の協力・参加のあり方を検討し、地域の関係者との合意形成を図ります。

(4)情報の効果的・効率的な発信

1) 認知度の向上

<u>インターネットやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のツールを活用し、一級の自然資源である国立公園ならではの価値や魅力を国内外に発信していきます。</u>

2)情報の共有

<u>自然資源・文化資源等の興味対象の情報について、利用者が容易に入手できるよう、各種調査等</u>の成果を一般に分かりやすい形にまとめ、オープンデータ化を推進します。

また、安全かつ快適な利用のため、利用者が円滑に訪問計画を立て、十分な準備ができるよう、利用環境やルール・マナー等について、ウェブサイト等による事前の情報発信に努めます。

(5) 尾瀬の現状把握

1) 基本情報の収集

順応的な管理が行えるよう、施策毎に継続的なモニタリングを行い、その効果について評価・ 検証を行います。保全対象については、<u>モニタリングの目的に応じた必要十分な調査対象、時期・</u> <u>頻度等を検討し</u>、経年での変化を記録していきます。また、利用状況については、登山者カウン ター、歩道やビジターセンターの利用状況及び利用動態調査等により、<u>可能な限り最新の状況の</u> <u>把握に努めるとともに、利用者の声を収集・整理し、</u>ソフト・ハード両面の施策に反映させてい きます。

尾瀬全体として、植生、地質、気候等の科学的データの収集・蓄積が図られるよう、<u>尾瀬総合学術調査や各県の調査研究の取組とも連携し、共通のデータベースを構築する等により、知見の共有を進めます</u>。

2. 国立公園の管理運営に関係する各種計画・会議等

2. 国立公園の管理運営に関係する各種計画・会議等

(1)尾瀬国立公園協議会(総合型協議会)

日本の国立公園では、指定、公園計画の決定、規制の実施、国立公園事業の執行等公園の管理 運営の様々な段階において、環境省だけでなく都道府県・市町村等の地方公共団体や民間事業者 等多様な主体が関わっています。尾瀬においても、鳥獣対策や適正利用等の課題については、環 境省以外の国の機関や地方公共団体、民間団体、公園事業者等様々な主体の協働体制の構築(総 合型協議会)及び各構成員による計画的、効果的な対策実施が必要となっており、その場として、 尾瀬国立公園協議会が設置されています。

「尾瀬国立公園協議会」は平成18年度の「尾瀬の保護と利用のあり方検討会」で作成された、今後の尾瀬の基本方針や取り組むべき対策についてまとめられている「尾瀬ビジョン」の実現・推進を目的に、平成19年度に設置されました。また、本協議会により、平成30年9月に「新・尾瀬ビジョン」が決定されました。

本協議会では、「<u>新・</u>尾瀬ビジョン」に基づく取組の進行促進及び参加型管理運営体制の構築を図ることとしています。本計画に<u>基づく管理運営が実行されているかを確認し、</u>施策の効果を評価し、今後の具体的取組を検討していく上で、本協議会とは綿密な連携をとっていきます。

(2) 尾瀬国立公園の管理運営に関係する個別課題型協議会等

- 尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会
- 尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会
- 至仏山保全対策会議
- 群馬県尾瀬保護専門委員会/福島県尾瀬保護調査会
- 群馬県尾瀬美化愛護協会/福島県自然公園清掃協議会尾瀬支部
- 尾瀬ガイド協会
- 尾瀬山小屋組合
- 尾瀬沼地区/尾瀬見晴地区/尾瀬温泉地区運営協議会
- 片品村尾瀬交通対策連絡協議会/福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会
- 尾瀬ルート活性化委員会
- 尾瀬国立公園の田代山の保全と西根川流域の土砂等対策に関する検討会

(3) 尾瀬国立公園の管理運営に関係する個別の計画等

- 尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針
- 尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対応マニュアル
- 至仏山保全基本計画
- 会津駒ケ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針
- 尾瀬国立公園標識ガイドライン

3. 整合を取るべき地域の各種計画

3. 整合を取るべき地域の各種計画

(1) 群馬県関係

<u>策定機関</u>	計画名
群馬県	群馬県総合計画
	群馬県観光振興計画
	利根上流地域森林計画
	群馬県環境基本計画 2016-2019
	生物多様性ぐんま戦略
	群馬県ツキノワグマ適正管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)
	群馬県ニホンジカ適正管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)
	群馬県鳥獣保護区等位置図
	群馬県第12次鳥獣保護管理事業計画
	群馬県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
	<u>レッドリスト</u>
	群馬県環境学習等推進行動計画
	<u>尾瀬学習プログラム</u>
群馬県	<u>片品村総合計画</u>
<u> 片品村</u>	片品村景観計画
	会津沼田街道魅力向上推進プラン
林野庁(国有林)	利根上流国有林の地域別の森林計画
	地域管理経営計画(利根上流森林計画区)
	国有林野施業実施計画(利根上流森林計画区)_

(2)福島県関係

策定機関	計画名
福島県	福島県総合計画 ~ふくしま新生プラン~
	広域的地域活性化基盤整備計画
	会津地域森林計画
	福島県環境基本計画
	ふくしま生物多様性推進計画
	福島県ツキノワグマ管理計画
	福島県ニホンジカ管理計画
	福島県鳥獣保護区等位置図
	ふくしまレッドリスト
福島県	檜枝岐村総合戦略
檜枝岐村	第4次檜枝岐村振興計画
	<u>檜枝岐村森林整備計画</u>
	尾瀬檜枝岐環境学習推進事業
	会津駒ケ岳山頂湿原 木道整備計画
I	会津沼田街道魅力向上推進プラン
福島県	南会津町総合振興計画
南会津町	南会津町森林整備計画
	南会津町環境基本計画
林野庁(国有林)	会津国有林の地域別の森林計画
	地域管理経営計画(会津森林計画区)
	国有林野施業実施計画(会津森林計画区)

第3章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項(みんなの尾瀬)

3. 整合を取るべき地域の各種計画

(3) 新潟県関係

策定機関	計画名
新潟県	新潟県総合計画 にいがた未来創造プラン
	新潟県環境基本計画
	新潟県生物多様性地域計画
	鳥獣保護管理事業計画書
	新潟県ツキノワグマ管理計画
	新潟県ニホンジカ管理計画
	新潟県鳥獣保護区等位置図
	レッドリスト
新潟県	魚沼市総合計画
魚沼市	第2次魚沼市環境基本計画
	地域産業成長促進計画
林野庁(国有林)	中越国有林の地域別の森林計画
	地域管理経営計画(中越森林計画区)
	国有林野施業実施計画(中越森林計画区)

(4) 栃木県関係

策定機関	策定計画名
栃木県	栃木重点戦略 とちぎ元気発信プラン
	とちぎ観光立県戦略
	とちぎ周遊観光促進計画
	日光国立公園満喫プロジェクト推進計画
	栃木県ツキノワグマ管理計画
	栃木県ニホンジカ管理計画
	栃木県鳥獣保護区等位置図
	栃木県板レッドリスト『レッドデータブックとちぎ 2018』
栃木県	第2次日光市総合計画 前期基本計画
日光市	日光市観光振興計画
	第2次日光ブランド戦略プラン
	観光立県とちぎづくり推進計画
	SUKIDESU日光推進計画
	暮らして満足、訪ねて納得、自然と笑顔になれるまちづくり計画
林野庁(国有林)	鬼怒川国有林の地域別の森林計画
	地域管理経営計画(鬼怒川森林計画区)
	国有林野施業実施計画(鬼怒川森林計画区)

1. 保全のゾーニング

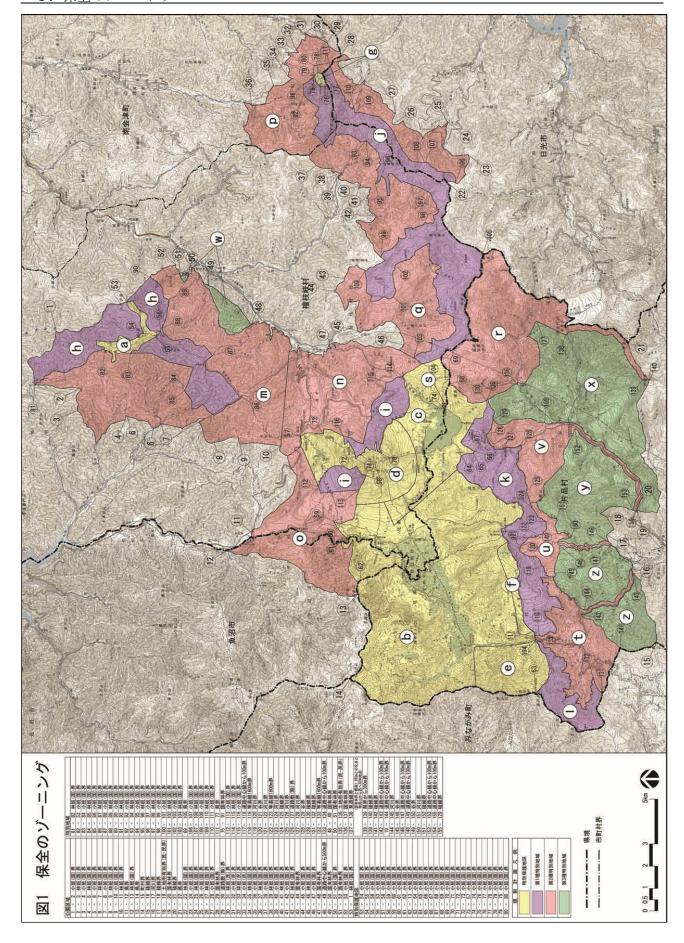
第4章. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項(みんなで守る)

第2章2.(2)1)の管理運営方針(みんなで守る)に基づく施策を効果的に実施するため、保全すべき自然景観等に応じゾーニングを行い、ゾーニング毎に保全方針を定め、ゾーニング毎に適切に自然景観を保全していくことで、公園全体の自然景観の維持を図っていくこととします。

1. 保全のゾーニング

本公園は自然景観の特性及び保全度から、公園計画により、保護規制計画(第1章1.(2)①保護規制計画)により特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域の4つにゾーニングされているため、これを保全のゾーニング(図1、表1)とし、この規制計画のゾーニング毎に保全対象及び保全方針を定めます。保全対象については自然景観の特性に鑑み、各ゾーニングを地域毎に更に区分けして示します。

1. 保全のゾーニンク



第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項(みんなで守る)

1. 保全のゾーニング表1 保全のゾーニング

1 1	エリア	区域
特別	川保護地区	
(a)	会津駒ヶ岳山頂部	・会津駒ヶ岳山頂部から中門岳へ至る稜線
		・会津駒ヶ岳山頂部から大戸沢岳へ続く稜線
(b)	尾瀬ヶ原	・八海山、景鶴山、ススケ峰、三条の滝等の尾瀬ヶ原北部
		及び富士見峠、 <mark>白尾山、</mark> 皿伏山等の尾瀬ヶ原南部を含む
		尾瀬ヶ原一帯
©	尾瀬沼	・尾瀬沼西側の白砂峠及び尾瀬沼東側の大江湿原を含む尾
		瀬沼一帯
<u>d</u>	燧ヶ岳山頂部	・燧ヶ岳山頂部と北麓
e	至仏山	・至仏山一帯
(f)	アヤメ平	・鳩待峠からアヤメ平へ至る稜線
<u>(g)</u>	田代山山頂部及び小田代	・田代山山頂部と小田代
	種特別地域	
h	会津駒ヶ岳北東部及び南部	・会津駒ヶ岳及び中門岳の北東部
		・会津駒ヶ岳から大津岐峠へ至る稜線
<u> </u>	以,尽儿证林丑以生林	・会津駒ヶ岳南部
(i)	燧ヶ岳北西麓及び東麓	・燧ヶ岳北西麓
(i)	田华山, 安和山珠绡	・長池周辺の燧ヶ岳東麓・田代山、帝釈山、台倉高山、孫兵衛山、黒岩山、赤岩山
j	田代山・帝釈山稜線	・四八四、市が四、石倉高四、赤共衛四、黒石田、小石田を結ぶ稜線
(k)		・鳩待峠、富士見峠、皿伏山、三平峠を結ぶ稜線の南麓
(1)	悪沢岳及び笠ヶ岳東麓	・悪沢岳及び笠ヶ岳東麓
	· 查找出及 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	一部代山及び立り山木庭
(ii)	<u>スプログラス</u> 会津駒ヶ岳山麓	・会津駒ヶ岳山麓一帯
(n)	御池及び沼山峠北西麓	・七入から御池へ至る車道沿い及びその周辺
		・御池から沼山峠へ至る車道沿い及びその周辺
0	小沢平及び燧ヶ岳北西麓	・小沢平周辺及び松嵓高山北東部
		・燧ヶ岳北西麓
P	田代山・帝釈山山麓	・田代山・帝釈山山麓一帯
(P)	沼山峠南東部	・沼山峠南部(大江山東部)一帯
$^{\circ}$	黒岩山西部及び鬼怒沼山	・黒岩山、鬼怒沼山へ続く稜線西側一帯
		・物見山から四郎岳へ続く稜線
<u>(S)</u>	尾瀬沼東部	尾瀬沼東部(尾瀬沼集団施設地区)
(t)	鳩待峠	・戸倉から鳩待峠へ至る車道沿い
(u)	富士見下	・富士見下から富士見峠へ至る歩道沿い
v	大清水	・大清水から一ノ瀬へ至る歩道沿い
	3 種特別地域	
w		・檜枝岐集落に近い会津駒ヶ岳山麓
<u>(X)</u>	物見山及び燕巣山北西部	・物見山及び燕巣山北西部一帯
<u>(y)</u>	荷鞍山南部	・荷鞍山南部一帯
\bigcirc	大行山一帯及び西山北東部	・大行山一帯及び西山北東部一帯

2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針

2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針

第2章2.(2)1)の管理運営方針(みんなで守る)に沿って自然景観を管理するとともに、以下に示す保全対象を保全方針に沿って管理することで、第2章1.目指すべき姿の実現を図ります。

A 特別保護地区

①保全対象

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素(自然環境)〉	
(a)	■ 山頂部の多数の池塘を含む湿原景観	
会津駒ヶ岳	■ 湿原と周囲の山岳地帯との一体的な景観	
山頂部	■ 山頂から眺望する燧ヶ岳、至仏山、田代山等のパノラマ景観	
	□ 雪田草原(山地湿原)を中心とした高山植物及び湿原植生	
	□ 昆虫類や鳥類等の湿原特有の野生動物	
b	■ 拠水林や池塘等を含めた湿原景観	
尾瀬ヶ原	■ 湿原と周囲の山岳から成る山地湿原景観	
	■ 尾瀬ヶ原の水を一手に集めた平滑ノ滝と三条ノ滝の瀑布景観	
	■ 周囲の山岳から眺望できる盆地景観	
	■ ダケカンバ、ブナ等の広葉樹林や、オオシラビソ、クロベ等の亜高山帯針	
	葉樹林を主体とした湿原周辺の森林景観	
	□ <mark>日本</mark> 最大の山地湿原	
	□ 高層湿原を中心とした湿原植生	
	□ 湿原泥炭層	
	□ ケルミーシュレンケ複合体、浮島、池塘等の湿原特有の微地形	
	□ ダケカンバ、ブナ等の広葉樹林~オオシラビソ、クロベ等の亜高山帯針葉	
	樹林から成る森林生態系	
	□ 拠水林や周辺の低木類	
	□ 昆虫類や鳥類等の多様な野生動物	
©	■湿原及び湖畔景観	
尾瀬沼	■ 湿原及び沼等の水辺と周囲の山岳やオオシラビソ、コメツガ等の針葉樹林	
	が一体となった山地湖沼景観	
	■ 周囲の山岳から眺望できる盆地地形の湖沼景観	
	□ 火山堰止湖及びその周辺の湿原を中心とした湿原植生	
	□ 昆虫類や鳥類等の多様な野生動物	
	□ オオシラビソを主体とした森林生態系	
(1)	■ 尾瀬沼、尾瀬ヶ原と一体となった山岳景観	
燧ヶ岳	■ 山頂からのパノラマ景観	
山頂部	■ 山頂から眺望する尾瀬沼、尾瀬ヶ原の景観	
	■ 山頂から眺望するオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林~ブナを	
	主体とする広葉樹林から成る森林景観	
	■ 北面の傾斜湿原群とその周囲のオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉	
	樹林から成る山地湿原景観	

第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項(みんなで守る)

2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針

地域	保全対象 (■自然景観 □自然景観を構成する要素 (自然環境))	
(続き)	□ 北面の傾斜湿原を中心とした湿原植生	
@	□ 露出した火山地質	
燧ヶ岳	□ 5峰の山容に見られる火山地形	
山頂部	□ 山岳地帯特有の高山植物	
	□ 山頂のオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林~山麓のブナを主体	
	とする広葉樹林の垂直植生分布	
	□ ツキノワグマ、 <mark>ニホン</mark> カモシカ等の野生動物	
e	■ 尾瀬ヶ原と一体となった山岳景観	
至仏山	■ 山頂からのパノラマ景観	
	■ 山頂から眺望する尾瀬ヶ原の景観	
	■ オヤマ沢田代と周囲の亜高山帯針葉樹林から成る景観	
	□ 至仏山特有の蛇紋岩地質とそれに起因する希少な高山植物	
	□ オヤマ沢田代の希少な湿原植生	
	□ オオシラビソ、クロベ等の亜高山帯針葉樹林の高山帯~亜高山帯の垂直植	
	生分布	
	□ ツキノワグマ、 <mark>ニホン</mark> カモシカ等の野生動物	
①	■ 池塘を含めた湿原景観	
アヤメ平	■ 湿原と周囲の亜高山帯針葉樹林から成る景観	
	■ 至仏山や燧ヶ岳等の周囲の山岳と一体となった景観	
	■ オオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林から成る山麓森林景観	
	□ 傾斜湿原の湿原植生	
	□ オオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林から成る森林生態系	
	□ ツキノワグマ、 <mark>ニホン</mark> カモシカ等の野生動物	
(g)	■ 山頂からのパノラマ景観	
田代山山頂部	■ 台地状の山地湿原からなる特異な湿原景観	
及び小田代	■ 山頂から眺望する会津駒ヶ岳の景観	
	□ 山地湿原を中心とした高山植物及び湿原植生	
	□ イトトンボ類、カオジロトンボ等のトンボ類	

②保全方針

- ・保全対象を厳正に保護し、現在の自然景観を維持します。
- ・特に湿原植生、会津駒ヶ岳山頂の雪田草原及び至仏山の高山植物は非常に脆弱であることから、厳 正に保護していきます。
- ・植生の荒廃箇所には植生回復の対策を講じます。
- ・保全対象に対するニホンジカの影響を排除するための対策を実施していきます。
- ・移入外来植物の侵入については常に監視し、定着を防ぎます。
- ・尾瀬ヶ原及び尾瀬沼については自然景観の保全のため、水位及び水質の維持に努めます。

2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針

B 第1種特別地域

①保全対象

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素(自然環境)〉	
h	■ 稜線から眺望されるオオシラビソから成る森林景観	
会津駒ヶ岳北東部] 山頂付近に広がるオオシラビソや斜面に広がるミヤマナラを主体とした低	
及び南部	木群落	
	□ <u>ニホン</u> カモシカ、ヤマネ等の野生動物	
(i)	山頂のオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林〜山麓のブナを主体	
燧ヶ岳北西麓	とした広葉樹林から成る森林景観	
及び東麓	■ ブナを主体とした広葉樹林から成る森林景観	
	■ 渋沢大滝をはじめとする渓流景観	
	■ 長池を中心とした池や湿原と周囲のオオシラビソを主体とした亜高山帯針	
	葉樹林から成る景観	
	□ 山頂のオオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林帯~山麓のブナを主体	
	とした広葉樹林帯の垂直植生分布	
	□ 長池を中心とした湿原植生	
	□ 東麓の希少な天然カラマツ林	
	□ <mark>ニホン</mark> カモシカ、ツキノワグマ等の野生動物	
(j)	■ オオシラビソやダケカンバ等の亜高山帯針広混交林から成る森林景観	
田代山・帝釈山	■ 歩道沿いの林床で見られるオサバグサ群落から成る景観	
稜線	■ 山頂からのパノラマ景観	
	□ オオシラビソ、ダケカンバの針葉樹林帯	
	□ オサバグサ群落やカニコウモリ亜群集等の多様な高山植物	
	□ 急斜面地に広がるコメツガ亜群集や尾根部に広がるクロベーシャクナゲ群	
	集、オオシラビソとダケカンバ等の樹林帯等の多様な森林植生	
	□ 昆虫類や鳥類等の野生動物	
k	■ オオシラビソを主体とした森林景観	
尾瀬ヶ原及び	■ 登山道沿いの渓流景観	
尾瀬沼南部	■ 尾瀬ヶ原と尾瀬沼を背景とした景観	
	□ オオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林	
	■ 尾瀬ヶ原や周囲の山岳と一体となった景観	
悪沢岳及び	■ 笠ヶ岳山頂からのパノラマ景観	
笠ヶ岳東麓	□ 笠ヶ岳 <u>一帯</u> に生育する希少な高山植物 <u>と亜高山帯植生</u>	
	□ 片藤沼と周囲に点在する小湿原の湿原植生	
	□ オオシラビソや矮性化したミヤマナラを主体とした亜高山帯樹林	

②保全方針

- ・特別保護地区と一体となった自然景観を構成していることから、保全対象を極力保護し、現在の自 然景観を維持します。
- ・点在する湿原植生は非常に脆弱であることから、厳正に保護していきます。
- ・帝釈山に高密度に生育しているオサバグサ群落については分布範囲からも特筆すべき植生であることから、厳正に保護していきます。
- ・保全対象に対するニホンジカの影響を排除するための対策を実施していきます。

2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針

C 第2種特別地域

①保全対象

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素(自然環境)〉		
<u>m</u>	■ 竜ノ門の滝の瀑布景観		
会津駒ヶ岳山麓	■ 歩道沿いのブナ、ミズナラ等の広葉樹林から成る森林景観		
	□ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林		
	□ <u>ニホン</u> カモシカ、ツキノワグマ、モモンガ、ハチクマ、オオイチモンジ等		
	の野生動物		
	□ 大津岐川上流部に生息するハッチョウトンボ		
n	■ 広範囲に広がるブナ平のブナの森林景観		
御池及び沼山峠	■ 車両から眺望できるブナの広葉樹林~オオシラビソの亜高山帯針葉樹林		
北西麓	に変化する森林景観		
	■ モーカケの滝や抱返ノ滝等を中心とした渓流景観		
	■ 車両から眺望できるスモウトリ田代や重兵衛池の湿原景観		
	□ 広大な日本海型のブナの自然林		
	□ オオシラビソの亜高山帯針葉樹林		
	□ スモウトリ田代や重兵衛池における湿原植生		
0	■ 歩道沿いの燧ヶ岳北西から小沢平に広がるブナ、ミズナラ等の広葉樹林か		
小沢平及び燧ヶ	ら成る森林景観		
岳北西麓	■ 三条ノ滝北西(松嵓高山北東麓)に広がるオオシラビソを主体とする亜高		
	山帯針葉樹林から成る森林景観		
	■ 歩道沿いの只見川の渓流景観		
	■ 渋沢大滝の瀑布景観		
	□ 燧ヶ岳北西から小沢平に広がるブナの広葉樹林帯		
	□ 三条ノ滝北西(松嵓高山北東麓)に広がるオオシラビソを主体とする亜高		
	山帯針葉樹林や矮性化したミヤマナラの自然低木群落		
	□ カタクリ、イワウチワ等の林床の高山植物		
	□ <u>ニホン</u> カモシカ、ヤマネ、ハチクマ等の野生動物		
P	■ 歩道沿いのオオシラビソやコメツガ等の亜高山帯針葉樹林から成る森林		
田代山・帝釈山			
山麓	■ 帝釈山山麓のカラマツの針葉樹林から成る森林景観		
	□ オオシラビソやコメツガ等の亜高山帯針葉樹林		
	□ カラマツの針葉樹林		
	□ <u>ニホン</u> カモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類や多様な昆虫類や鳥類等の		
	野生動物		

第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項(みんなで守る)

2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素(自然環境)〉	
(■ 沼山峠南東部(大江山~高八卦山)の高い標高に広がるオオシラビソやコ	
沼山峠南東部	メツガ、トウヒの亜高山帯針葉樹林〜低い標高に広がるブナの広葉樹林	大力 3
	ら成る森林景観	
	□ 高い標高に広がるオオシラビソやコメツガ等の亜高山帯針葉樹林帯	
	□ 低い標高に広がり、気候的な極相と考えられるブナの広葉樹林帯	
	□ <u>ニホン</u> カモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類や多様な昆虫類や鳥類等	ĔΦ
	野生動物	
(T)	■ 歩道沿いのオオシラビソの亜高山帯針葉樹林から成る森林景観	
黒岩山西部及び	■ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林から成る森林景観	
鬼怒沼山	■ 赤安山、黒岩山等の歩道沿いの林床で見られるオサバグサ群落から成る)景
	観	
	■ 鬼怒沼湿原の湿原景観	
	■ 湿原とその周囲の針葉樹林から成る景観	
	□ オオシラビソの針葉樹林~ブナ、ミズナラの広葉樹林の垂直植生分布	
	□ 赤安山、黒岩山の林床に生育するオサバグサ群落	
	□ <u>ニホン</u> カモシカ、ツキノワグマ、ヤマネ、モモンガ等の野生動物	
S	■ 尾瀬沼集団施設地区内及び周辺のオオシラビソ、コメツガ等の亜高山帯	紐
尾瀬沼東部	葉樹林から成る森林景観	
	□ オオシラビソ、コメツガ等の亜高山帯針葉樹林	
(t)	■ 車両及び至仏山〜鳩待峠の稜線(歩道)から眺望できるブナ〜オオシラ	ゲビ
鳩待峠	ソとの針広混交林と変化する森林景観	
	■ 渓流景観	
	■ 津奈木湿原から眺望される笠ヶ岳の山岳景観	
	津奈木湿原の湿原植生	
	□ ブナやダケカンバ、オオシラビソの針広混交林	
<u>u</u>	■ 歩道沿い及び鳩待峠~アヤメ平の稜線(歩道)から眺望できるブナ、ミ	ヹ
富士見下	ナラ等の広葉樹林帯から成る森林景観	
	□ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林	
(V)	■ 大清水湿原の湿原景観	
大清水	■ 湿原とその周囲のオオシラビソの亜高山帯針葉樹林から成る景観	
	■ 歩道沿いのブナ、ミズナラ等の広葉樹林を主体とした森林景観	
	■ 歩道沿いの渓流景観	
	□ 大清水湿原の湿原植生	
	□ オオシラビソの亜高山帯針葉樹林	
	□ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林	

②保全方針

- ・利用との調整を図りつつ、保全対象を極力保護し、良好な自然景観の維持を図ります。
- ・ブナを始めとする亜高山帯からブナ帯の自然林については、中部日本の典型的な森林生態系である ことから、極力保護を図っていきます。
- ・点在する湿原植生は脆弱であることから、極力保護を図っていきます。
- ・保全対象に対するニホンジカの影響を排除するための対策を実施していきます。
- ・山頂及び稜線の歩道及び車道からの眺望に重点を置いた自然景観の維持を図っていきます。

第4章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項(みんなで守る)

2. ゾーニングごとの保全対象及び保全方針

D 第3種特別地域

①保全対象

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素(自然環境)〉	
W	■ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林や人工林及び二次林から成る森林景観	
檜枝岐	□ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林生態系	
<u>(X)</u>	■ 車道及び歩道沿いのブナ、ミズナラ等の広葉樹林やカラマツ造林地から成	
ものみやまっぱくろすやま	る森林景観	
物見山及び燕巣山	■ 車道及び歩道沿いの渓流景観	
北西部	□ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林生態系	
y	■ 車両から眺望するブナ、ミズナラ等の広葉樹林やカラマツ造林地から成る	
荷鞍山南部	森林景観	
	□ オオシラビソやブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林生態系	
\mathbb{Z}	■ 車両から展望するブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林やカラマツ造林地の	
大行山一帯及び	森林景観及び渓流景観	
西山北東部	□ 大行山や西山一帯のブナ、ミズナラ等の森林生態系	

②保全方針

- ・森林施業等の生業との調整を図りつつ、車道からの眺望に重点を置いた良好な自然景観の維持を図ります。
- ・保全対象に対するニホンジカの影響を排除するための対策を実施していきます。

3. 保全に関する施策の方向性

本公園の自然景観を維持し、第2章1.の目指すべき姿の実現を図るため、自然公園法に基づき適切に管理していくとともに、第2章2.及び第3章2.の保全方針に沿って、以下の施策を推進していきます。また、本公園には、多くの関係団体・関係者が関わっているとともに、文化財保護法や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)等の様々な法令により規制されていることから、関係団体・関係者との連携を図っていきます。

(1) 自然豊かな尾瀬づくり

1) これまで<u>の取組の継承</u>

ア 美化修景の推進

① 公園内の美化推進

公園内の美化推進のため、巡視の際のゴミ拾いを継続していくとともに、利用者が多く立ち入る国立公園事業道路(歩道)及び集団施設地区を中心にグリーンワーカー事業による美化清掃活動を実施していきます。

また、尾瀬ヶ原、尾瀬沼(特別保護地区)の美化清掃活動については、尾瀬保護財団等が呼びかけ人となり、「<mark>ごみ</mark>持ち帰り運動」が福島県と群馬県の主催で実施されています。また、福島県自然公園清掃協議会尾瀬支部、<u>群馬県尾瀬美化愛護協会</u>、東京電力<u>RP</u>及び尾瀬保護財団等がゴミ拾いの活動をシーズンを通して行っています。公園全域において効果的に美化清掃が進められるよう、これらの団体の活動との連携及び協力に努めます。

- ② 山小屋における廃棄物の取扱い 山小屋等の国立公園事業で発生した廃棄物については、国立公園区域外へ搬出すること とし、搬出までは施設内において適切に保管するよう指導していきます。
- ③ 埋設処理された過去の廃棄物の撤去

埋設処理された過去の廃棄物は、撤去作業を行い自然景観の修復に努めます。特に、見晴や尾瀬沼集団施設地区の所管地内における埋設ゴミの撤去作業については、「尾瀬の埋設ゴミ撤去に関する基本方針」や地区毎に定めた役割分担に沿って進めていくとともに、撤去作業後は専門家の意見を踏まえ、植物の移植や回復による修景を行います。

イ 巡視・点検活動の実施

順応的かつ迅速な公園管理を実施するため、下記方針に基づき巡視活動を実施します。

- ① 自然公園法に係る行為について違反がないよう監視を行います。
- ② 国立公園の利用施設に、危険な箇所や修繕が必要な箇所がないか、点検を行います。
- ③ 関係団体・関係者による巡視活動との連携及び情報共有を図ります。

ウ 広報活動の実施

- ① ゴミ持ち帰り運動の周知徹底
- ② 尾瀬外での教育活動

2) 貴重な自然環境の保護

ア 環境省レッドリスト掲載種等の希少野生動植物保護

本公園は、多様でかつ原生的な自然環境を有することから、コヤマコウモリ(絶滅危惧 I B 類) ホンドオコジョ(準絶滅危惧)等、多くの希少な野生動物が生息しています。

これらの動物については自然公園法を始め、文化財保護法や鳥獣保護法に基づき、適正な保護を実施していきます。また、野生動物の生息地を維持するため、自然環境の保全も図っていきます。

植物については、湿原植生や高山植物を中心に、カンチャチハコベ、アイズヒメアザミオオタマツリスゲ(絶滅危惧 I A類)、ツルキケマン、エゾハリスゲシバタカエデ、ヒロハツリシュスラン(絶滅危惧 I B類)、イトハコベ、チシマウスバスミレ、ナガバノモウセンゴケ、オゼコウホネ、キンロバイ、オゼソウ、オゼヌマアザミ、ホソバヒナウスユキソウ(絶滅危惧 II 類)、ヒカリゴケ、イヌタヌキモ、ヒメタヌキモ、トキソウ、ホソバオゼヌマスゲ、ヒメミズニラ、テイネニガクサ、タマミクリ(準絶滅危惧)等の多くの希少な野生植物が生育していることから、これらの種については、指定植物に指定し、特別地域においても自然公園法に基づき採取、損傷を規制します。

また、調査目的の採取、損傷行為や生育地に工作物を設置する行為等の自然公園法の申請及び協議の際には、希少種であることに配慮し、数量や場所、行為跡地の扱い等について適切な指導を行うとともに、必要に応じて条件及び留意事項を付すこととします。また、<u>移入外来</u>種の侵入を防止し、生育地の自然環境の保全も図っていきます。

さらに、モニタリングや調査研究から、これら希少種の生育状況の把握に努めます。

イ 県のレッドデータブック記載種等の希少動植物保護

福島県、栃木県、群馬県及び新潟県はレッドデータブックを作成し、環境影響評価や自然保護対策の資料として活用しています。尾瀬に生息・生育する野生動植物についても以下のような種が各県のレッドデータブックに掲載されています。

ふくしまレッドリ	(植物) ヒカリゴケ <u>(絶滅危惧Ⅰ類)</u> 、オクヤマオトギリ <u>(絶滅危惧Ⅱ</u>
スト (2019 年版)	<u>類)</u> 、ミヤマハナワラビ <u>(情報不足)</u>
	(動物) ウサギコウモリ <u>(絶滅危惧Ⅱ類)</u> 、ヤマネ <u>(情報不足)</u> 、 <u>ホンド</u>
	オコジョ <u>(情報不足)</u> 等
2018 レッドデータ	(植物) イトハコベ、 ジュンサイ <u>(絶滅危惧Ⅱ類)</u> 、チシマウスバスミ
<u>ブックとちぎ</u>	レ <u>(準絶滅危惧)</u> 等
群馬県レッドリス	(植物) カキラン (絶滅危惧 I A 類)、 ミヤマオダマキ ハクセンナズナ
ト(2018年部分改訂	(絶滅危惧 I A 類)
<u>版)</u>	(動物) ヤマネ <u>(準絶滅危惧)</u> 、ホンドオコジョ <u>(準絶滅危惧)</u> 等
レッドデータブッ	(植物) オオアカバナ サワラン(絶滅危惧 I 類)、タカネバラ(地域個
<u>クにいがた</u>	<u>体群絶滅危惧Ⅱ類</u>)、バイカモ <u>(絶滅危惧Ⅱ類)</u> 、ザゼンソウ
	(絶滅危惧Ⅱ類)
	(動物) シナノ ミズラモグラ <u>(準絶滅危惧)</u> 、ヤマネ <u>(準絶滅危惧)</u> 等

なお、福島県では本公園に生育しているキソエビネ、サルメンエビネ、クマガイソウ等を「特定希少野生動植物」として指定し、「福島県野生動植物の保護に関する条例(平成 16 年 3 月施行)」に基づき、採取を規制しています。これらの希少な野生動植物についても、県<u>や関係団体</u>と連携し<u>啓発活動等をしていきます</u>。

3) 植生の荒廃対策

過去の踏圧や洗掘、ニホンジカによる食害等により荒廃した植生について、積極的に植生<u>回復</u>を 実施するとともに、踏み込み防止対策や利用者指導の充実を図ります。

対策の実施に当たっては下記の事項に留意します。

- 植生マットは、自然に還る素材とします。
- 必要な種子や苗の採取は、可能な限り現地において行うものとします。

- 植生回復を行った箇所については、回復状況を継続的に調査し、効果の評価を行います。
- 対策を実施している関東地方環境事務所、福島県、群馬県、東京電力RP、尾瀬山小屋組合等の関係者で情報交換や相互協力を図り、対策を効果的に進めます。

【保護施設計画】

事業名	取 扱 方 針
a) 田代山	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒
植生復元施設	廃が見られることから、「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理
	方針」に基づき、植生 <u>回復</u> 及び踏込防止対策を実施します。
b) 駒ヶ岳	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒
植生復元施設	廃が見られることから、「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理
	方針」に基づき、植生 <u>回復</u> 及び踏込防止対策を実施します。
c) 燧ヶ岳	踏圧、表流水の集中により歩道沿いに洗掘が見られることから歩道沿い
植生復元施設	の洗掘部分及び廃道路線について植生 <u>回復</u> を実施します。
d) 尾瀬沼	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃して
植生復元施設	いることから、植生荒廃の拡大を防止するため、侵入防止対策等を実施す
	る。また、埋設ゴミ跡地において植生復 <u>回復</u> を実施します。
e) 尾瀬ヶ原	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃して
植生復元施設	いることから、植生荒廃の拡大を防止するため、侵入防止対策等を実施す
	る。また、埋設ゴミ跡地において植生 <u>回復</u> を実施します。
f) 至仏山	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒
植生復元施設	廃が <mark>見られる</mark> ことから、「至仏山保全対策会議(事務局:尾瀬保護財団)」
	の方針に基づき、植生 <u>回復</u> を実施します。
g) アヤメ平	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃して
植生復元施設	いることから、現在実施されている植生 <u>回復</u> を継続実施するとともに、ニ
	ホンジカの被害を防止するため侵入防止対策等を実施します。

4) 外来植物対策

本公園では、特別保護地区に通じる車道沿いの一部において、NPO により、外来植物であるオオハンゴンソウやハルザキヤマガラシの駆除活動が行われ、平成 29 年度からは尾瀬保護財団が関係機関に協力を呼びかけながら、尾瀬ボランティア、研究者、関係機関等と共に、これらの駆除活動を実施し、一定の効果が認められています。

引き続き関係者が協力して外来種対策を推進し、特別保護地区へ外来植物が侵入し、生態系を 撹乱することを可能な限り抑えるため、「防除すべき外来植物一覧表」を作成し、各対象種の駆除 方法を定めた上で、特別保護地区において優先的に駆除作業を進めるとともに、駆除状況等の把 握や新たな外来種の確認等を継続的に行っていきます。特にオオバコやシロツメクサ、ハルジオ ン等が多く生育している各集団施設地区や山小屋周辺の除去作業は関係者の協力のもと、優先的 に行います。また、種子落としマットを現在設置している入山口もあり、侵入防止対策について も検討し、実施していきます。

尾瀬沼におけるコカナダモについては、<u>一時的に</u>衰退が確認されていましたが、<u>群落の再拡大が確認されたことから</u>、今後もその生育状況や動態について関係団体・関係者と共に確認を行っていきます。

(2) 歴史・伝統・文化が息づく尾瀬づくり

1) 歴史・伝統・文化の保全と活用

会津と上州の交易路であった会津沼田街道や、尾瀬の利用を支える山小屋文化、自然保護運動の歴史など、地域に息づいた歴史・伝統・文化は、本公園を構成する価値の一つです。これらの歴史・伝統・文化の価値を保全するため、関係者間で連携及び協力して、地域資源の洗い出しを行うとともに、その価値を再確認し保全と活用に努めます。また、情報発信や普及啓発を通して、尾瀬への理解と愛着の向上を図ります。

(3) 野生動物との軋轢の解消

1) ニホンジカによる被害の低減

<u>尾瀬地域は、元来シカによる影響を受けずに成立した生態系であると言われていますが、1990年代の日光地域のシカの増加に伴い、本公園区域内においても、</u>ニホンジカによる湿原植生の食害やヌタ場の形成等、植生<u>への影響</u>が顕在化しており、希少な湿原植生の保全を目的とした緊急の対策が必要となっています。

そのため、関係者及び有識者が参画する「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会」の 枠組みにより、日光地域を含めた広域連携の強化を図るとともに、「尾瀬・日光国立公園ニホン ジカ対策方針」(令和2年1月)及び生態系維持回復事業計画に基づき、尾瀬ヶ原・尾瀬沼や高山 帯へのシカの影響を排除するための各種対策を実施します。

なお、これらの対策は、<u>特定鳥獣保護管理計画や鳥獣被害防止計画</u>等のもとに実施される各県<u>・</u> 市町村の事業と連携して行います。

2) ツキノワグマとの共存

本公園はツキノワグマの重要な生息地で、生息環境の保全が必要である一方で、過去に2度の人身事故が発生しており、クマとの軋轢を起こさない利用のあり方が求められています。平成21年度に設置された「尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会」を中心に、同協議会で作成した「尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対応マニュアル」に沿った形で関係者との協力のもと事故防止対策を実施し、ツキノワグマとの共存や軋轢を起こさない利用のあり方を検討していくとともに、ツキノワグマの生息地としての環境を維持していきます。

3) 野生鳥獣による新たな問題への対応

本公園の周辺地域においてイノシシ等の生息域の拡大が指摘されていることから、関係団体・関係者と連携し、調査研究及びデータ蓄積の促進を図ります。本公園内においてイノシシ等による自然景観や自然環境への影響が発生した場合には、関係機関の方針や計画等との整合性を図りながら対策を実施します。

(4) 科学的知見に基づく保全

1)調査研究の促進

失われた植生の回復、現存の植生の保護等、本公園の自然景観を適正に保全するに当たり、調査研究や植生、地質、気候等の科学的データに基づく対策が重要です。日々の業務の中でモニタリング、文献整理を行うとともに、自然環境とそれを取り巻く社会環境の変化にも注目していきます。また、関係団体・関係者と連携し、調査研究及びデータ蓄積の促進を図ります。

なお、以下の事項についても検討していくこととします。

- 研究機関、研究者等による調査研究の促進を図るためのサポート体制の構築
- 各種モニタリング調査の結果の統合、調査手法の統一化等の効率的かつ効果的なモニタリング体制の構築

(5) 尾瀬を保全するための関係法令等

1)<mark>森林法</mark>

①保安林制度

森林法に基づいて保安林が指定されており、その多くが国立公園と重複しています。保安林は 国土の保全や洪水の防止、水源の涵養等を目的に指定されているので、保安林制度と整合を図り ながら公園管理を推進します。

②国有林施策

本公園のうち約55%が国有林であり、保安林及び保護林や緑の回廊に指定されています。保安林は国土の保全や洪水の防止、水源の涵養等を目的に指定されており、保護林は自然環境の維持、動植物の保護及び遺伝資源の保存を図る目的で「森林生態系保護地域」として指定されています。また、緑の回廊は野生生物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すため設定しています。これら国有林の施策と整合性を図りながら公園管理を推進します。

種類	名称	発効年月日
森林生態系保護地域	利根川源流部・燧ヶ岳周辺	平成2年4月1日
	森林生態系保護地域	
	奥会津森林生態系保護地域	平成19年4月1日
緑の回廊	緑の回廊日光線	平成13年4月1日
	会津山地緑の回廊	平成19年4月1日

③地域の森林計画

森林法に基づき、各県・市町村が地域森林計画や森林整備計画を策定しています。これらとの整合を図りながら公園管理を推進します。

2) 文化財保護法

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼(特別保護地区)は、昭和35年に文化財保護法により特別天然記念物に指定されています。また、本公園に生息するニホンカモシカやヤマネ等は国の天然記念物に指定されています。天然記念物としての資質が失われることがないよう、関係団体・関係者と協力し、自然環境を保護していきます。

3) 鳥獣保護区

鳥獣保護<u>管理</u>法に基づいて、県指定鳥獣保護区を各県が指定しており、その多くが国立公園 と重複しています。希少な野生動物及びその生息地の保護並びに野生動物の保護管理に関する 施策について、関係機関と連携し、適正な野生動物の保護管理を実施していきます。

名 称	位 置	重複面積 (うち特別保護地区)	指定年月日
奥只見 (県指定)	福島県南会津郡檜枝岐村地内	3,054ha (0 ha)	平9·11· 1
田代山(県指定)	福島県南会津郡南会津町地内	, ,	昭 48・11・1
駒ヶ岳(県指定)	福島県南会津郡檜枝岐村地内		昭 47·11·1
尾瀬 (県指定)	福島県南会津郡檜枝岐村地内	6,378 ha (2,200 ha)	昭 56・11・1
尾瀬 (県指定)	群馬県利根郡片品村内	10,590 ha (0 ha)	昭 56・11・14
尾瀬(県指定)	新潟県魚沼市地内	1,156ha (322ha)	昭 48・11・1

4) 遊漁規制

魚の捕獲については、自然公園法施行規則第12条第27号の16により、自然公園法に係る許可及び同意を必要としない行為ですが、檜枝岐村漁業協同組合では、内共第28号第5種共同漁業権遊漁規則により、本公園の特別保護地区内は<u>遊漁</u>禁止区域としており、また、利根漁業協同組合は特別保護地区内での漁業は自粛しています。

しかし、国立公園区域外から区域内に入ってくる渓流釣りの人が見られるため、檜枝岐村漁業協同組合及び利根漁業協同組合と協力し、本公園の特別保護地区内での魚の捕獲は自粛されていることを公園区域外においても周知していきます。

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項(みんなで楽しむ)

1. 利用に関する施策の方向性

本公園の自然景観は、非常に貴重でかつ多くの利用者に感動を与えるものです。この景観を将来に わたり維持するとともに、その恩恵を最大限に享受し、かつ持続的に利用していくことが重要です。

そのためには、利用者にルールの周知徹底やマナーの向上を図るとともに、自然に親しむ機会を広げ、利用者が単なる物見遊山に終わることなく、自然に主体的に接し、その素晴らしさを体感することにより、自然への愛着や自然保護への意識を啓発していく必要があります。

第2章1. の「めざすべき姿」の実現を図るため、 $\frac{第2章2.(3)3)$ の管理運営方針(みんなで楽しむ)に沿って、以下の施策を推進します。

なお、自然景観の保全を優先事項として、現在の規模を超える施設整備は原則行わないこととし、 自然景観に配慮した上で、標識の充実や、より適切な利用導線の確保など、よりよい 利用空間の整備 に努めます。また、適正な利用のあり方については、利用の状況や利用が自然環境に与える影響等を 調査し、順応的に検討していきます。

(1)魅力あふれる尾瀬づくり

1) 尾瀬の魅力向上

第一級の自然美や自然保護の歴史など、尾瀬にしかない地域資源を、地域の関係者や尾瀬ボランティア等とのパートナーシップのもとで再発見し、共有していきます。さらに、これらの地域資源を活かして、国立公園の魅力を最大限に満喫でき、かつ自然保護への共感や協力を促す自然体験プログラムとして提供することで、保護と利用の好循環を生み出します。

(2)幅広い楽しみ方の検討

1) 多様な利用方法の検討

尾瀬国立公園の利用の形態は、自然探勝や登山、眺望といった風景鑑賞を目的とした利用が主となっていますが、尾瀬の自然は希少な植物や新緑・紅葉といった景観だけでなく、朝霧の湿原、満天の星等、季節折々・時間折々に様々な様相を見せます。それら尾瀬の素晴らしさをより効果的に利用者に伝えていくため、解説標識やパンフレット等を活用したセルフガイドの充実、尾瀬認定ガイドなどを活用したガイドツアーを推進します。また、本公園を活用した周辺地域の振興についても検討していきます。

2)エコツーリズム<mark>の推進</mark>

<u>尾瀬を幅広く楽しむためにも、自然環境の保全と地域の持続的な発展のためにも、尾瀬認定ガイドなど自然解説のガイドを活用したエコツーリズムの推進を図ります。</u>

<u>また、世界的にも稀な自然環境や、日本の自然保護運動発祥の地という特徴を活かして、</u>尾瀬での環境学習、自然学校、<u>CSR 活動</u>、ボランティア活動等を促進し、風景鑑賞に留まらない利<mark>活</mark>用を本公園で展開していきます。

3) 滞在型・周遊型利用の促進

利用の集中による自然環境や快適性に対する影響は、入山者数のピークであった平成8年頃と比較すると軽減していると考えられますが、ミズバショウシーズンの週末の特定ルートについては利用が集中し、快適性への影響が生じています。

特に、鳩待峠についてはアクセスの良さから利用が集中し、特定の日や区間で混雑を引き起こしていることから、混雑感を緩和させる方策を検討するとともに、他入山口の魅力発信や低利用

1. 利用に関する施策の方向性

路線の紹介等、より尾瀬の多様な魅力を味わう事ができる方法を検討します。

また、多くの利用者が静かな環境でゆっくり尾瀬を楽しんでもらえるよう、パンフレットやホームページ等で利用が集中する日やルートの周知を行うとともに、夕暮れ時から満天の星、早朝の尾瀬といった、宿泊ならではの特別な体験を関係者で連携して発信します。

(3)楽しむための土台作り

1)安全対策

尾瀬は<u>首都圏からの距離が近く、入山口から約1時間で尾瀬ヶ原や尾瀬沼といった</u>核心部に到達できることから、性別や年齢、登山経験や体力の有無に関係なく、幅広い利用者を受け入れるポテンシャルがあります。

<u>しかし安易な入山は、時として天候の急変に対応できないことや転倒といった事故につながる</u> <u>おそれもあるため、</u>本公園が山岳地域であり、利用者自身がリスクを負う必要があることや、気象や登山道の状況に関する情報収集、また服装・装備・<u>体調への配慮</u>が必要であることについて、 利用者に理解を促します。

また、<mark>関係者で協力しあい、利用者が</mark>本公園の情報を<mark>容易に</mark>得られるようホームページ等を充実させるとともに、安全管理のための情報共有の方法を確認することで、入山口の施設やビジターセンター、山小屋等で相互に情報を共有していきます。

2) 施設の整備

ア 情報提供拠点及び施設の活用

御池、沼山峠、鳩待峠及び大清水においては、休憩所や宿舎等の既存施設の活用<u>や再整備</u>を行いつつ、<mark>利用者に対して</mark>入山前に必要な情報を提供します。

山ノ鼻及び尾瀬沼の2つのビジターセンターを中心に情報の集約を図るとともに、尾瀬内の 宿舎や休憩所等に共有し、各施設において利用者への情報提供を行います。 また、ビジターセンターにおいては、展示やインターネット等を活用し、利用者が受け取りやすいような自然情報や利用情報の提供方法を検討します。

なお、これらの情報発信については、道の駅など周辺地域の既存施設や交通機関とも連携を 図っていきます。

イ 施設の適切な整備及び管理

初めて尾瀬を訪れる人や外国人でも、安全・快適に尾瀬を楽しむことができるよう、「尾瀬国 立公園標識ガイドライン(平成29年3月)」に則った標識の整備や情報発信を進めます。

<u>厳しい財政事情の中で、既存の利用施設を適切に維持管理していくため、木道等の施設の長寿命化やトータルコストの低減のための方策を検討し、導入していきます。</u>

3) ルール・マナーの検討・普及啓発

ア 利用者への情報提供及び普及啓発

尾瀬の自然を楽しみ、かつその素晴らしさを利用者に伝えることを目的に、自然環境に関する情報や安全対策、ルール・マナーを利用者に呼びかけていきます。また、関係者と連携して以下の情報提供の充実を図ります。

事前の情報提供(特徴、見所、アクセス、ルール、アクティビティ等の全般的な情報)

- ・関係者のホームページや SNS の充実
- ポスターやパンフレットの配布
- ・雑誌やWebメディア等での発信

② 入山直前の情報提供(ライブカメラ、自然情報と見所、気温・天気、安全に関する情報)

- ・ポスターやパンフレットの掲示・配布
- ・自然情報とセルフガイドの掲示・配布
- ・デジタルサイネージを活用した包括的な利用情報提供
- ・電車・バス・タクシー等の乗合所を活用した情報提供

③ 入山後の情報提供(旬な自然情報と見所、危険箇所・危険な野生動物等の緊急情報)

- ・ビジターセンターや山小屋での展示、掲示物及び案内
- ・ビジターセンターでの自然体験プログラムや環境学習の充実
- ・緊急性によっては現場での直接呼びかけ

イ 利用マナーの向上

自然公園法において規制されている行為も含め、以下については重点的にマナーの向上と<mark>と周</mark>知を図ります。

① ゴミ持ち帰り・山岳地帯でのし尿処理

尾瀬では「ゴミ持ち帰り運動」や日常の普及啓発活動<u>が積極的に実施されてきました</u>。今後も清掃を徹底して行い、ゴミを捨てない雰囲気作りを行うとともに、パンフレットの活用、利用拠点での呼びかけ等によりゴミの持ち帰りを指導します。

また、トイレが設置されていない至仏山や燧ヶ岳においては、歩道を離れて排泄を行うことによる高山植物の荒廃やトイレットペーパーの散乱等、<mark>環境の悪化が見られます</mark>。山岳地帯に入る前にトイレを済ませるよう指導するとともに、使用済みトイレットペーパー持ち帰りの徹底、携帯トイレ持参について啓発していきます。

② 植生保護のための立入防止等

歩道から外れた利用者の踏み込みやカメラの三脚等により荒廃した植生は、回復に相当の時間が必要となります。そのため、無雪期は整備された探勝歩道を歩く利用に限定することとし、湿原植生へは立ち入らないよう厳しく指導するとともに、立入りが見られる箇所については注意標識の設置やロープを張る等の対策や<mark>啓発活動及び</mark>環境学習により、利用者の自然環境の保護に対する意識向上を図っていきます。また、積雪期であっても歩道が露出している場合には、歩道から外れないよう指導します。山岳地帯においても、歩道を外れないようマナーの徹底を呼びかけます。

背中アブリ田代、外田代、八海山、カッパ山、景鶴山等の尾瀬ヶ原北側エリアについては、 利用を想定していないことから歩道が整備されていません<u>が、残雪期には一定数の入山があります。これらの区域を含め、残雪期の利用ルールについてはまだ十分に検討されていないことから、関係者間でルールの必要性を含めた検討を行います</u>。また、歩道の維持及び植生保護のため、ストックを使用する際にキャップを付けるよう指導していきます。

③ スノーモービルや自転車等車馬の使用

特別保護地区内のスノーモービル、自転車等の車馬の乗り入れは規制されていること、特別地域においても自然環境に影響を与える悪質な乗り入れは行わないことをパンフレットやホームページを通じて周知していきます。
なお、宿舎等の公園事業施設の管理行為に伴うスノーモービルの使用については、この限りではありません。

ウ ルールの検討・周知

下記の利用については、個別ルールや地域ルールを検討・周知していきます。

① 至仏山におけるルールの周知徹底

至仏山の利用(残雪期の山スキーを含む)については、「至仏山保全対策会議(事務局:尾瀬保護財団)」により植生保護及び安全性の確保のため、ルールやマナー作りが行われています。 今後も同会議で合意された利用ルール等が、利用者に周知・徹底されるよう、関係者で協力していきます。

② 冬期の入山について

冬期は山小屋を始め、公衆トイレ、休憩所、野営場等の施設は全て閉鎖され、<u>入山口への道路も通行止めになります</u>。このことから、自然景観の保全上、ゴミの放置や排泄等の問題となる行為がなされないようマナーの徹底を指導します。また、この時期の入山に当たっては、事前に十分な情報収集や準備を行うなど、自己責任において安全確保に努めるよう利用者を指導します。

③ 新たな利用について

近年、周辺河川においてキャニオニングや沢登りといった利用が見られていることから、 河川伝いでの入山により公園内の植物の損傷や河川の現状変更がなされないよう指導すると ともに、必要に応じて地域ルール等を検討します。

<u>その他、現在想定していないような利用が発生した際には、関係者間で現状を把握し、ル</u> ール化等の必要性も含めて検討を行います。

④ 尾瀬での撮影等について

公園内における映画のロケーション、テレビ撮影<u>に加え、近年増加しているドローンによる撮影等</u>については、<u>植物の損傷や</u>利用者の<mark>快適な利用</mark>の妨げとならないよう指導するとともに、混雑時を避けて行うよう指導します。

4) 望ましい交通アクセスの検討

ア マイカー規制

昭和49年の「国立公園における自動車利用適正化要綱」で日光国立公園尾瀬地域がモデル地区となったことから、自動車利用適正化対策として、協議会(福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会及び片品村尾瀬交通対策連絡協議会)を設置し、マイカー等の交通規制と代替輸送を実施しています。各入山口での実施状況は以下のとおりです。

これら協議会と協力し、<mark>交通規制のあり方や交通体系の構築など、望ましい交通アクセスについて検討していきます。</mark>

大清水口	大清水以奥への許可車両を除く一般車両の乗り入れを通年禁止
富士見峠口	富士見下以奥への一般車両の乗り入れを通年禁止
鳩待峠口	戸倉区に整備した駐車場を有効に利用するとともに、津奈木以奥へのタクシー
	、ハイヤー、マイクロバス及び許可車両以外の車両の乗り入れをミズバショウ
	シーズン、ニッコウキスゲシーズン、8・9月の週末、紅葉期等の混雑期間と
	毎週末、禁止
御池口	御池から沼山峠までの許可車両以外の車両の乗り入れを通年禁止

イ 大清水~ーノ瀬間における低公害車の運行

大清水~一ノ瀬間の車両運行については、尾瀬の多様な魅力を楽しむ利用 (滞在型・周遊型利用) への誘導効果があると考えられることから、平成 21 年度に尾瀬国立公園協議会のもとに

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項(みんなで楽しむ)

1. 利用に関する施策の方向性

「尾瀬国立公園快適利用の促進(利用分散等)に関する小委員会」を設置し、群馬県主体の「尾瀬らしい自動車利用社会実験」として、平成23~25年度の3カ年計画で、群馬県が車両運行に関する社会実験(年に1週間程度)を実施しました。社会実験の結果を踏まえ、平成26年の試験運行を経て、平成27年度から営業運行を開始しました。

今後は、他の取組と合わせた<mark>滞在型・周遊型利用への効果の向上、</mark>ルート全体の魅力向上、外 来植物の侵入防止等について、関係者間で取り組んでいきます。

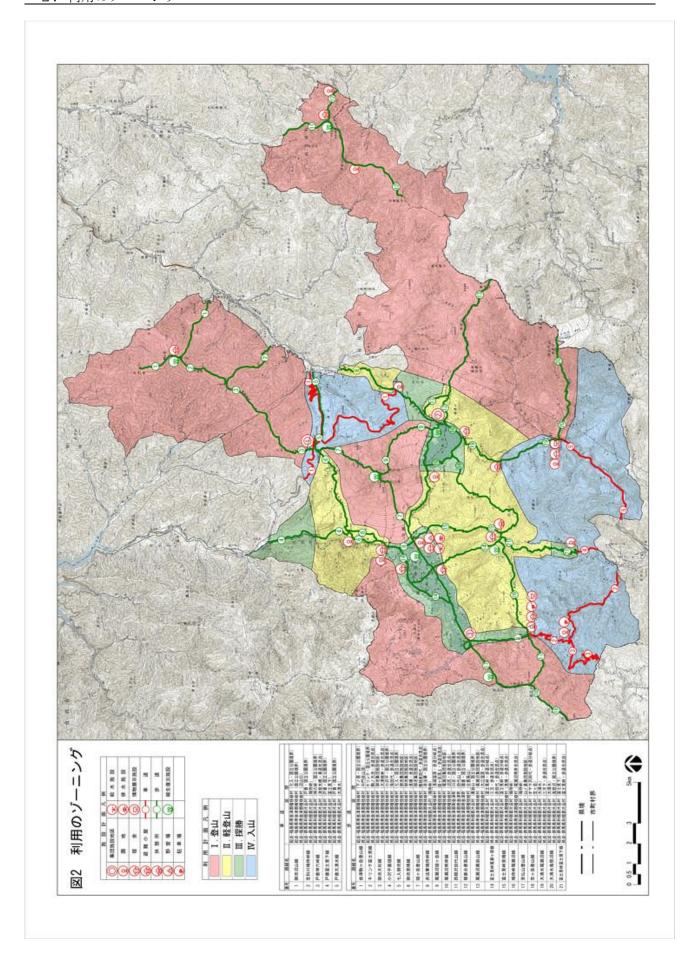
2. 利用のゾーニング

利用の形態等に応じたエリア区分 (以下、「利用のゾーニング」という。) を行い、それぞれの利用タイプを定め、さらに 「エリアごとの利用方針」(利用資源、利用方針、施設の整備及び維持管理)を設けて、より適正な利用へと 利用者を誘導していきます。

利用のゾーニングは国立公園の性格(特徴的な自然景観・立地等)や利用の性格、また、風景鑑賞や環境学習等の利用形態の様々な要素を照らし合わせて考えるものであり、本公園は自然環境や利用形態の特徴により以下の4つのエリアに分けることができます(図2、表2)。

表2 利用のゾーニング

I 登山エリア	・山岳地であり登山に利用されているエリア。
	・中級以上の登山者 <mark>に利用され</mark> 、自然環境学習の場としての利用 も推進していくエリア。
Ⅱ軽登山エリア	・起伏のある森林帯であり探勝エリアへ至るまでのエリア。・初級者を含む登山者に利用され、自然環境学習の場としての利用も推進していくエリア。
Ⅲ探勝エリア	・ <u>自然探勝を目的として、ハイカー、登山者など</u> 幅広い利用者層 に利用され、自然環境学習の場としての利用を <u>積極的に</u> 推進し ていくエリア。
Ⅳ入山エリア	・本公園の入山口として <mark>車道の利用もあり、観光客を含むあらゆる利用者層に</mark> 利用され、自然環境学習及び自然とのふれあい活動の場としての利用を <u>積極的に</u> 推進していくエリア。



3. エリアごとの利用方針

3. エリアごとの利用方針

利用のゾーニングで分類された各エリアにおいて、下記の利用方針に沿った利活用、施設の整備及び維持管理を実施することで、公園全体の適正利用を推進します。なお、全エリアに共通する「適正利用に関する施策の方向性」については第5章1.を参照。

I 登山エリア

①利用資源

- ・第4章で示した、ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な自然景観。
- ・登山道、避難小屋が整備されている。

②利用方針

- ・登山でしか<mark>味わえ</mark>ない質の高い自然<mark>体験</mark>を推進していくために、関係団体・関係者と協力し、 パンフレット<u>を活用したセルフガイドや</u>自然解説のガイドを活用した<u>ガイドツアー等</u>の利用 を推進していく。
- ・山岳地であることから、<mark>登山者の自己責任を基本とした</mark>安全対策の徹底を周知する。

③施設の維持管理及び整備方針

- ・<u>原生的な自然環境を保全するため、必要最小限の施設の整備とし</u>、原則として現状の規模及び 位置を維持する。
- ・歩道は「登山道」として取り扱う。
- ・避難小屋やトイレ等の利用施設については、排水に留意する等、周囲の自然景観に支障を与え ないよう適切に維持管理していく。
- ・<u>中級以上</u>の登山技術、体力、装備を有する利用者が登山を楽しめる歩道(登山道)として維持管理し、歩道の荒廃が見られる箇所については、適切な対策を講じる。
- ・標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性 が低いものは適宜撤去する。
- ・入山口において、標識、パンフレット等を用いた利用マナーやルールの普及啓発、自然に関する情報提供の機能を充実させる。

Ⅱ 軽登山エリア

①利用資源

- ・第<u>4</u>章で示した、ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な自然景観、歩道沿いの森林景観。
- Ⅲ. 探勝エリアへの中継エリアとしての機能を果たす。
- ・登山道が整備されている。

②利用方針

- ・中継エリアに留まらず、I. **登山エリア**を含む広い範囲での自然探勝や軽登山を目的とした利用を推進していく。
- ・関係団体・関係者と協力し、パンフレット<mark>を活用したセルフガイドや</mark>自然解説のガイドを活用 した<mark>ガイドツアー等</mark>の幅広い<mark>自然体験</mark>プログラムの提供を推進していく。

③施設の維持管理及び整備方針

・優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置 を維持する。

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項(みんなで楽しむ)

3. エリアごとの利用方針

- ・歩道は「登山道」として取り扱う。
- ・<u>初級以上</u>の登山技術、体力、装備を有する者が利用する歩道(登山道)として維持管理し、歩道の荒廃が見られる箇所については、適切な対策を講じる。
- ・標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性 が低いものは適宜撤去する。

Ⅲ 探勝エリア

①利用資源

- ・第4章で示した、ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な景観。
- ・尾瀬ヶ原及び尾瀬沼を中心とした木道敷設や排水対策、アヤメ平に代表される植生復元対策等 の自然保護活動や人文的な歴史を見ることができる。
- ・探勝歩道(木道)、休憩テラス、<u>ビジターセンター</u>、宿舎、野営場、休憩所、トイレ、園地が整備されている。

②利用方針

- ・幅広い利用者層を対象に、自然探勝を目的とした利用から尾瀬の自然環境や歴史を学ぶ環境学習まで、多様な利用を推進していく。
- ・関係団体・関係者と協力し、パンフレット<mark>や解説標識</mark>、ビジターセンターの展示<mark>を活用したセルフガイド</mark>から、自然解説のガイドを活用した<u>ガイドツアー等</u>の幅広い<u>自然体験</u>プログラムの提供を推進していく。
- ・特定の日や時間帯に利用の過度な集中が見られる尾瀬ヶ原の木道(探勝歩道)において、混雑の緩和や安全性・快適性の確保を図る。
- ・本公園を代表する<u>自然景観</u>を利用者がゆっくり楽しむことができるよう、<mark>日帰り利用だけでなく、</mark>地元と連携して宿泊<u>を伴う滞在型</u>利用を<u>推進し</u>ていく。

③施設の維持管理及び整備方針

- ・<u>幅広い利用者層に対応できるよう安全性・快適性に留意しつつ、</u>優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。
- ・歩道は「探勝歩道」として取り扱う。
- ・宿舎や野営場等の利用施設については、排水に留意する等、周囲の自然景観に支障を与えないよう適切に維持管理していく。
- 特別な登山技術は持たないが、ある程度の体力と装備を有する者が利用する歩道を整備する。
- ・標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性 が低いものは適宜撤去する。
- ・ビジターセンターやパンフレット等により、自然<mark>や利用</mark>に関する情報提供を充実させるとともに、宿舎や休憩所においても情報提供拠点としての機能を充実させる。
- ・多くの利用があることから、頻繁に巡視を行い歩道の状況を確認するとともに、修繕が必要な 箇所は施設管理者が適切に対応するものとする。

3. エリアごとの利用方針

Ⅳ 入山エリア

①利用資源

- ・第4章で示した、人工林及び天然林。
- ・自然とのふれあい体験活動の場。
- ・アクセスが良く、地元の歴史文化と自然資源を併せた活用が可能。
- ・車道、駐車場、園地、休憩所<mark>、トイレ等</mark>が整備されている。

②利用方針

- ・入山口までの車道利用を含めたアクセスルートとして利用する。
- ・国立公園内におけるルール・マナー、自然体験プログラム等の情報提供、パンフレットの配布等、入山口としてのインフォメーション機能の充実を図る。
- ・大清水湿原及び御池田代には体が不自由な方でも尾瀬の雰囲気を味わうことができるようにバリアフリー木道が整備されており、尾瀬に入れない利用者が身近に湿原の植生を探勝できる場 や環境学習が行える場としての整備を推進していく。
- ・自然資源や地元の<u>歴史</u>文化に触れるエコツアー、ボランティア活動、自然教室の開催等、幅広い自然とのふれあい体験活動を推進していく。
- ・津奈木湿原やブナ平のような車道沿いの豊かな自然資源についても利用を検討していく。

③施設の維持管理及び整備方針

- ・幅広い<mark>利用者層に対応できるよう、快適かつ安全</mark>な利用空間の維持及び整備を行う。
- ・車道及び林道は、路面改良や安全施設の設置等、必要最小限の維持管理に留める。
- ・歩道は「探勝歩道」として取り扱う。
- ・宿舎、休憩所の情報提供拠点としての機能を充実させる。
- ・自然とのふれあい体験活動や環境学習の拠点としての機能を充実させていく。

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項(みんなで楽しむ)

4. 地点ごとの利用方針

4. 地点ごとの利用方針

(1)主要な入山口及び利用拠点

<u>1)鳩待峠</u>

ア. 地域特性

- <u>・尾瀬ヶ原へのアクセスが容易であり、尾瀬で最も利用者が多く、幅広い年齢層や国籍、来訪目的(観</u>光から登山まで)の利用者が訪れる。
- ・至仏山やアヤメ平にもアクセス可能であり、主要な登山拠点である。

イ. 利用資源

- ・日本最大の山地湿原「尾瀬ヶ原」<mark>に最も近い入山口。</mark>
- ・日本百名山・花の百名山であり、<mark>首都圏から</mark>日帰りで登ることができる「至仏山」。
- ・天上の楽園と呼ばれ、尾瀬の自然保護活動(植生回復)を学ぶ事もできる「アヤメ平」。
- ・気軽に湿原の景観を楽しむことができる「津奈木湿原」(現在は駐車禁止・立入禁止)。

ウ. 現状と課題

- ・情報や認識の<mark>不足</mark>等による不十分な装備での安易な入山者の存在。
- ・雨天時の退避場所やアクティビティが不足している。
- ・外国人利用者への認知度が低く、受入体制も不十分である
- ・特定の日及び場所への利用者集中により利用環境の悪化が見られる。

工. 理想的な姿と利用方針

理想的な姿① 多様な利用者層が快適に利用できる総合的なインフォメーション機能がある。

▶ 利用者が入山前に尾瀬への理解を深めるとともに、安全快適に入山できるようなサービスの充実を図ります。

理想的な姿② 利用資源を活かした体験アクティビティが盛んに行われている。

▶ 鳩待峠を拠点として、どの季節に来ても利用者が尾瀬を楽しめるアクティビティを提供します。

2) 大清水

ア. 地域特性

- ・郡馬県側から尾瀬沼への主要な入山口であり、尾瀬沼散策や燧ヶ岳登山を目的とした利用が多い。
- ・鳩待峠と比べて、より喧噪の少ない、静かな利用環境がある。
- ・大清水周辺は特別地域のため、自然ふれあい体験等で特別保護地区よりもできることが多い

イ. 利用資源

- ・豊富な湧水で地名の由来になっている「大清水」、大清水~一ノ瀬にはミズナラやトチノキ等の巨木等、五感で楽しめる自然資源が多い。
- ・上州と会津の交易の道「会津沼田街道」、鉱山で栄えた「根羽沢鉱山」、道路開発の名残となっている「一ノ瀬駐車場跡地」や「岩清水」等の尾瀬の歴史・文化を感じられる資源がある。
- ・駐車場に隣接し、バリアフリーで車イスでも利用できる大清水湿原を有する。

ウ. 現状と課題

- ・情報や認識の<mark>不足</mark>等による不十分な装備での安易な入山者の存在。
- ・尾瀬沼へ入山するルートの木道老朽化が進み、利用者への安全が懸念されている。
- ・外国人利用者への認知度が低く、受入体制も不十分。

エ. 理想的な姿と利用方針

理想的な姿① 豊かな自然・歴史・文化資源を活用した「体験学習の場」となっている

➤ 大清水~一ノ瀬周辺をフィールドに、「会津沼田街道魅力向上推進プラン」に基づく取組と連携して、大清水湿原、巨木等の自然資源や会津沼田街道といった地元の歴史や文化を活用した利用を推進します。

理想的な姿② ゆったりと大清水を楽しめる環境や尾瀬沼へ安全に入山できる環境が整備されている

- ▶ <u>尾瀬への理解を深めるとともに、適切に尾瀬を楽しんでもらうために必要な情報発信を充実さ</u>せていきます。
- ▶ 利用者が気軽に散策を楽しみながら、ゆっくりと滞在できるような空間づくりを進めます。

3) 山ノ鼻

ア. 地域特性

- ・都心からのアクセスがよい鳩待峠と、尾瀬ヶ原の中継地点であり、ビジターセンターや山小屋、<mark>野</mark> <mark>営場、休憩所、トイレ等の施設があるため、尾瀬で最も利用者数が多く、幅広い年齢層や国籍、来</mark> 訪目的(観光から登山まで)の利用者が見られる。
- ・気軽に自然を楽しみたいと考える日帰り客が多いが、至仏山登山の拠点として、宿泊利用も見られ る。
- ・子どもたちが環境学習で利用する機会が多い。

イ. 利用資源

- ・日本最大の山地湿原である「尾瀬ヶ原」が目の前に広がり、<mark>短時間で湿原景観を楽しむことができる「植物研究見本園」がある。</mark>
- ・「至仏山」では、<mark>蛇紋岩による特異な</mark>高山植物や、雄大な尾瀬ヶ原を眼下に見ることができるととも に、東面登山道を利用することで、鳩待峠までの周遊利用や、至仏山の歴史を学ぶことができる。
- 情報発信の拠点となるビジターセンターがある。

ウ. 現状と課題

- ・雨天時の退避場所やアクティビティが不足している。
- ・外国人利用者への認知度が低く、受入体制も不十分である。
- ・特定の日及び場所への利用者の集中により利用環境の悪化が見られる。
- ・クマの出没により、安全確保のため、研究見本園や野営場が閉鎖されることがある。

エ、理想的な姿と利用方針

<u>理想的な姿①</u> 幅広い利用者層のニーズを満たし、快適・安全に滞在できる環境が整備されている

- ▶ 幅広い利用者層が快適に滞在できる上質な環境を創出するとともに、尾瀬を安全快適に利用できるような情報発信やサービスの充実を図ります。
- ▶ 利用者が快適に尾瀬を楽しめるように、利用者の少ない静かな季節や平日への利用分散を図ります。
- **理想的な姿②** 上質な自然体験プログラムを提供することで、利用者が尾瀬の一級の自然を味わう ことができる
- ▶ 尾瀬ヶ原や至仏山をフィールドに、シーズンを通して様々な自然体験を提供します。また、宿 泊者を対象とし、白い虹、夕焼け、星空、ホタルなど、宿泊しなければ体験できない尾瀬の魅 力を利用した滞在プログラムを提供します。

4) 御池·沼山峠

ア. 地域特性

- ・福島県側<mark>及び新潟県側</mark>の主要入山口として<mark>尾瀬で2番目に利用者数の多い</mark>入山口。利用者の年齢層 は比較的高く、リピーターの利用が多い。
- ・<mark>尾瀬沼へのアクセスが容易であり、</mark>燧ヶ岳の登山拠点にもなっている。
- ・積雪が多く冬季にはスノーシュー等のアクティビティが行われている。
- ・マイカー利用時の首都圏からの移動距離が長く、首都圏から発着する高速バスがないため、都市部 からの時間的距離が大きい。

イ. 利用資源

- ・東北以北最高峰の「燧ヶ岳」(日本百名山) に最も近い入山口。
- ・<mark>御池からは</mark>紅葉の名所 100 選にも選ばれるブナの自然林「ブナ平」<mark>に近い。</mark>
- ・会津と上州の交易の道「会津沼田街道」、御池から七入まで続く「御池古道」といった歴史<mark>・文化を</mark> 感じられる古道がある。
- ・<mark>御池田代やスモウトリ田代は</mark>御池<mark>駐車場に隣接しており</mark>アクセスが容易。バリアフリー化された木 道が整備された御池田代は障害者も利用可能。

ウ. 現状と課題

- ・地域の人手不足等により施設の人員数が少なく、現状以上のサービスの提供が困難。
- ・外国人利用者への認知度が低く、受入体制も不十分である。
- ・情報や認識の不足等による不十分な装備での安易な入山者の存在。

エ、理想的な姿と利用方針

理想的な姿① 福島県側の主要入山口として必要な情報発信を行うとともに、 過度な整備がなされず秘境感を残しながらも幅広いニーズに対応している。

- ▶ ターゲット層となる利用者に対し、利用者が尾瀬への理解を深めて安全快適に入山できるよう な情報発信とサービスの充実を図ります。
- ▶ 御池田代では、体が不自由な方でも尾瀬の雰囲気を味わうことができるような場としての整備 を推進していきます。

理想的な姿② 地域資源を活かした体験活動が盛んに行われている。

- ▶ <u>燧ヶ岳やブナ平をフィールドに、シーズンを通して様々な自然体験を提供します。また、宿泊</u> 者を対象とした滞在プログラムを提供します。
- ► 「会津沼田街道魅力向上推進プラン」に基づく取組と連携し、自然資源だけでなく、地元の歴 史や文化を活用した利用を推進し、入山口の魅力向上を図ります。

5) 尾瀬沼

ア. 地域特性

- ・尾瀬沼、燧ヶ岳、大江湿原といった一級の自然景観を眺望できる。
- ・山小屋、<mark>野営場</mark>など宿泊施設が整備されており、静かにゆっくり自然を楽しむことができる<mark>利用環境が整備されている。</mark>
- ・燧ヶ岳登山や尾瀬ヶ原への周遊利用の拠点にもなっている。
- ・情報拠点となるビジターセンターがあり、子どもたちが環境学習で利用する機会も多い。

イ. 利用資源

- ・尾瀬で唯一の湖(尾瀬沼)に面していることで、水辺との距離感が近い。
- ・ニッコウキスゲをはじめとして様々な草花が楽しめる大江湿原に隣接している。
- ・東北以北最高峰の「燧ヶ岳」(日本百名山)。
- ・上州と会津の交易の道「会津沼田街道」や戊辰戦争の土塁などの歴史・文化資源がある。
- ・尾瀬開山や自然保護の歴史を現地で感じることができる。

ウ. 現状と課題

- ・利用者の満足度を向上させるための利用資源を活かしたアクティビティが不足している。
- ・滞在型の利用者がゆったりとくつろげるスペースが不足している。
- ・外国人<mark>への認知度が低く、受入体制も不十分である。</mark>

工. 理想的な姿と利用方針

- **理想的な姿**① 幅広い利用者のニーズに対応しながらも静かに尾瀬沼を楽しめる環境が整備されているとともに、必要な情報を入手することができる。
- ▶ 尾瀬沼の静けさを活かした上質な環境を創出するとともに、快適に利用できるようにサービス の充実を図ります。
- ▶ 燧ヶ岳登山や<mark>尾瀬沼周遊の</mark>拠点として安全対策の周知等を徹底していきます。

理想的な姿② 地域資源を活かした体験活動が盛んに行われている。

- ▶ 尾瀬沼や燧ヶ岳をフィールドに様々な自然体験プログラムを提供します。
- ▶ 宿泊者を対象とした滞在プログラムを提供します。
- ▶ 尾瀬の自然環境や歴史を学ぶ自然環境学習の場としての利用を推進していきます。

6) 見晴

ア. 地域特性

- •目の前に尾瀬ヶ原が広がる尾瀬の核心地といえる立地であるため、静かに深く自然を楽しみたい人 が利用する。
- ・各入山口からの距離が長く、日帰りの利用は難しいが、山小屋数は多く、野営場等の施設もあることから、燧ヶ岳登山や尾瀬各地への周遊利用の拠点になっている。

イ. 利用資源

- ・東北以北最高峰の「燧ヶ岳」(日本百名山)。
- ・日本最大の山地湿原「尾瀬ヶ原」が目の前に広がる。
- ・湿原と森林との境界に立地し、両方の環境を楽しむことができる。

ウ. 現状と課題

- ・利用者の満足度を向上させるための利用資源を活かしたアクティビティが不足している。
- 利用者がゆったりとくつろぐためのオープンスペースが不足している。
- ・野営場の魅力と利便性が低い。

エ. 理想的な姿と利用方針

理想的な姿 尾瀬を周遊する上での中継地点として、秘境感を大切にした落ち着いた滞在環境が 整備されているとともに、周遊に必要な情報を入手することができる。

- ▶ 尾瀬の奥地に位置する立地を活かし、ゆったりと自然を満喫できる空間を創出するとともに、 快適に滞在できるようにサービスの充実を図ります。
- ▶ 尾瀬周遊の拠点として情報発信、安全対策の周知等を徹底していきます。

(2) その他の入山口

1) 富士見下

ア. 地域特性

- ・かつて数多くの登山者がアヤメ平を目指して訪れた入山口であるが、近年利用者が少なくなっている。
- ・尾瀬内に馬で荷物を運んだ歴史ある道であり、そうした歴史に由来する地名等も点在する。
- ・富士見峠にある冨士見小屋は、営業を休止し廃屋となっている。

イ.利用方針

・群馬県側の入山口の面的な利用のあり方について関係者で検討を進め、鳩待峠、大清水、戸倉等と 一体となった富士見峠ルートの活用を図る。

2) 七入

ア. 地域特性

- ・会津沼田街道の福島県側の入山口である。
- ・ブナの自然林「ブナ平」の中を走る御池古道への入口である。

<u>イ. 利用方針</u>

・「会津沼田街道魅力向上推進プラン」に基づく取組と連携し、街道を利用した自然体験活動のため のソフト面・ハード面の充実を図る。

3) 小沢平

<u>ア. 地域特性</u>

- ・ブナの自然林を歩き、多くの沢を見ることができるが、渡渉が困難な沢が複数存在する。
- ・渋沢温泉小屋が廃業して以降、入山口や経路上に宿泊機能がない。
- ・利用者が少なく、登山道の管理は必要最低限の範囲で行われている。

イ、利用方針

・尾瀬ルート活性化委員会等と連携し、当該ルートの今後の利活用及び利用者の安全確保等の方策に ついて検討を進めるとともに、情報発信を図る。

4) 滝沢

ア. 地域特性

- ・利用拠点となる檜枝岐村中心部からのアクセスが容易であり、山頂まで最も近い入山口であるため、 会津駒ケ岳への入山口としては最も利用者が多い。
- ・山頂手前には山小屋が存在し、宿泊が可能。
- ・会津駒ヶ岳山頂から中門岳にかけての稜線部においては雪田草原を見ることができる。

<u>イ.利用方針</u>

・キリンテルート・御池ルートなどの登山道を活用した多様な魅力の発掘や、ピークハントだけではない登山形態の提案・エコツアーなどの活用方法を検討し、多様な楽しみ方を提案する。

5) 猿倉

ア・地域特性

- ・田代山山頂部に形成された世界的にも稀な台地上の湿原を見ることができる。
- ・入山口には駐車場やトイレが整備されており、田代山への主要入山口となっている。
- ・利用上の宿泊拠点となる南会津町舘岩地区からのアクセス道路は未舗装区間が存在する。
- ・山頂部には避難小屋が存在する。

<u>イ. 利用方針</u>

・地域の観光協会や宿泊施設等との連携によるエコツアー・環境学習などの活用方法を検討し、地域 の活性化につなげる。

6) 馬坂

ア. 地域特性

- ・入山口には駐車場やトイレが整備されており、帝釈山と台倉高山への登山者が主に利用する入山口 となっている。
- ・利用上の宿泊拠点となる檜枝岐村からのアクセス道路は未舗装区間が存在する。
- ・帝釈山から台倉高山にかけての林床には1属1種の日本固有種であるオサバグサが群生している。

イ. 利用方針

・地域の観光協会や宿泊施設等との連携による情報収集や発信、シャトルタクシー等を用いた入山システムの改善を検討する。

なお、会津駒ケ岳・田代山・帝釈山地域については、引き続き、平成20年3月に策定された「会津駒ケ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」も踏まえた管理運営を進める。また、必要に応じて、同方針に基づく取組の具体化や方針の見直しを行う。

(3) 利用施設ごとの取扱方針

※執行者は令和3年●月●日時点であり、追加や変更の可能性がある。

1)集団施設地区

①御池集団施設地区【Ⅳ. 入山エリア】

マイカーの乗り入れが規制されている県道沼田檜枝岐線の起点に位置し、福島県側及び新潟県側からのアクセス拠点として利用されている。

幅広い利用者層が尾瀬への理解を深めて安全快適に入山できるような情報発信とサービスの充 実を図るとともに、燧ヶ岳や御池田代、ブナ平等における自然体験プログラムを提供することで、 自然探勝の拠点としての機能の充実を図る。

事 業 名	取 扱 方 針	執行者(※)
a) 御池宿舎	福島県側からの利用者の宿泊施設として利用されている。御	檜枝岐村
	池休憩所事業に隣接している。	
	入山口に立地する宿舎として、幅広い利用者層に対する利用	
	拠点施設としての機能の充実を図るとともに、適正利用の促進	
	<u>に努める。</u>	
b) 御池休憩所	福島県側からの利用者の休憩施設として利用されている。御	檜枝岐村
	池宿舎事業に隣接している。	
	既設の「ブナの森ミュージアム」も活用し、利用者が尾瀬の	
	最新情報や安全対策等の情報収集を行えるように機能の充実	
	を図るとともに、幅広い利用者層が安全かつ快適に利用できる	
	などサービスの充実を図る。	
c) 御池駐車場	御池から入山する利用者や御池田代、スモウトリ田代及びブ	檜枝岐村
	ナ平の自然を探勝する利用者の駐車場として利用されている。	
	路面補修、標識設置等の必要最小限の整備に留める。	

②尾瀬沼集団施設地区【Ⅲ. 探勝エリア】

尾瀬沼東側の湖畔に位置し、沼山峠及び大清水からの利用者の宿泊、休憩、情報提供等の拠点として多くの人・層の利用があり、また、優れた自然の中に利用施設が整備されていることから、本公園の主要な利用拠点となっている。

尾瀬沼の静けさを活かした上質な環境を創出し、快適な滞在利用ができるようにサービスの充実 を図るとともに、尾瀬沼や燧ヶ岳における自然体験や宿泊者を対象とした滞在プログラムを提供す ることで、利用者が静かに尾瀬の一級の自然を味わうことができる空間づくりを行う。

Ę	事 業	名	取 扱 方 針	執行者(※)
a) 尾	瀬沼園	地	公衆トイレ、園路及びデッキを整備しており、 <mark>散策や自然観</mark>	環境省
			察等の場として利用されている。	
			尾瀬沼の自然を探勝する利用者が、 <mark>尾瀬沼の静けさを活かし</mark>	
			<u>た上質な環境の中で</u> 展望や休憩のために利用することができ	
			るよう、園地としての機能の充実を図る。	
b) 尾	瀬沼宿	舎	公園利用者の主要な宿泊及び休憩拠点として利用されてい	檜枝岐村
			る。	民間事業者
			ビジターセンター等と連携して、宿泊者を対象とした滞在プ	
			ログラムの充実を図る。	

事 業 名	取 扱 方 針	執行者(※)
c) 尾瀬沼野営場	公園利用者の宿泊施設としてテントサイトを整備している。	環境省
	サイトに限りがあることから完全予約制とし、適切な利用を促	
	進する。	
	野営場をより快適に利用するため、ビジターセンター等と連	
	携して、宿泊者を対象としたサービスや滞在プログラムの充実	
	<u>を図る。</u>	
d) 尾瀬沼排水施設	尾瀬沼集団施設地区内の合併処理式浄化槽の処理水を、周辺	環境省
	の自然環境に負荷をかけずに排水するための施設として整備	
	している。	
	処理水が公園内に漏れないよう施設の維持管理に努める。	
v) 尾瀬沼	公園利用者の主要な情報提供施設として「尾瀬沼ビジターセ	環境省
博物展示施設	ンター」を整備している。	
	幅広い利用者層への 適切な情報を提供するために、自然環境	
	や利用状況等の情報収集に努めるとともに、自然観察会やスラ	
	イドショー等のイベントも積極的に開催し、 <mark>尾瀬の自然環境や</mark>	
	歴史文化を学ぶ自然環境学習の場としての利用を推進してい	
	<u><.</u>	

③山ノ鼻集団施設地区【Ⅲ. 探勝エリア】

尾瀬ヶ原の西側に位置し、鳩待峠から尾瀬ヶ原等の探勝エリアへ入る利用者や登山エリアである 至仏山の利用の宿泊、休憩、情報提供等の拠点として多くの人・層の利用があり、また、優れた自 然の中に、利用施設が整備されていること、尾瀬ヶ原、あるいは至仏山へアクセスする際の重要な 拠点であることから、当該地域は公園の主要な利用拠点となっている。

多様な利用者層が快適・安全に滞在できる空間の創出や情報提供を行うとともに、至仏山登山の 拠点としての滞在や尾瀬ヶ原周辺の優れた自然を楽しむための上質な<mark>滞在</mark>プログラムを提供する ことで、利用者が尾瀬の一級の自然を味わうことができる空間づくりを行う。

事 業 名	取 扱 方 針	執行者(※)
a) 山ノ鼻園地	尾瀬ヶ原の西端に位置し、公衆トイレ及び排水施設を群馬県	群馬県
	が、休憩所を民間が事業執行している。	民間事業者
	尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者や至仏山へ登る利用者が、	
	快適に休憩や情報収集をすることができるような機能の充実	
	<u>を図る。</u>	
b) 山ノ鼻宿舎	鳩待峠から尾瀬ヶ原へ向かう利用者の宿泊、休憩施設、至仏	民間事業者
	山の登山利用の拠点として利用されている。	
	多くの利用者 <u>や多様な利用者層</u> を迎える場所として、利用拠	
	点施設として <mark>サービスや滞在プログラム</mark> の充実を図るととも	
	に、適正利用の促進に努める。	
c) 山ノ鼻野営場	鳩待峠から尾瀬ヶ原へ向かう利用者の宿泊施設、至仏山の登	民間事業者
	山利用の拠点として利用されている。	
	多くの利用者がより快適に利用するため、適切な整備を行う	
	とともに、宿泊者を対象としたサービスや滞在プログラムの充	
	<u>実を図る。</u>	

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項(みんなで楽しむ)

4. 地点ごとの利用方針

d) 山ノ鼻	公園利用者の主要な情報提供施設として、群馬県が「尾瀬山	群馬県
博物展示施設	の鼻ビジターセンター」を整備している。	
	多くの利用者や <u>多様な利用者層</u> を迎える場所に位置するた	
	め、 <u>分かりやすい情報提供の実施、</u> 展示物の充実、利用者への	
	自然観察会の実施等、サービスやアクティビティの提供機能を	
	充実させる。	

2) 道路

①車道

事 業 名	取 扱 方 針	執行者(※)
御池沼山線	福島県檜枝岐村七入から御池に至る国道 352 号及び御池	
【IV. 入山】	から沼山峠へ至るマイカー規制が通年で実施されている県	
	道沼田檜枝岐線である。福島県側 <mark>及び新潟県側から</mark> の主要な	
	アクセス道路であり、シーズン中は多くの利用がある <u>が、事</u>	
	業決定されておらず、公園事業としては未執行となってい	_
	<u>5.</u>	
	<u>必要に応じて、</u> 路面改良や安全施設の設置等、利用 <u>者の安</u>	
	全に支障がないよう適切な整備と管理を行う。	
笠科川鳩待峠線	事業決定されておらず、公園事業としては未執行。	
【IV. 入山】		_
戸倉坤六峠線	事業決定されておらず、公園事業としては未執行。	
【IV. 入山】		_
戸倉富士見下線	事業決定されておらず、公園事業としては未執行。	
【IV. 入山】	片品村が管理している村道である。	_
戸倉大清水線	群馬県側の主要な入山口の一つである大清水口を終点と	
【IV. 入山】	する車道であり、シーズン中は群馬県側から尾瀬沼へ向かう	张 匡旧
	多くの利用がある。利用者の安全に支障の無いよう適切に管	群馬県
	<u>理する。</u>	

②歩道

事 業 名	取 扱 方 針	執行者(※)
西根沢田代山線	事業決定されておらず、公園事業としては未執行。	
【 I . 登山】	南会津町が草刈り等の維持管理を行っている。	_
猿倉台倉高山線	福島県南会津町猿倉登山口から田代山、帝釈山を経て台倉	環境省
【 I . 登山】	高山に至る登山道で、6月のオサバグサが咲く時期と7月の	檜枝岐村
	田代山山頂の高層湿原の植物の開花時期の利用が多い路線	
	である。	
	環境省が田代山山頂に公衆トイレを整備しており、 <mark>南会津</mark>	
	町の協力を得て維持管理を行う。 今後、猿倉から田代山を経	
	て馬坂峠に至る登山道を整備する。馬坂峠〜台倉高山区間は	
	檜枝岐村が事業執行している。	
	「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」に	
	基づき整備・維持管理するほか、田代山山頂の一方通行ルー	
	ルの周知に努める。	

4. 地点ことの利用万針 事 業 名	取 扱 方 針	 執行者(<u>※</u>)
会津駒ヶ岳登山線	福島県檜枝岐村滝沢登山口から会津駒ヶ岳を経て、中門岳	環境省
【 I . 登山】	に至る登山道で、滝沢登山口から駒の小屋までの区間を環境	檜枝岐村
	省が、駒の小屋から中門岳までの区間を檜枝岐村が整備して	
	いる。シーズンを通じて、会津駒ヶ岳から中門岳へ続く稜線	
	 上の雪田草原や会津駒ヶ岳の自然探勝を目的とした利用が	
	多い。	
	「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」に	
	基づき整備・維持管理する。 滝沢登山口から竜ノ門の滝への	
	探勝歩道の整備も関係者で検討していく。	
キリンテ富士見線	福島県檜枝岐村キリンテ登山口から会津駒ヶ岳に至る路	_
【 I . 登山】	線で、檜枝岐村が草刈り等の維持管理を行っているが、事業	
	<u>決定されておらず、公園事業としては未執行。</u> 今後、環境省	
	が登山道を整備する。大津岐峠から先の稜線上では、燧ヶ岳	
	や会津駒ヶ岳の展望を楽しむことができる。	
	「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」に	
	基づき整備・維持管理する。会津駒ヶ岳への入山口として、	
	また、大津岐峠から大杉岳を経て御池、燧ヶ岳、尾瀬ヶ原、	
	至仏山へ至るロングトレイルコースとしての当該路線の魅	
	力の発信を積極的に行い、利用の促進に努める。	
御池大杉線	御池集団施設地区から大杉岳を経由し、大津岐峠、会津駒	檜枝岐村
【 I . 登山】	ヶ岳へ至る登山道。	
	「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域景観保全管理方針」に	
	基づき整備・維持管理する。また、会津駒ヶ岳登山線道路(歩	
	道)の滝沢登山口から御池、燧ヶ岳、尾瀬ヶ原、至仏山へ至	
	るロングトレイルコースとしての当該路線の魅力の発信を	
	積極的に行い、利用の促進に努める。	
小沢平裏燧線	小沢平から渋沢温泉跡を経由し、兎田代に至る登山道で	新潟県
【Ⅱ.軽登山】	<u>あり、ブナの自然林を楽しむことができる。</u>	
【Ⅲ. 探勝】	渡渉が困難な沢が複数存在することから、関係者間で当該	
	路線の今後の利活用及び利用者の安全確保等の方策につい	
	て検討を進める。	
七入御池線	七入からブナ平を経由し、御池に至る登山道であり、ブナ	檜枝岐村
【IV. 入山】	の自然林を楽しむことができる。また、御池古道として利用	
	されてきた古道としての魅力の発信を積極的に行い、利用の	
	促進に努めるとともに、ブナ平やスモウトリ田代における自	
	然学習活動等の活用を推進する。	
御池見晴線	御池集団施設地区から裏燧林道を経由し、尾瀬ヶ原へ至る	福島県
【Ⅲ. 軽登山】	登山道。湿原とともに、ブナ、シラビソの混生林や越後三山	
	の展望を楽しむことができることから、多くの利用がある。	
	また、三条ノ滝、平滑ノ滝の探勝にも利用されている。	
	利用者の安全確保のために、木道の老朽化の進んだ箇所に	
	ついては優先度をつけながら付け替え、撤去等の整備を適切	
	に実施する。	

<u>事業</u> 名	取 扱 方 針	執行者(※)
燧ヶ岳登山線	御池集団施設地区から燧ヶ岳を経て尾瀬ヶ原に至る登山	福島県
【 I . 登山】	道で、燧ヶ岳に登る者が利用している。燧ヶ岳山頂から見晴	
	地区に至る道は、通称「見晴新道」と呼ばれる。	
	表流水及び踏圧により登山道が荒廃しているため、利用者	
	の安全確保に <u>支障がないよう、適切な</u> 整備を実施する。表流	
	水及び踏圧による湿原及び歩道沿いの植生被害対策は燧ヶ	
	岳植生復元施設事業として実施する。	
赤法華鳩待峠線	福島県檜枝岐村赤法華から沼山峠、尾瀬沼、尾瀬ヶ原を経	環境省
【Ⅱ.軽登山】	て群馬県片品村鳩待峠に至る歩道及び植物研究見本園内の	福島県
【Ⅲ. 探勝】	歩道を含む、 <u>尾瀬の核心部を通る歩道であり、</u> 本公園で最も	群馬県
	利用が多い主要路線である。	民間事業者
	鳩待峠~山ノ鼻~牛首の区間において、特定の日や時間帯	
	に利用の過度な集中が見られることから、研究見本園へ誘導	
	するほか、この区間にベンチや歩道脇の待避所を増設し、混	
	雑の緩和と安全性・快適性の確保を図る。また、各事業執行	
	者が連携して適切な標識の設置を実施する。	
	利用者の安全確保のため、老朽化した木道及び休憩テラス	
	は付け替える。なお、ツキノワグマとの遭遇による事故防止	
	のため、必要な場合には、高架 <u>木道</u> への付け替え <u>やクマ鐘の</u>	
	適切な設置を検討する。	
	沼山峠展望 <mark>施設</mark> においては、視点と視対象との関係性を考	
	慮した上で、通景の確保のため、 <mark>展望ベンチ等の改修や</mark> 必要	
	最小限の範囲内で抜き伐り等を検討する。	
尾瀬沼燧ヶ岳線	尾瀬沼集団施設地区から燧ヶ岳へ至る登山道で、通称「長	環境省
【 I . 登山】	英新道」として燧ヶ岳に登る者が利用している。	
	利用者の安全確保に必要な整備を必要最小限の規模で実	
	施する。踏圧による歩道沿いの植生被害対策は燧ヶ岳植生復	
	元施設事業として実施する。	
尾瀬沼南岸線	尾瀬沼 <u>周囲</u> の自然探勝を目的に多くの利用がある。	環境省
【Ⅲ. 探勝】	利用者の安全確保のために、 <u>老朽化の進んだ箇所につい</u>	群馬県
	て、優先度をつけながら 木道の敷設、付け替え等の整備を 適	
	<u>切に</u> 実施する。	
尾瀬沼黒岩山線	栃木県日光市と福島県檜枝岐村の境に位置する黒岩山か	福島県
【 I . 登山】	ら小淵沢田代を経て尾瀬沼集団施設地区及び大江湿原に至	群馬県
【Ⅱ.軽登山】	る登山道及び探勝歩道であり、尾瀬沼周辺の自然探勝を目的	
	とした利用がある。	
	利用者の安全確保のために木道の敷設、付け替え等の整備	
	を必要最小限の規模で実施する。	
富士見峠尾瀬ヶ原線	群馬県片品村富士見峠から <mark>長沢を経由し、</mark> 竜宮、ヨッピ橋	民間事業者
【Ⅱ.軽登山】	を経由し、牛首分岐及び赤田代へ至る登山道及び探勝歩道。	
【Ⅲ. 探勝】	竜宮〜ヨッピ橋〜牛首分岐区間は尾瀬ヶ原の自然探勝を目	
	的とした利用がある。	
	利用者の安全確保のために、老朽化した木道、休憩テラス	

事業名	取 扱 方 針	執行者(※)
	は付け替え、急斜面においてはすべり止めの措置等を、環境	
	<u>省や群馬県と協議しながら検討する</u> 。また、ツキノワグマと	
	の遭遇による事故防止対策として必要な場合には、高架木道	
	での付け替え <u>やクマ鐘の適切な設置</u> も検討する。	
富士見峠見晴線	群馬県片品村富士見峠から八木沢を経由し、見晴へ至る登	群馬県
【Ⅱ.軽登山】	山道で、群馬県側を群馬県が事業執行している。	
	利用者の安全確保のために、老朽化した木道は付け替え、	
	急斜面においてはすべり止めの措置も検討する。	
鳩待峠尾瀬沼線	群馬県片品村鳩待峠からアヤメ平、富士見峠、 <mark>白尾山、</mark> 皿	群馬県
【Ⅱ.軽登山】	伏山を経て尾瀬沼に至る登山道 <mark>及び探勝歩道</mark> 。アヤメ平の自	民間事業者
	然探勝を目的とした利用がある。 利用者の安全確保のため	
	に、老朽化した木道及び休憩テラスは付け替える。アヤメ平	
	の植生対策はアヤメ平植生復元施設事業で実施する。	
至仏山登山線	群馬県片品村鳩待峠から至仏山を経て山ノ鼻に至る登山	群馬県
【 I . 登山】	道。登山道荒廃が問題となっており、関係者で「至仏山保全	民間事業者
	対策会議(事務局:尾瀬保護財団)」を設置し、至仏山の管	
	理方針について検討している。	
	「至仏山保全 <mark>基本計画</mark> 」に基づき整備及び管理を行う。	
笠ヶ岳登山線	公園事業としては未執行。	
【I.登山】	踏圧等による歩道の荒廃が見られる箇所については、対応	_
	<u>策について、関係者で検討を行う。</u>	
大清水尾瀬沼線	群馬県片品村大清水から三平峠を経て尾瀬沼に至る登山	群馬県
【Ⅱ.軽登山】	道。群馬県側から尾瀬沼へ行く者が利用している。	片品村
	群馬県側から尾瀬沼へ至る最短のルートであり、利用者の	
	安全確保から老朽化した木道は付け替えるものとする。ま	
	た、渓流等の自然景観や会津沼田街道といった尾瀬の歴史に	
	触れることができることから、それらの魅力の発信を積極的	
	に行い、利用促進に努める。	
大清水鬼怒沼線	事業決定されておらず、公園事業としては未執行。	
【I.登山】		
富士見峠富士見下線	事業決定されておらず、公園事業としては未執行。	
【Ⅱ.軽登山】	片品村が管理している村道である。	
【Ⅲ. 探勝】	滞在型・周遊型の利用を図る登山道として利用推進を図る	_
	ため、面的利用のあり方を関係者で検討していく中で、事業	
	執行を含めて検討する	

3) 単独施設

事 業 名	取 扱 方 針	執行者(※)
①田代山避難小屋	事業決定しているが現時点では未執行であるため、今後	—
【 I . 登山】	の管理体制については関係者間で検討を行う。	
	南会津町が維持管理を行っている。	
②猿倉園地	田代山への入山口に位置し、田代山登山を目的とした利	_

事業名	取 扱 方 針	執行者(※)
【 I . 登山】	用がなされている。	
	事業決定されておらず、公園事業として未執行であるた	
	め、今後の管理体制については関係者間で検討を行う。	
	南会津町が駐車場及び公衆トイレを整備している。	
③会津駒ケ岳	事業決定しているが現時点では未執行であるため、今後	_
避難小屋	の管理体制については関係者間で検討を行う。	
【I.登山】	<u>檜枝岐村が維持管理を行っている。</u>	
<u>④下ノ原園地</u>	会津駒ケ岳への入山口に位置し、会津駒ケ岳登山を目的	
【 I . 登山】	とした利用がなされている。事業決定されておらず、公園	
(削除)	事業として未執行であるため、今後の管理体制については	
	関係者間で検討を行う。	
<u> 多渋沢温泉宿舎</u>	<u>小沢平裏燧線道路(歩道)利用者の滞在拠点として民間が</u>	
【Ⅱ.軽登山】	事業執行していたが、現在営業を終了し、廃屋も撤去されて	
(削除)	<u>いる。</u>	
	小沢平から入山した利用者には最初にたどり着く宿舎で	
	ある事業地の特色を生かしつつ適正利用の促進に努める。	
④三条ノ滝園地	御池見晴線道路(歩道)(裏燧林道)沿いに位置し、三条	福島県
【Ⅱ.軽登山】	ノ滝を展望することを目的とした利用がある。歩道及び展望	
	テラスを福島県が整備し、事業執行している。	
	必要に応じて現状の規模を超えない範囲での整備・改修を	
	実施し、冬期閉鎖の周知徹底等の安全確保に努める。	
⑤尾瀬温泉園地	尾瀬ヶ原の北端に位置し、尾瀬ヶ原の自然探勝利用や御池	福島県
【Ⅲ. 探勝】	見晴線道路(歩道)利用の拠点として、福島県が公衆トイレ	民間事業者
	を、民間が休憩施設を事業執行している。	
	尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者が情報収集や休憩に利	
	用することができるよう、園地としての機能の充実を図る。	
⑥尾瀬温泉宿舎	尾瀬ヶ原の北端に位置し、尾瀬ヶ原の自然探勝や御池見晴	民間事業者
【Ⅲ. 探勝】	線道路(歩道)利用の拠点として、民間が事業執行している。	
	他の単独施設と連携を取りつつ、適正利用の促進に努め	
	る。	
⑦沼山口園地	赤法華鳩待峠線道路(歩道)沿いで、福島県側のマイカー	檜枝岐村
【IV. 入山】	規制の終点である沼山に位置し、御池からのシャトルバス利	
	用者の入山口として利用されている。	
	檜枝岐村が、休憩所、公衆トイレ及びシャトルバスを利用	
	する駐車場を整備し、事業執行している。	
	入山エリアに位置し、福島県側の主要な入山口であること	
	から、利用者が尾瀬の最新情報や安全対策等の情報収集を行	
	えるように 情報提供機能の充実を図る。	حاد مأسا ⊞ب
⑧馬坂峠園地	猿倉台倉高山線道路(歩道)利用者の拠点として利用され	環境省
【 I . 登山】	ており、6月のオサバグサの開花時期、7月の田代山山頂湿	
	原の植物開花時期の利用が多い。	
	猿倉台倉高山線道路(歩道)沿いの馬坂峠に、駐車場及び	
	標識が整備されている。環境省が公衆トイレを整備し <u>てお</u>	

<u> 事業名</u>	取 扱 方 針	執行者(※)
	り、檜枝岐村の協力を得て維持管理を行う。	
9見晴園地	尾瀬の中央部に位置するため、多方面からの利用者が往来	環境省
【Ⅲ. 探勝】	する、公園内の主要な利用拠点である。休憩所等が整備され	
	ており、尾瀬ヶ原及び周辺の自然探勝利用者の拠点として利	
	用される。	
	休憩施設における情報発信を、関係団体からの協力を得な	
	がら行い、尾瀬ヶ原と尾瀬沼の中継地点としての機能の充実	
	を図る。汚泥処理施設を適切に維持管理する。	
⑩見晴宿舎	尾瀬の中央部に位置するため、多方面からの利用者が往来	民間事業者
【Ⅲ. 探勝】	する、公園内の主要な利用拠点である。尾瀬ヶ原や周辺の自	
	然探勝利用者の宿泊及び休憩地点として、民間が事業執行し	
	ている。	
	尾瀬の奥地に位置する立地を活かし、ゆったりと自然を満	
	喫できる空間を創出するとともに、快適な滞在利用ができる	
	ようなサービスを提供する。	
⑪見晴野営場	尾瀬の中央部に位置するため、多方面からの利用者が往来	民間事業者
【Ⅲ. 探勝】	する、公園内の主要な利用拠点である。尾瀬ヶ原や周辺自然	
	散策利用者の宿泊、休憩地点としてテントサイト及び公衆ト	
	イレが整備されており、利用が多い。	
	野営場をより快適に利用するため、適切な整備を行うとと	
	もに、宿泊者を対象としたサービスの充実を図る。	
迎見晴給水施設	見晴地区の給水施設が整備されている。水源における渇水	環境省
【Ⅲ. 探勝】	対策を含めて、適切な施設の維持管理を行う。	
③見晴排水施設	見晴地区内の合併処理式浄化槽の処理水を周辺の自然環	環境省
【Ⅲ. 探勝】	境に負荷をかけずに排水するための施設としてパイプライ	
	ンが整備されている。処理水が公園内に漏れないよう、施設	
	の維持管理に努める。	
42 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	尾瀬沼西岸に位置し、尾瀬ヶ原と尾瀬沼の中継地点として	民間事業者
【Ⅲ. 探勝】	の利用や尾瀬沼 <mark>周辺</mark> の自然を探勝する利用者の休憩地点と	
	して利用が多い。休憩所及び公衆トイレを民間が整備し、事	
	業執行している。	
	国立公園としての雰囲気を損なうことがないよう適切な	
	<u>維持管理を行うとともに、</u> 適正利用の促進に努める。	
15 竜宮小屋宿舎	<u>山ノ鼻と見晴地区の中間、</u> 尾瀬ヶ原の沼尻川河畔の拠水林	民間事業者
【Ⅲ. 探勝】	内に位置し、宿泊施設として利用するほかに、尾瀬ヶ原の自	
	然を探勝する利用者が休憩施設としても利用している。	
	尾瀬ヶ原の中心に位置し、多くの利用があることから、国	
	立公園としての雰囲気を損なうことがないよう適切な維持	
	管理を行うとともに、尾瀬ヶ原の中心地という立地を生か	
	し、適正利用の促進に努める。	
16三平峠下宿舎	尾瀬沼南岸の三平峠に位置し、宿泊のほか、尾瀬沼 <mark>周辺</mark> の	民間事業者
【Ⅲ. 探勝】	自然を探勝する利用者の休憩施設としても利用されている。	
	尾瀬沼 <mark>周辺</mark> の散策及び大清水から入山する利用者の主要	

__4. 地点ごとの利用方針

<u> 事業名</u>	取 扱 方 針	執行者(※)
	な休憩地点であることから、利用者の適正利用の促進に努め	
	る。	
①富士見峠宿舎	富士見峠尾瀬ヶ原線道路(歩道)と鳩待峠尾瀬沼線道路(歩	民間事業者
【Ⅱ.軽登山】	道) が合流する富士見峠に位置し、民間が事業執行していた	
	が、現在営業を終了し廃屋となっている。	
	アヤメ平の自然を探勝する利用者が休憩する施設が無い	
	状況が続いているため、鳩待峠や大清水、戸倉等を合わせた	
	面的な利用のあり方を関係者で検討していく中で、今後の取	
	り扱いを決定する。	
18富士見峠休憩所	主としてアヤメ平の自然を探勝し、 <u>尾瀬ヶ原や鳩待峠</u> へ向	民間事業者
【Ⅱ.軽登山】	かう利用者の利用がある。鳩待峠尾瀬沼線道路(歩道)沿い	
	に位置し、公衆トイレを民間が整備し、事業執行している。	
	アヤメ平の自然を探勝する利用者が休憩することができ	
	<u>る場所として、</u> 適正利用の促進に努める。	
19一ノ瀬休憩所	大清水尾瀬沼線道路(歩道)沿いの一ノ瀬に位置し、公衆	民間事業者
【Ⅱ.軽登山】	トイレ及び休憩施設を民間が事業執行している。尾瀬沼へ向	
	かう利用者が利用している。	
	尾瀬沼へ至る歩道沿いにある休憩所として、適正利用の促	
	進に努める。	
20鳩待峠園地	津奈木橋からのマイカー規制区間の終点である鳩待峠に	
【IV. 入山】	位置し、尾瀬ヶ原へ向かう多くの利用者が訪れる。事業決定	
	されておらず、公園事業として未執行であるため、今後の管	
	理体制については関係者間で検討を行う。	
②鳩待峠宿舎	津奈木橋からのマイカー規制区間の終点である鳩待峠に	民間事業者
【IV. 入山】	位置し、尾瀬ヶ原へのアクセスが容易であることから、尾瀬	
	内で最も多くの人・層が利用する入山口となっている。宿舎	
	のほか、公衆トイレ及び休憩所が整備されている。	
	入山口としての雰囲気を損なうことがないよう適切な維	
	持管理を行うとともに、 <mark>総合的なインフォメーション機能や</mark>	
	利用資源を活かした体験アクティビティの充実を図る。	
②鳩待峠駐車場	津奈木橋からのマイカー規制区間の終点である鳩待峠に	民間事業者
【IV. 入山】	位置し、尾瀬ヶ原へ向かう多くの利用者が訪れる。利用者の	
	快適利用の推進を目的として、平成28年度に入山口に近い	
	駐車場区域への車の乗り入れを禁止し、拡張工事の完了し	
	た、より南の区域の駐車場の供用を開始した。	
	入山口までの分かり易い表示等を関係者で検討しながら、	
	引き続き適正な利用の推進を行う。	
<u> </u>	津奈木橋からのマイカー規制区間の終点である鳩待峠に	
博物展示施設	位置し、尾瀬ヶ原へ向かう多くの利用者が訪れる。	_
<u>【IV. 入山】</u>	事業決定されておらず、公園事業として未執行であるた	
	め、今後の管理体制については関係者間で検討を行う。	
<u> </u>	津奈木橋から鳩待峠へ至るマイカー規制区間の始点に位	_
<u>【IV. 入山】</u>	置し、小規模な湿原と湿原植生が楽しめる。	

第5章 適正な公園利用の推進に関する事項(みんなで楽しむ)

4. 地点ことの利用方針 事 業 名	取 扱 方 針	執行者(※)
	事業決定しているが現時点では未執行であるため、マイカ	
	一利用者の休憩及び自然探勝の拠点、環境学習の場等、今後	
	の利用については関係者間で検討を行う。	
②津奈木沢駐車場	津奈木橋から鳩待峠へ至るマイカー規制区間の始点に位	
【W. 入山】	置し、小規模な湿原と湿原植生が楽しめる。	
	事業決定しているが現時点では未執行であるため、津奈木	
	園地と併せて今後の利用については関係者間で検討を行う。	
② 大清水園地	大清水尾瀬沼線道路(歩道)始点における尾瀬沼への入山	民間事業者
【W. 入山】	口に位置し、尾瀬沼散策や燧ヶ岳登山を目的とした利用が多	
	い。付帯施設である大清水休憩所は、主に尾瀬沼へ向かう者	
	が利用している。大清水湿原では車イス対応の木道が整備さ	
	れ、多様な利用者層が気軽に尾瀬を楽しむことができる。	
	周辺の自然散策や尾瀬沼への入山拠点として、豊かな自	
	然・歴史・文化資源を活用した「体験学習の場」、利用者が	
	ゆったりと大清水を楽しめる環境や、尾瀬沼へ安全に入山で	
	きる環境を整備する。	
	大清水休憩所においては、周辺の豊かな自然・歴史・文化	
	資源の紹介や、尾瀬沼へ安全に入山するための情報を提供す	
	る等、利用者の休憩や情報収集のための機能の充実を図る。	
②大清水宿舎	大清水口に位置し、尾瀬沼散策等のための滞在拠点として	民間事業者
【IV. 入山】	なっている。入山口としての大清水の魅力を発信しながら、	
	適正な公園利用の促進に努める。	
30大清水休憩所	大清水口に位置し、主に尾瀬沼へ向かう者が利用している。周辺の豊かな自然・歴史・文化資源の紹介や、尾瀬沼へ	民間事業者
【N. 入山】	安全に入山するための情報を提供する等、利用者が適切に体	
※大清水園地の一部	憩や情報収集をすることができるような機能の充実を図る。	
<u> </u>	大清水口に位置し、尾瀬沼散策等のための滞在拠点として	
博物展示施設	なっている。事業決定されておらず、公園事業として未執行	
<u>【IV. 入山】</u>	であるため、今後の管理体制については関係者間で検討を行	
	<u>5.</u>	
29富士見下園地	富士見下富士見峠線道路(歩道)の始点に位置する。	
<u>【IV. 入山】</u>	事業決定されておらず公園事業として未執行である。	
	滞在型・周遊型の利用を推進するため、鳩待峠や大清水、	
	戸倉等を合わせた面的利用のあり方及び今後の管理体制に	
	ついて、関係者で検討する。	
30東電小屋宿舎	尾瀬ヶ原の北西に位置し、新潟県に位置する唯一の宿舎で	民間事業者
【Ⅲ. 探勝】	ある。宿泊利用のほかに、尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者	
	の休憩施設として利用されている。適正な公園利用の促進に	
	努める。	

第6章 行為許可等及び公園事業の取り扱いに関する事項

1. 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領について」(平成17年10月環自国発第051003003号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、第4章、第5章の方針、及び下記の取扱方針によるり申請者等を指導するとともに、関係機関との調整を図るものとします。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しないものとします。

行為の種類	取 扱 方 針
全行為共通	<審査基準>
	1) 残土の処理
	工事等で発生した残土は、国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷
	地内における敷均し等によって風致又は景観の保護上支障のないよう処理で
	<u>きる場合、又は自然公園法に係る許可等を受けた他の行為に適切に流用でき</u>
	<u>る場合はこの限りではない。</u>
	2) 支障木の伐採
	支障木の伐採は必要最小限とすること。
	3) 法面及び裸地の緑化
	工事等で発生した法面及び裸地は、原則として緑化(自然侵入促進工を含
	<u>む、以下同じ)すること。</u>
	4)緑化に使用する植物
	緑化には、当該地域に生育する植物と同種の植物又はその種子を使用する
	こと。ただし、工事等予定地から事前に表土の採取ができる場合は、表土の活
	用を検討すること。
	<配慮を求める事項>
	5)緑化は、「自然公園における法面緑化指針(平成 27 年 10 月自然環境局)」 に沿って行うこと。
(1) 工作物	
① 建築物	<審査基準> 1) 基本方針
1 连条物	「
	さわしい雰囲気を醸し出せるよう留意する。
	2) 規模
	(ア)設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。
	(イ) 高さは周囲の林冠以下の高さとする。
	3) 敷地造成
	極力整地を行わず、自然の地形を生かす。
	4) 外部意匠
	反射面を有するものは、山頂や利用施設等の視点場からの自然景観に配慮
	する。

1. 許可、届出取扱方針

1. 許可、届出取扱方 行為の種類	取 扱 方 針
11 3/9 × 2 1至大兵	
	(ア)屋根 a) 原則として切妻、寄棟又はこれらに類した形状の勾配屋根とする。ただし、積雪の状態により上記形状が困難であると判断される場合は、倉庫、発電小屋等の小規模な建築物に限り、片流れ屋根を認める。 b) 色彩は原則として焦げ茶色又は赤錆色とする。 (イ) 外壁 木材等の自然材料を努めて多用し、重厚味のある落ち着いたものとする。自然材料以外の材料を用いる場合及び塗装を行う場合の色彩は、茶色、白色又は灰色とし、周囲の自然景観に配慮した色彩とする。 5) その他 管理人が常駐する建築物については、以下のとおり扱う。 (ア) 汚水処理施設 施設の収容力にあった合併処理式浄化槽を設置する。また、処理水は、自然環境の保全上適当と認められる場所に適切に処理するものとし、パイプラインの整備が行われている地区にあっては、湖沼及び湿原への影響を回避できる場所に放流する。 (イ) ゴミの処理 全て国立公園区域外に搬出して処理する。 ビニルハウス等の仮設工作物をゴミ等の仮置き場にしている場合は
	が多いが、既存建築物内に保管するか、それが困難な場合は、ゴミ等の保管専用の建築物を設置するよう指導する。 (ウ)汲み取りし尿及び汚泥の処理
	汚泥脱水装置や焼却炉が整備された地区においては、汚泥は脱水処 理後焼却し、国立公園区域外に搬出して処理する。
② 車道	全
	1) 基本方針
	車道の改良に当たっては、利用者の増加が <mark>一層の</mark> 過剰利用を誘発し、自然景
	観の保護及び快適な利用の確保に支障をきたすことが懸念される等の副次的
	な影響の予測を踏まえて慎重に対応する。
	また、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とし、自然景観及
	び野生動植物の保護に十分配慮する。 2)付帯施設の取扱い
	2) 竹帯地設の取扱い
	し、支柱及びガードレールの色彩は交通安全上支障がない限り焦げ
	茶色とする。コンクリート製のガードレール代用品においてはコン
	クリート素地色とする。
	(イ) その他、スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防止柵等の交
	通安全上必要な構造物については、必要最小限の規模にとどめ、色彩 については交通安全上支障がない限り、焦げ茶色とする。ただし、コ
	ンクリート製については、素地色とする。
	3) 法面処理方法
	(ア) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さを必要最小限
	のものとし、その法面は、原則として修景緑化を行うものとする。

1. 許可、届出取扱方針

1. 許可、届出取扱力	
行為の種類	取 扱 方 針
	(イ) 擁壁は、自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック等の自然景
	観に配慮した工法を使用し、やむを得ずコンクリート擁壁を使用す
	る場合にあっては、壁面を自然石に模した表面仕上げとする。
	(ウ) モルタル吹き付けについては、(イ) の施工ができる場合は避けるも
	のとし、やむを得ずモルタル吹き付けを行う場合には自然景観上の
	支障を軽減するため、必要に応じその表面にネット工等の処置を講
	ずる。
	(エ) 法枠工及びアンカー工については、自然景観上支障が大きいことか
	ら必要最小限にとどめる。
	4) 残土処理方法
	「全行為共通」の1)に従う 国立公園区域外に搬出して処理する 。
	5) 修景緑化方法
	「全行為共通」の2)から4)に従う。なお、支障木で移植可能なものにつ
	いては、極力移植する。
	(ア) 支障木の伐採は必要最小限とする
	(イ) 工事に伴い裸地化した場所は、技術的に困難な場合を除き、原則と
	して当該地域に生育する植物と同種の植物により修畳緑化を行う。
	(ウ) <u>また、</u> 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要
	に応じて客土の上、技術的に困難な場合を除き、原則として <mark>当該地域に生育す</mark>
	る植物と同種の植物により 修景 <mark>のための</mark> 緑化を行う。
	<配慮を求める事項>
	6) 野生動物に配慮した工法
	側溝や集水桝に斜路を設ける等、野生動物の生息に配慮した工法を積極的
	に導入する。
	<u>7</u>)その他
	森林施業等に用いる林道(作業道)については、他の車両が進入しないよう
	対策を講じることとする。
③ 電柱・鉄塔	<審査基準>
・アンテナ	1) 基本方針
	国立公園事業道路より可能な限り離れた位置、又は、道路から見た建築物の
	背後に設置する。やむを得ず道路沿いに設置する場合は、原則として主要展望
	方向の反対側に設置する。
	なお、特別保護地区等、特に自然景観の保護を図るべき地域及び国立公園事
	業道路沿いにおいては技術的に困難な場合を除き、電線は原則として地下埋
	設にする。
	2)規模
	高さ、本数とも必要最小限とする。
	3) 色彩
	外部の仕上げは原則として焦げ茶色とする。
	4) その他
	(ア) 電力柱と電話柱が並列する場合は、原則として共架とするよう努め
	る。
	(イ) 電柱及び電線等への広告、看板類は掲示しないものとする。
	(1) 电性及い电脉守、ツム百、自似類は拘小しないもりとりる。

<u>1. 許可、届出</u>取扱方針

1. 許可、届出取扱方	<u></u> 世
行為の種類	取 扱 方 針
(2) 土石の採取	<u><審査基準></u>
	1) 基本方針
	採取量は必要最小限とし、採取跡地は自然景観 <mark>の保護</mark> 上支障のないよう整
	理することとする。
	2) 調査研究を目的とする場合
	公益上の目的を果たす行為以外について調査研究を目的とする場合の公益
	性の審査に当たっては、別記1「尾瀬国立公園内における、植物の採取及び動
	物の <mark>調査・</mark> 捕獲等に関する取扱方針」3.取扱い <mark>を準用するに準ずる</mark> 。
(3) 木竹の伐採	<u><審査基準></u>
及び損傷	1) 基本方針
	国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業
	について」(昭和34年11月9日国発第643号)及び「同(国有林の取扱い)」
	(昭和 48 年 8 月 15 日環企第 516 号)を基本とし、地域の自然景観に配慮し
	た施業とする。
	<配慮を求める事項>
	2) 台風等の自然現象の結果生じた倒木等については、特別保護地区において
	は、自然景観の管理上必要な場合及び公園の利用上支障が生じる場合等を
	除いて <mark>そのままの状態を維持する<mark>放置する</mark>。</mark>
(4) 河川湖沼等の	<審査基準>
水位又は水量	
に増減を及ぼ	<u>令和3年度</u> 時点で継続して許可を得て行われているもの以外は原則として
させる行為	認めない。
	2) その他
	以下の項目について環境モニタリングを実施 <mark>しさせ</mark> 、水位変動による生態
	系への影響が確認された場合には、専門家により詳細な調査を行 <mark>いわせ</mark> 、対策
	を検討 <mark>するさせる。</mark>
	・樹木の枯死及び倒れの調査
	・方形区による植生調査
	・写真撮影による自然景観変化調査
	・湿原線の変化調査
(5) 広告物の設置	<審査基準>
	1) 基本方針
	(ア) 配置、形状・デザイン、構造・材料・書体、表示内容については、「尾
	瀬国立公園標識ガイドライン」(平成28年3月)に準拠すること
	(イ) 商標広告及び営業敷地以外での社名広告(いわゆる野立広告物等)
	は設置しない。
	(ウ) 駐車場、広場、道路等における案内標識は、その利用上及び管理上支
	障のない位置に必要最小限の数を設置する。
	(エ)同一地点 に複数 の標識 を設ける場合に は、極力統合を図る。
	(オ) 遭難遺族等による慰霊碑の設置については認めない。
	2) 外部意匠
	(ア) 材料は原則として木材、石材等の自然材料とする。
	(イ) 色彩は、木材、石材等の自然材料の素材を使用した場合を除き、焦げ

1. 許可、届出取扱方針

1. 許可、届出取扱方 行為の種類	取扱方針
	茶色 (焼板仕上げも可) とし、文字は <mark>原色を避け</mark> 白色又は黒色とする。
	ただし、安全確保上やむを得ない場合、または3色以上使用しなけれ
	ば目的が達成されないもので周囲の自然景観に著しく支障がない場
	合は、この限りではない。
	(ウ) 設置者名は主柱に縦に表示するか、表示文末に表示する。
	 (エ)表示板裏面が利用者の目に触れる場合は、表面と同色とし、見苦しく
	ない構造、色彩とする。
	(オ)表示板の規模等については、別記2「尾瀬国立公園標識類取扱」に従
	<u>うものとする。雪圧による被害が受けやすい場所では、四角柱を基本</u>
	にする。
	<配慮を求める事項>
	3) <u>維持管理その他</u>
	のは整理統合を図るよう指導する。
	(イ)遭難遺族等による慰霊碑の設置については認めない。
	設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の
	維持管理を行う <mark>よう指導する</mark> 。
(6)植物の採取 <mark>又</mark>	<審査基準>
<u>は損傷</u> 、 <mark>落葉</mark>	1) 基本方針
<u>落枝の採取</u> 及	植物の採取又は損傷、 <mark>落葉落枝の採取、</mark> 動物の捕獲又は殺傷については、別
び動物の捕獲	記1「尾瀬国立公園内における植物の採取及び動物の <mark>調査・</mark> 捕獲等に関する取
等	扱方針」による。
(7) 車馬等の使用	<審査基準>
又は航空機の	1) 基本方針
着陸	<u>(ア)</u> ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国定公園におけるヘリ
	コプターの乗り入れについて」(昭和 59 年 3 月 26 日付け環自保第
	109 号)による。
	なお、車馬等の使用又は航空機の離着陸を行う際には、野生動植物の保護及
	び公園利用者の安全に十分配慮するよう指導する。
	<u>(イ)</u> 特別保護地区内のスノーモービルを用いてのツアーは禁止する。
	(ウ) 宿舎等の公園事業施設の管理のためのスノーモービルの使用につい ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ては、その必要性及び妥当性を確認の上、個別に審査する。
	<配慮を求める事項>
	2) 車馬等の使用又は航空機の離着陸を行う際には、野生動植物の保護及び公
	<u>園利用者の安全に十分配慮する。</u>

2. 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(令和元年9月30日環自国発第1909302号) 第10の規定によるほか、第4章及び第5章の方針、及び下記の取扱方針によるものとします。

なお、ヘリコプターの取扱については、別記 2 「尾瀬国立公園における公園事業の施行に必要なヘリコプター使用の取扱いについて」によるものとします。

事業の種類	取 扱 方 針
①各事業の	1) 建築物等の整備
共通方針	(ア) 基本方針
	1. 全行為共通及び1. (1) ①建築物 1) 基本方針に従うほか、適切
	な管理を行い、より快適な環境作りを目指す。
	なお、既存施設を用いて新たに公園事業として執行の認可を受けようと
	する場合で、当該施設の構造、意匠等が本取扱方針に適合しない場合は、
	周囲の風致又は景観への影響等を考慮した上で個別に判断する。その場合
	は、認可後の改修において本取扱方針に適合させるものとする。
	(イ) 敷地造成
	敷地は極力整地を行わず、自然の地形を生かす。
	また、敷地内の表土の流出を防ぐため、必要に応じて土留、排水溝、敷
	き板等を整備するものとする。
	(ウ) 外部意匠
	1. (1) ①建築物 4) 外部意匠に従う。
	(工) 内装
	建築物の内部は極力、自然材料又はこれを模した材料を用い、素朴で落
	ち着きのある内装とする。
	(才) 汚水処理施設
	宿舎等の建築物の建替え又は大規模な改増築に当たっては、施設の収容
	力にあった合併処理式浄化槽を設置するものとし、その管理を事業者の責
	任において適切に実施する。
	また、処理水は、自然環境の保全上適当と認められる場所に適切に処理
	するものとし、パイプラインが整備されている 尾瀬沼、見晴、山ノ鼻地
	区にあっては、湖沼及び湿原への影響を回避できる場所に放流する。
	(カ)標識等の設置
	1. (5) 広告物の設置に従う。
	2) 管理運営
	(ア) ゴミの処理
	1. (1) ①建築物 5) その他(イ) ゴミの処理 に従う。
	(イ)汲み取りし尿、汚泥の処理
	1. (1) ①建築物 5) その他(ウ) 汲み取りし尿及び汚泥の処理に従
	う。
	(ウ) 静穏の保持
	騒音を発生する機器には、原則として消音装置を備える。
	また、利用者に不快の念を与える時期及び時間帯は、騒音を発生させる
	機器の使用をできるだけ避ける。

公園事業取扱方事業の種類	取 扱 方 針		
	さらに、屋外に音楽を流さないようにする等、静穏の保持に努める		
	(エ)不要物品の搬出		
	空ドラム缶等の不要な物品は人の目に触れる場所に放置せず、国立		
	区域外への搬出に努める。		
	(オ)物品の管理		
	スノーモービルや除雪機等、施設の維持管理に必要な機材等についる。		
	人の目に触れる場所に放置しない。		
	(カ) 野外卓、ベンチ等		
	施設周辺の野外卓、ベンチ等は木製の堅固なものとし、広告物の表		
	れたものは使用しない。		
	(キ) 自動販売機の設置		
	建築物の外部に設置しない。		
	(ク) その他		
	ペイン		
	すネズミ等の有害動物の発生防止やクマの誘引防止に努める。		
	なお、特別保護地区及び集団施設地区において、屋外での殺虫剤、		
	利等は使用しないものとし、施設管理に伴うササ払いや危険枝の伐採		
	いては、自然環境に十分配慮した上で実施する。		
	(ケ) 不要な施設等の撤去		
	<u> </u>		
	を確保するため、利用者に供用されない施設等については、すみやか		
	去する。また、新たな施設を整備する際には、撤去することを想定し		
	云りる。また、利にな地談を整備りる所には、派云りることを恋足し 置及び規模・構造とする。		
	1) 基本方針		
② 厄斯 (平厄)	入山エリアに整備する。		
	1. (1) ②車道 1) 基本方針 に従う。		
	2) 付帯施設の取扱い		
	1. (1) ②車道 2) 付帯施設の取扱い に従う。		
	3) 法面处理方法		
	1. (1) ②車道 3) 法面処理方法 に従う。		
	4) 残土処理方法		
	1. (1) ②車道 4) 残土処理方法 に従う。		
	5) 修景緑化方法		
	1. (1) ②車道 5) 修景緑化方法 に従う。		
③道路(歩道)			
③担始(少担)	1)基本方針		
	本公園は山岳地帯という認識のもと、相応の登山技術、体力、装備を備		
	者による利用を前提とした整備を実施する。		
	歩道を第5章に沿って、登山道及び探勝歩道に分類して整備する。		
	ただし、山岳地の雰囲気を維持するため、整備が過剰にならないよう留意		
	利用者の歩行に支障のない程度の整備にとどめる。また、歩道周辺の自然利用にも十分配慮する。		

2.	公園事業取扱方針	-
	事業の種類	取 扱 方 針
		2)整備方針
		(ア) 木道の敷設を行うのは次の箇所とする。
		a) 湿原、湿地又は貴重な植物群落があり、植生の保護のための整備の必
		要性が高い箇所
		b) 利用者の踏みつけによる裸地化のために浸食・洗掘され、表土が流出
		するおそれのある箇所
		c)登山靴等でも歩行困難なぬかるみのある箇所
		d)横断勾配がきつく、桟道を通す等の整備を行わなければ歩行が困難又
		は歩道の維持が困難な箇所
		(イ) 階段(梯子を含む。) の設置を行うのは次の箇所とする。
		a) 階段を設置しなければ、歩道の維持又は植生保護が困難な箇所
		b) 階段を設置しなければ歩行が困難な箇所
		c) 急坂や浮石により安全な歩行が困難な箇所
		3) 規模及び構造
		(ア) 木道の規模
		幅員及び線数は原則として次のとおりとする。
		a) 幅員は 0.5m とする。
		b) 地形上の制約、利用状況等から単線にすることが適当な場合を除き、
		複線とする。
		c) 単線の場合及び複線の利用者が多く渋滞が発生する路線の場合には、
		適宜待避所を設ける。 <mark>その場合、長さ4m×1基分を基本単位とし、</mark>
		利用状況に応じて適当な延長を本線横に設置する。
		d)複線の場合の木道間隔は 0.4m を基本とする。
		e)林内の木道は、利用上及び安全上の観点から、高さを低く抑える。
		(イ)木道の構造等
		a) 木道の表面にはできるだけ鎹が露出しない構造となるよう配慮する。
		b)塗料の塗布は行わない。
		c)木材保存剤は周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上
		で、使用することができる。
		d)横木の設置や設置角度の検討等の転倒防止策を必要に応じて講じる。
		e) <u>木道は長寿命化を考慮した構造となるよう配慮し、必要に応じて木材</u>
		<u>以外の材料を使用することができる。</u>
		(ウ)階段又は梯子
		a)幅員
		利用者の多い歩道では 1.5m 以下、利用者の少ない歩道は 1.0m 以下と
		し、必要最小限の規模とする。
		b) 構造
		原則として、路面に自然石を敷いたもの、丸太階段又は木道に滑り止
		めを付したもののいずれかとする。
		なお、路面材料としてコンクリートは用いないものとする。
		快適な歩行を確保するため、蹴上げ、路面の寸法には十分配慮する。
		(工) 立入防止柵

<u>2.</u>	公園事業取扱方針					
L	事業の種類	取扱方針				
		植生保護、遭難防止等のため、立入防止柵を設ける場合は、次の構造に				
		よる。				
		a) 杭は原則として木製とするが、岩盤地等で使用が不可能な箇所等は鉄				
		製等とする。				
		b) 杭には塗料を塗布しない。				
		c)木材保存剤は周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上で				
		使用することができる。				
		d) ロープは原色のものを避ける。しかし、緊急的な対応としての一時的				
		な原色のテープ等の使用は認める。				
		(オ) その他				
		a) 木道等を更新する場合には、旧木道等の廃材は国立公園区域外に搬出				
		する。				
		b) 既存の木道、階段等であっても、必要性が低いものは更新せず老朽化				
		した段階で撤去する。				
		c) 自然観察又は休憩に必要な箇所には必要最小限の観察路、自然解説板、				
		休憩テラス、ベンチ等を設ける。				
		d) 湿原内に木道を整備するに当たっては、木道の沈下により湿原内の流				
		水を止めることのないよう配慮する。				
		e) 設置者名及び設置年度を刻印する場合は、木道路面の目立たない位置				
		に刻印する。				
		1) 基本方針				
`	₹ /⊠20	利用者が休憩を取り、併せて風景鑑賞や自然観察等の自然とのふれあいがで				
		きる場所として整備し、適切な管理を行う。				
		2) 付帯施設の取扱い				
		付帯施設は必要最小限の規模にとどめる。休憩所、公衆トイレ、駐車場等の				
		施設を設置する場合には、利便性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然				
		景観に調和したデザインとし、施設の規模等については、次のとおりとする。				
		(ア) 建築物				
		1. (1) 工作物①建築物 に従う。				
		(イ) 標識類				
		1. (5) 広告物の設置 に従う。				
		(ウ) 歩道				
		(リ) 少垣 (1) ③道路(歩道)に従う。				
		3)管理運営方針				
		5) 官理連貫万町 管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な				
		有理体制を切離にすることもに、下方な維持管理計画を立て、伝過で女主な 利用環境を維持するよう努める。				
		1) 基本方針				
1	少旧 古	1 / 基本力町 国立公園内の滞在拠点として整備する。また、利用者が自然環境や利用施設				
		等の情報収集を行えるとともに、朝夕の風景鑑賞、自然観察等の自然とのふれ				
		等の情報収集を行えるとともに、朝夕の風景鑑員、自然観察等の自然とのぶれ あいのための基地としても位置づける。				
		なお、既存の施設を譲り受ける場合を除き、新たな事業執行は認めない。 2) 担境及び様法				
		2) 規模及び構造 オロスト 地名 アンド 地名 アンド 地名 アンド は ない アンド はん ない アンド はん アンド はん ない ない ない アンド はん ない アンド はん ない ない ない アンド はん ない ない ない ない アンド はん ない アンド はん ない ない ない アンド はん ア				
		建築物の新築、改築又は増築は、次の要件による。				

<u>} .</u>	1	
	事業の種類	取 扱 方 針
		(ア) 収容力
		平成24年度時点での収容力を超えないものとする。
		(イ) 位置
		新たに施設を設置する場合は、既存施設の敷地内であって、植生破壊
		を伴わない場所とする。
		ただし、自然景観の保全又は公園利用上等の理由により、他の場所に
		施設を移転することが適当と認められる場合にあってはこの限りでな
		٧٠ _°
		なお、移転後は、既存建築物の撤去跡地を当該地域に生育する植物と
		同種の植物により修景のための緑化を行う。
		(ウ) 建築物の延床面積
		延床面積は、必要最小限の付帯施設の増築を除き、既存の規模を超え
		ないものとする。
		(エ)建築物の統合
		同一敷地内に複数の建築物が存在し、自然景観の保全のため統合する
		ことが適当と認められるものにあっては、極力統合する。
		(オ) 建築物の高さ
		建築物(避雷針、煙突等を除く。)の高さは、13m以下とする。
		(カ) 施設内容
		ゲームコーナー等の公園利用の目的から逸脱した施設は設けない。
		また、建物の乱立を避けるため、独立した喫茶室は設けない。
		3) その他
		(ア) 定員の遵守
		利用者に対する安全性と快適性を保ち、合併処理式浄化槽の適正な運
		転管理のため、宿泊定員を遵守する。
		(イ) 適正な公園利用の促進
		利用の平準化を図るため、利用者に対しては平日利用を促すよう努め
		る。また、本公園に関する情報を展示案内等により利用者に提供するよ
		う努める。
		(ウ) 広告物の掲示
		建物外広告物の掲示(立て看板、のれん等の設置を含む。)は自然景
		観に影響を及ぼさないよう配慮し、必要最小限とする。
		(工) 排水対策
		a) 利用者に、入浴の際の石けんやシャンプー等を使用しないよう呼びか
		ける。
		b) 洗濯、食器洗い等には湖沼や湿原が富栄養化するおそれの少ない洗剤
		を使用する。
(⑥ 休憩所	1) 基本方針
		利用者が休憩をとり、併せて自然環境や利用施設等の情報収集を行える自然
		とのふれあいのための中継基地として位置づける。
		2) 規模及び構造
		(1)⑤宿舎 2)規模及び構造と同様とするが、建築物(避雷針、煙突等
		を除く。)の高さは、10m以下とする。
ᆫ		

. 公園事業取扱方針	•
事業の種類	取 扱 方 針
	3) 付帯施設の取扱い
	排水処理施設については、(1)⑤宿舎 3)その他(エ)排水対策による。
	4) その他
	施設内に尾瀬の自然解説資料や案内等のスペースを設け、尾瀬に関する情報
	を利用者に提供するよう努める。なお、広告物の提示は自然景観に影響を及ぼ
	さないよう配慮し、必要最小限とする。
⑦野営場	1) 基本方針
	野営による利用は自然に親しむための優れた利用形態のひとつであること
	から、野営利用を促進するため適切な施設の整備を図る。
	2) 管理運営方針
	周辺の自然環境の保護及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、その
	方針を次のとおりとする。
	(ア) 野営場毎に安全対策を立てるものとする。 特に倒木による事故を防ぐ
	ため土地管理者と協議の上、危険木を除去するとともに、必要に応じ
	て当該地域に生育する樹木と同種の樹木により修景のための植栽を
	行う。
	(イ) 野営場内は常に清潔に保つ。
	(ウ) 野営場内において、公園利用者の安全性や快適性を確保するため、利
	用者の遵守すべき次の事項を明らかにし、利用者を指導する。
	・静穏の保持
	・ゴミの持ち帰り
	・表土の保全
	・たき火の禁止
	・洗剤の使用禁止
	・その他に必要な遵守事項
	(エ) 野営場内の表土の流出を防ぐため、必要に応じ土留や排水溝及び敷
	板等の施設の整備を図る。
⑧駐車場	1) 基本方針
	自然景観の保全や利用状況等に合わせた必要最小限の整備を図る。
	2) 管理運営方針
	自動車利用適正化協議会等との連絡を密にしながら、その管理を行う。
⑨排水処理施設	1) 基本方針
	自然環境への人為的負荷を可能な限り軽減するために、尾瀬沼地区、見晴地
	区及び山ノ鼻地区内の各施設の合併処理式浄化槽で処理された排水は、湖沼及
	び湿原への影響を回避できる場所へ排水管(パイプライン)により放流する。
	2) 管理運営方針
	排水処理施設の管理運営は適切に行う。排水処理施設を使用する事業者は、
	各々の処理水の水質管理について責任を持つ。
⑩博物展示施設	1) 基本方針
	山ノ鼻及び尾瀬沼にあるビジターセンターは、それぞれの地区における情報
	提供拠点とし、自然情報及び利用情報を利用者に提供していく。
	自然解説や展示を行うとともに、本公園の学術研究等の資料収集の中枢とし
	ての活動も行う。

第6章 行為許可等及び公園事業の取り扱いに関する事項

∠.	<u> </u>					
	事業の種類	取 扱 方 針				
		また、他の公園事業施設との連携を図り、公園全体の情報提供機能の充実に				
		努める。				
		2) 管理運営方針				
		利用者に対する自然環境及び利用に関する情報の提供に重点を置いた活動				
		を実施し、効果的な情報提供に努める。				
		また、山小屋や自然保護団体等が行う自然解説活動に対しても、資料や用具				
		の提供等により積極的に支援する。				

別記1

尾瀬国立公園内における 植物の採取及び動物の調査・ 捕獲等に関する取扱方針

1. 目的

国立公園内における植物の採取及び動物の捕獲等について、私的・趣味的な採取及び捕獲等を規制し、自然の重要な構成要素である植物・動物の適切な保護・管理が行われるよう取扱いを定めるもの。

2. 該当行為

- (1) 特別地域内指定植物の採取又は損傷(自然公園法第20条第3項第11号)
- (2)特別保護地区内植物(木竹を含む。)の採取又は損傷、<mark>落葉落枝の採取</mark>並びに動物(卵を含む。) の捕獲、殺傷又は損傷(自然公園法第21条第3項第2号、第7号及び第9号)

3. 取扱い

自然公園法施行規則第 11 条の許可基準によることのほか、以下に定める事項に該当しないものは<mark>原</mark> <u>則として許可しない</u>学術研究その他公益上の必要性を認めないものとする。

なお、特別保護地区内において、外来植物を採取する等の保護管理行為として行われる植物の採取はこの限りではない。

(1) 行為の目的

- ア. 研究又は学問上の目的で行われるもので、調査・研究の成果が学会等に公表することになっているもの。
- イ. 標本類の採取及び捕獲を目的とするものでなく、また、採取及び捕獲により得られた標本 類のうち特に貴重なものは公的機関等で保管されることになっているもの。
- ウ. 過去の研究・調査又は文献・資料等によって知り得ない事実を明らかにするもの。

(2) 行為者の資格について

- ア. 研究等の目的の場合は原則として、大学又は公的研究機関等(以下「研究機関等」という。) に所属する者又は公的機関から依頼を受けた者とし、その機関の活動として行われる場合 に限るものとする。ただし、次の各号の一に該当する者はこの限りでない。
 - (ア) 申請に係る分野において、学問上評価される研究調査の経歴及び実績を持つ者。
 - (イ) 申請に係る分野に関する研究機関等より特に推薦を受けた者。
- イ. これまでに自然公園法に違反する等の自然公園の保護・管理上著しい支障となるような行 為を行った者でないこと。
- (3) 採取及び捕獲の対象及び方法について
 - ア. 採取及び捕獲により当該地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのないものであること。
 - イ. 行為目的を達成するため適当と認められる方法であり、必要最小限のものであること。
 - ウ. 自然保護及び公園利用に対して十分配慮されたものであること。

(運用上の注意)

- ア. 公的研究等の申請(協議)の場合、原則としてその機関等として申請(協議)するものとする。
- イ. 同一の調査・研究を複数の者で行う場合、原則として一件として代表者が申請するものとする。
- ウ. 長期にわたる行為については、行為の計画が定まっているものについては計画を申請書(協議書)に添付し申請(協議)するものとし、この場合、計画に問題がなければ長期間で許可(同意)を出すこととする。ただし、計画に変更があった場合には、再度申請(協議)するものとする。
- エ. (2) -ア-(ア)の判定については、研究・調査の実績及び経歴を証明できる学術的論文及 び経歴書等を添付させること。
- オ. <u>ニホンジカ等の個体数調整を目的とした捕獲については、「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ</u> 対策方針」(令和2年1月)及び生態系維持回復事業計画に基づき実施するものとする。

別記2

尾瀬国立公園における 公園事業の執行に必要なヘリコプター使用の取扱いについて

- 1 離着陸を伴うヘリコプター使用は、以下の各号に該当しない場合には認めないものとする。
 - (1) 使用目的が以下のいずれかに該当するものであること。
 - ①冬期の公園事業施設の除雪等
 - ②春期 (積雪期) の公園事業施設従業員や必要な物資の輸送
 - ③上記以外の時期で、公園事業執行上特に必要な場合(公園事業に関する工事や保守等に必要な 作業員等の輸送で特に必要な場合、吊り下げに寄らない物資の輸送で特に必要な場合等)
 - (2) 関係法令の規定に適合していること。
 - (3) ヘリコプターの使用による騒音を減らすため、使用する回数や時間が必要最小限であること。 また、特に利用者の多い時期及び週末に使用しないこととなっていること。
 - (4) ヘリコプターによる荷物の積み下ろし場所が、周辺の動植物への影響の少ない場所に指定されていること。
- 2 1のヘリコプター使用に当たっては、事業執行者は事前に事業名、日時、離着陸する場所、人数、 ヘリコプターによらなければならない理由を、<u>当該地を管轄する</u>自然保護官あて報告すること。また、 作業員などは腕章等を着用し、所属を明らかにすること。
- 3 離着陸を伴わないヘリコプター使用についても、1の各号に該当しない場合には行わない<u>ことよう</u> 公園事業者を指導するものとする。
- 4 離着陸の有無を問わず、ヘリコプターを使用する場合は必要に応じて、自然公園法第10条第2項 又は第3項に基づく国立公園事業の執行の協議(認可申請)若しくは同法第10条第6項に基づく国 立公園事業の内容の変更の協議(認可申請)にヘリコプター使用を明記し(申請様式備考欄)、位 置や自然環境への影響の有無等を示す資料を添付すること。

資料3-3

尾瀬国立公園管理運営計画書(素案) 尾瀬国立公園協議会構成員からの意見及び対応

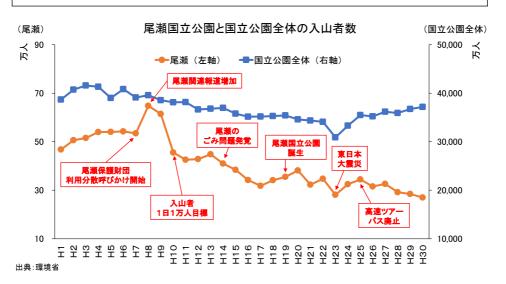
令和3年3月17日

No	機関名	原案 頁番号	章	意見内容	対応	
1	檜枝岐村	その他		①P59沼山峠展望台は森林法国有林施策における森林生態系保護地域に指定されていることから森林法との調整が必要である。P36にあるように森林法との整合性を図りながら公園管理を進めていただきたい。 ②P38滞在型・周遊型利用の促進について体験型プログラムの検討も必要ではないか。令和2年度の入山者数はコロナウイルスの影響を考慮しても減少が著しいと言え、尾瀬の保全や利用者の安全を支えている山小屋の経営に与える影響は計り知れない。入山者増加に向けた取り組みを地域と協力・相談しながら進めていただきたい。	然体験プログラムの造成を進めてまいりたいと考えてお	
2	魚沼市	22	第3章. 3. (3)	「(3)新潟県関係」の新潟県魚沼市欄に記載のある中越地域広域観光振興計画は、令和3年3月31日までの計画で、次年度以降はないため削除してほしい。	ご指摘のとおり修正しました。	
3	尾瀬保護財団	36	第4章. 3. (4)	「(4)科学的知見に基づく保全1)調査研究の促進」の『・「尾瀬生物多様性情報システム」の効果的な運用』 は、今後システムの運用のあり方を見直す計画であるため削除してほしい。	ご指摘のとおり修正しました。	
4	尾瀬保護財団	41	第5章. 1. (3)	「②冬期の入山について」の記載を以下のように修正する。 この時期の入山に当たっては、ガイド同伴や事前に十分な情報収集を行うなど →この時期の入山に当たっては、ガイド同伴や事前に十分な情報収集 <u>や準備</u> を行うなど 尾瀬認定ガイドは道路閉鎖期間は活動を認められておらず、特に記載する必要がないと考えるため。	ご指摘のとおり修正しました。	
5	尾瀬保護財団	41		「②冬期の入山について」の記載を以下のように修正する。 「背中アブリ田代、外田代、〜」の段落をP.40「②植生保護のための立入防止等」の「また、歩道の維持及び植生保護のため、〜」の前に移動する。 無雪期・積雪期・冬期(道路閉鎖後)で考え方を分けて考えるため。ここで言う「冬期」は道路閉鎖期間と思われる。そうすると、「背中アブリ田代〜」は道路開通後の積雪期(残雪期)であると思われるため。	ご指摘のとおり修正しました。	
6	尾瀬保護財団	41		「③新たな利用について」の記載を以下のように修正する。 近年、周辺河川においてキャニオニングや沢登りといった利用が見られていることから、河川伝いでの入山に よる公園内の植物の損傷 <u>や河川の現状変更がなされない</u> よう指導するとともに、必要に応じて地域ルール等 を検討します。 植物の損傷だけでなく、河川の現状変更も文化財保護法の観点から記載が必要と思われるため。	ご指摘のとおり修正しました。	
7	尾瀬保護財団	53	第5章. 4. (2)	「ア. 地域特性」の「駒の小屋」を削除する。個別の小屋名は他のページでも出ていないため。	ご指摘のとおり修正しました。	
8	東京パワーテクノロジー	48	第5章. 4.(1)	「2)大清水」の「ウ. 現状と課題」に「一ノ瀬〜三平峠〜三平下の木道老朽化が激しく利用者への安全が懸念されている」を追加すべき。「エ. 理想的な姿と利用方針」に「理想的な姿②ゆったりと大清水を楽しめる環境や尾瀬沼へ安全に入山できる環境が整備されている」とあるので、木道の安全性についての課題認識をしておくため。		
9	日本自然保護協会	11	第1章. 2. (3)	「イタチやキツネ、ウサギ等が」、「カモシカ等の」は、「ニホンイタチ、亜種ホンドギツネ、ニホンノウサギ等が」、 「ニホンカモシカ等の」ではないか。原則として種名で統一されているようであるため。	ご指摘のとおり修正しました。	
10	日本自然保護協会	23	第4章	「第4章. 風致景観及び」は、風致という言葉が使われているが、「自然景観」でなくてもよいのか。P.15に「自然景観」に統一するとあるため。	章立ては、「国立公園管理運営計画作成要領」に合わせることとし、原案のとおりとします。	
11	日本自然保護協会	26	第4章. 2	「周囲の山岳等から」と「等」を入れることに、自然保護や公園管理上の納得いく意味が果たしてあるのか。これだけで、現在問題となっている沼山峠の修景伐採の根拠にしようとしてのことと思われるが、姑息な対処に過ぎないのではないか。	「等」は展望地等を意図して前回追記しましたが、「等」の 意味するところが不明確なところがありますので、「等」を 削除し、原文の「周囲の山岳」に戻したいと思います。な お、沼山峠の通景伐採については、現在檜枝岐村におい て検討中と認識しておりますが、沼山峠も「山岳」に含ま れる点は申し添えます。	
12	日本自然保護協会	27	第4章. 2	①保全対象欄に「カモシカ等の野生動物」とあるが、「ニホンカモシカ等の野生動物」ではないか。以下、何箇所か同様の箇所がある。原則として種名で統一されているようであるため。		
13	日本自然保護協会	59	第5章. 4. (3)	赤法華鳩待峠線の欄の取り扱い方針の中に「沼山峠展望台」とあるが、「沼山峠休憩地」ないしは「沼山峠休憩地(通称・沼山峠展望地)」であるはず。あの場所を「展望台」と称する公園計画上の位置づけや根拠は、一切ないため。		
14	日本自然保護協会	59	第5章. 4. (3)	同、赤法華鳩待峠線の欄の取り扱い方針の中に「・・・・通景の確保のため、必要最小限の・・・」とあるが、「・・・・ 通景の確保のため、ベンチ等の改良や必要最小限の・・・」とすべき。「最小限の範囲内で抜き伐り等」だけを検討しているものではないため。	ご意見を踏まえ、下記のように修文しました。 「通景の確保のため、展望ベンチ等の改修や必要最小限 の範囲内の抜き伐り等を検討する。」	



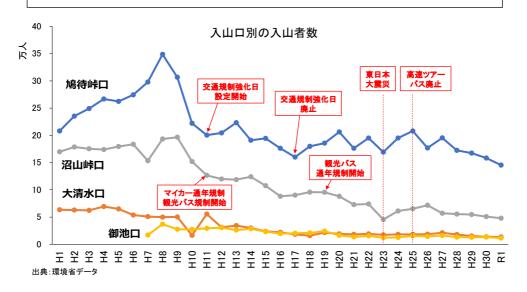
現状1. 入山者数

• <u>尾瀬国立公園の入山者数は微減傾向</u>が続いている。 (国立公園全体は、H23年以降増加傾向)



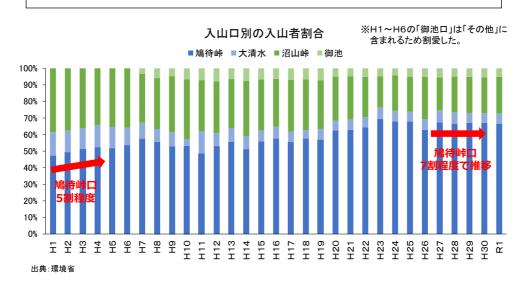
現状2. 入山口別入山者数

・ 入山口別に見ると、沼山峠口及び大清水口の減少が大きい。



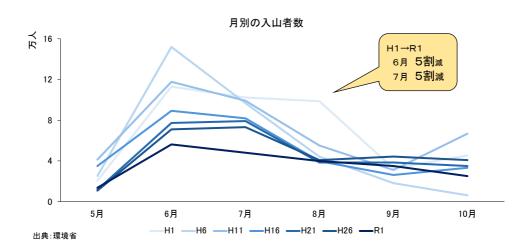
現状3. 入山口別利用割合

• 主要入山口の利用割合を見ると、鳩待峠口への集中が続いている。



現状4. 月別入山者数

- 尾瀬入山者数は、<u>6月・7月の減少が大きい。</u>
- ・ 全体として、季節利用は平準化してきている。



現状5. 山小屋宿泊者数

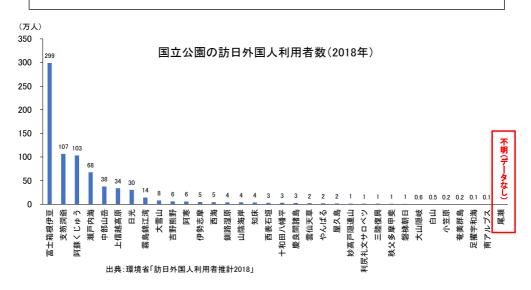
• 山小屋宿泊者数は、昭和50年代から減少傾向が続いている。



※S54~S63/H2~H12は、一部データの欠損あり。※S59,S61,H9,H11は欠損が多いため割愛。※H5元湯山荘休業、H24~物見小屋休業、H28~富士見小屋・渋沢温泉小屋廃業

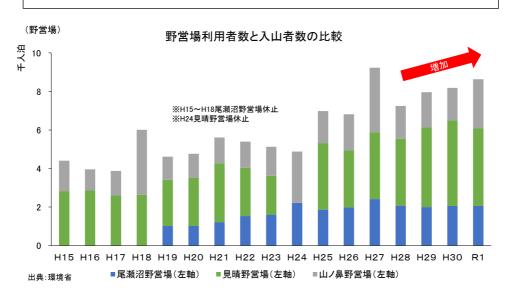
現状6. 訪日外国人旅行者

尾瀬は、全国の国立公園で<u>訪日外国人旅行者数が最も低い水準</u>。



現状7. 野営場利用者数

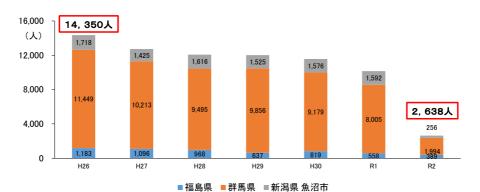
• 野営場利用者数は、増加傾向が続いている。



現状8. 環境学習

• 3県事業の環境学習参加者は減少傾向で、今後も減少見込み。

3県の環境学習参加人数

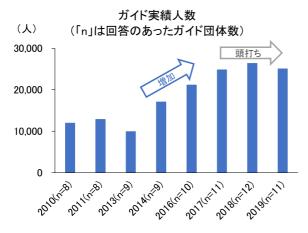


出典:福島県·群馬県·魚沼市

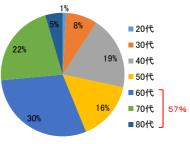
※新潟県魚沼市の参加者数は、R1年までは東京の学校を含む。

現状9. 尾瀬認定ガイド

- 尾瀬認定ガイド利用者数は、近年は頭打ち傾向。
- ・ 尾瀬認定ガイドの約6割が60代以上。



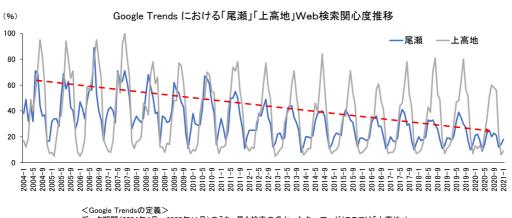
尾瀬認定ガイドの年齢構成



出典:尾瀬ガイド協会

現状10. 尾瀬の関心度

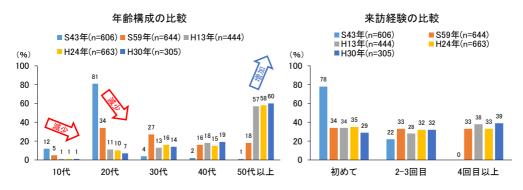
「上高地」と比べてウェブ検索が減少傾向にある。



データ期間(2004年4月~2020年11月)のうち、最も検索の多かったキーワード(ここでは「上高地」)・ 期間(ここでは2004年7月)を「100」とした時に、相対的な変化を示したもの。 「検索されている」≒「興味・関心を持たれている」とし、「関心度」と表現されている。

現状11. 利用者層

- 利用者は50代以上が過半数を超える。
- リピーター(2回以上訪問)が多い。



出典:環境庁「湿原等特定自然地域保全方策検討調査」1968, 1984 山本清龍2001, 2012, 2018 ※生データを再集計

利用に関する現状と課題(まとめ)

- 尾瀬の利用者や宿泊者の減少により、これまで山岳遭難救助や登山道 の修繕等を担ってきた山小屋等の地域の活力低下が進んでいる。
- 季節利用の平準化は進んできているが、**鳩待峠(尾瀬ヶ原)への集中**は 一層進んできている。
- 尾瀬の認知度・関心度が低下している。特に若者や訪日外国人旅行者等 に尾瀬の素晴らしさが知られていない。
- 尾瀬の環境学習は今後縮小される方向にあり、地域の子どもたちが尾瀬 <u>と関わる機会の減少</u>が見込まれる。
- 利用の「量」のデータはあるが、「質」のデータが収集されていない。

今後の対応の方向性(イメージ)

1新たな魅力の創出

多角的に地域固有の資源を磨き上げ、いつ でもどこでも楽しい尾瀬にする。

○自然・歴史・文化など多様な資源を活用した コンテンツ造成

〇春夏秋冬/地域ごとのコンテンツ造成

②滞在型・周游型利用の促進

尾瀬を訪れた際は、宿泊することで朝から晩 まで目一杯楽しみ、特定の地域だけでなく 様々な地域の魅力を楽しんでいただく。

○早朝・夜間の楽しみ方の創出

〇ロングトレイルの設定

③魅力的なPRの実施

尾瀬の認知度向上を目的に、 「行きたくなる」場所として各種プ ロモーションを実施する。 ○魅力あるコンテンツの発信

〇オンラインツアーの活用

〇動画による発信

4シビックプライドの形成

様々な形で地域住民と尾瀬の 関わりを高め、尾瀬や地域に 誇りを持てるようにする。

〇地域住民の尾瀬体験の促進

〇管理運営に関わる機会の拡大

⑤利用の現状把握

「量」に関するデータだけ でなく、「質」に関する データも収集し、利用者 満足度の把握等を図る。 〇統一的で継続的な調査

➡ R3年度以降のアクションプランにおいて検討

尾瀬国立公園の利用に関するアクションプランの検討について(案)

1. 経緯

- 〇 平成30年9月の「新・尾瀬ビジョン」を踏まえ、令和元年度に「尾瀬国立公園管理運営計画検討小委員会」を設置し、「尾瀬国立公園管理運営計画」(以下、「管理運営計画」)を検討中。
- 〇 令和2年度中に、尾瀬国立公園協議会において管理運営計画(素案)を決定 し、令和3年度中に、新たな管理運営計画をパブコメ・公表の予定。
- 管理運営計画(素案)では、尾瀬国立公園の魅力向上と質の高い利用が大きな テーマとなっていることから、令和3年度以降、「尾瀬国立公園適正利用の推進 に関する小委員会」(以下、「適正利用小委員会」)において、尾瀬国立公園の魅 カ向上と「保護と利用の好循環」の実現に向けたアクションプランを検討す る。

2. 適正利用小委員会メンバー

〇 関係機関、自治体、観光協会、関係団体、有識者など

<u>3. スケジュール(</u>イメージ)

令和3年冬頃 適正利用小委員会(アクションプラン検討)

令和4年2月 尾瀬国立公園協議会(アクションプラン中間報告)

資料5

尾瀬国立公園二ホンジカ対策について

尾瀬・日光国立公園二ホンジカ対策方針(令和2年1月)

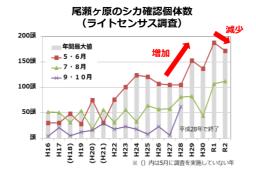
	日光国立公園 シカの生息条件下で成立した生態系	尾瀬国立公園 シカによる影響を受けずに成立した生態系
目最標終	シカの生息密度が適切に保たれ、植生への影響が十分に小さく、健全な植生の維持・更新に支障がない状態を維持	尾瀬ケ原・尾瀬沼や高山帯へのシカの影響を排除し、 湿原及び高山植生への影響が見られない状態を維持
(5 年 目 途)	▶植生への影響を低減するため、 シカの生息密度を現状より低密度に	>温原植生への影響を低減するため、 尾瀬ヶ原等の温原に出没するシカの個体数を概ね半減
	➤保全対象となる湿原・高山・森林植生を維持・回復するため、関係機関が連携して、防護柵を適切に設置・維持管理	→森林、湿原及び高山植生を保護するため、関係者が連携して、 優先防護エリアのA及びBランクに防護柵を設置

	捐	1 獲
実施	(1) 共通事項 ・効果的・効率的な排獲、利用者等の安全対策、自然環境への配慮、捕獲個体の処理、捕獲の実施主体、関連法令等の遵守(2) 奥日光・足尾周辺地域 ・定住型個体(通年)及び移動型個体(晩秋〜冬)の捕獲・足尾地域高標高域での捕獲検討・捕獲適地や適期の検討のための情報収集	(3) 片品・檜枝岐地域(移動型個体の移動経路上) ・集中通過地域での効率的・効果的な捕獲 ・関係機関で連携した効率的・効果的な捕獲 ・ 定住型個体の通年捕獲(有害・管理捕獲) (4) 尾瀬ケ原・尾瀬沼地域 ・ 香から晩秋にかけた移動型個体の捕獲 (5) 会津駒ケ岳、田代山・帝釈山周辺地域 ・ 生息状況調査の結果に基づき捕獲 ・ 捕獲を効果的に実行するための体制整備
実施方針	植生保護	モニタリング
針	(1) 日光国立公園 ・ 既存防護柵の維持管理、植生の回復、 保全対象種の衰退 防止 ・ 防護柵の効果検証 ・ 防護柵の設置検討(鬼怒沼、女峰山、太郎山) (2) 尾瀬国立公園 ・ 優先防護エリアのA及びBランク区域への5年以内の防護柵 の設置 ・ 防護柵の効果検証	(1) モニタリング ・①生息状況の把握、②植生影響の把握、③対策の効果検証の3つの観点から実施 ・モニタリングの継続、事業目標の達成に向けた進捗の把握によりPDCAサイクルを回す ・データの収集・蓄積が効率的に行える手法、共通様式の導入 (2) 調査研究 ・移動型個体群を含むシカの動態や植生への影響等に関する調査研究の推進

尾瀬国立公園周辺の二ホンジカの捕獲状況

- 関係機関が連携して、尾瀬国立公園周辺でのシカ捕獲の強化を進めている。
- <u>捕獲数は増加傾向</u>にあるが、「湿原に出没するシカの概ね半減」の達成には、<u>更なる捕獲の強化が必要</u>。

実施主体	主な捕獲場所	H30	R1	R2
環境省(指定管理事業)	核心地域:尾瀬ヶ原、尾瀬沼、大江湿原周辺	36	59	90 (過去最高)
群馬県(指定管理事業)	集中通過地域:国道401号・120号	131	237 (過去最高)	192 (2月時点)
福島県(指定管理事業)	生息拡大地域:南会津地方	143	136	108
合計		310	432	390





しのび猟による捕獲個体 (環境省事業)

尾瀬国立公園の防護柵の設置状況

- 関係機関が連携して、優先防護エリアA・Bランクを中心に防護柵の設置を進めている。
- 令和3年度中に、優先防護エリアA・Bランク10か所のうち7か所に設置が完了する見込み。



尾瀬・日光国立公園二ホンジカ対策広域協議会

令和3年度 実施計画

1. 現状と課題

- 日光・尾瀬地域とも、**シカ生息密度は引き続き高い水準**にあり、<u>捕獲困難地域での捕獲の強化が必要</u>。
- 日光地域では、近年GPS追跡調査が行われておらず、詳細なシカ動態が不明。
- 尾瀬地域では、優先防護エリア(特にA・Bランク)への防護柵の設置を進めているが、**笠ヶ岳、燧ヶ岳、竜宮、** 泉水田代、見晴地区への設置が完了していない。
- シカ生息密度調査や捕獲関連データの調査状況や記録様式の一部が地域によって異なっている。

2. 重点方針

日光国立公園

- 湯元周辺、丸沼菅沼鳥獣保護区、 足尾など高標高域、捕獲困難地域 での捕獲の強化・継続。
- 夏季の定住個体を対象とした捕獲 の強化。さらに効率的な捕獲手法 への改善。
- GPS追跡調査による定住個体の行動特性の把握と管理方針の検討。
- 防護柵の設置が必要な具体的エリアの検討。

尾瀬国立公園

- 優先防護エリア(特にA・Bランクの湿原、高山帯)への防護柵の 設置・継続。
- > 尾瀬ヶ原・尾瀬沼周辺での捕獲の 強化・継続(雪解けのタイミング に合わせた捕獲の前倒し、新潟県 域での捕獲の実施など)。
- 移動経路上での捕獲の強化・継続 (移動経路遮断柵の活用、捕獲適 期、適地の精査など)。
- 燧ヶ岳、会津駒ヶ岳、田代山、帝 釈山周辺でのシカの生息状況の把 握。

その他共通事項

- ▶ 捕獲関連データの記録様式の統一 化。
- 対果的・効率的な防護柵の設置・ 維持管理の手法に関する検討・情報共有。
- ▶ センサーカメラなどモニタリング 方法・解析方法の統一化。

尾瀬における携帯電話等の通信環境の整備について

<経緯>

平成 28 年度: KDDI(株)からの相談を受け、尾瀬国立公園協議会において

山小屋等の室内及びその周辺に限り、携帯電話等の通信環境を

整備することについて合意

平成29年度: KDDI(株)プレ運用及びモニタリング調査開始。

平成30年度: KDDI(株)本格運用開始。

令和2年 :(株) ドコモ CS 及びソフトバンク(株) より参入に向けた相談

<整備内容>

(株) ドコモ CS: KDDI(株) と同様の規模での整備

・ソフトバンク (株): 至仏山荘内のみ整備

<今後の対応について>

- ○今回の整備内容は両社ともに、平成 28 年度に合意された内容に沿った整備であることから、KDDI(株)と同様に、自然公園法の手続きを進めたい。
- ○なお、KDDI(株)のモニタリングによって指摘のあった使用可能エリアの 周知や山小屋等における充電マナー等の課題(リスク)については、環境 省から両社に周知するとともに、関係者が連携してその対策に努めたい。

以上

新・尾瀬沼ビジターセンターの整備について

1. 経緯

- ・ 尾瀬沼ビジターセンターは、尾瀬沼集団施設地区及びその周辺地域の利用拠点施設として昭和59年に整備され、尾瀬の自然情報や利用情報、利用マナー等について展示・解説を行っています。
- ・ 整備から30年以上が経過し、施設の老朽化が進んだことから、平成30年度から福島県への施行委任により、隣接した敷地に新ビジターセンターの新築工事を開始し、令和2年10月までに建築工事等が完了しました。
- ・ 令和3年春に残りの展示工事等を実施し、令和3年夏の供用開始を目指しています。

2. 新ビジターセンターの概要

• 構造:S造(鉄骨造)2階建

• 建築面積: 515.24 ㎡ • 延床面積: 560.63 ㎡

• 1 F (515.24 m): テラス、足洗場、展示室、企画展示室、レクチャールーム兼休 憩スペース、準備室兼工作室、事務室、会議室、風除室、倉庫

· 2 F (45.39 m): 倉庫

3. 今後の予定

- ・ 令和3年7月中旬に記念式典を開催予定。
- ・ 令和3年度以降、新ビジターセンターの外構工事や旧ビジターセンターの撤去工事等を実施する予定。



新・尾瀬沼ビジターセンターの外観(令和2年10月撮影)

令和2年度 尾瀬国立公園の入山者数について

環境省では、尾瀬国立公園の入山者数を把握するため、主要な入山口に登山者カウンターを設置して、入山者数の調査を行っています。

令和2年5月~10月の入山者数の合計は、約10万7千人でした。

1. 目的

環境省では、尾瀬国立公園の入山者数の経年変化を把握し、国立公園の適正な利用に資するため、平成元年度から主要な入山口に赤外線カウンターを設置し、入山者数の調査を行っています。

2. 方法

令和2年度は、尾瀬国立公園の8か所の入山口(沼山口、御池口、大清水口、鳩待口(尾瀬ヶ原方面、至仏山方面、アヤメ平方面)、滝沢口、猿倉口)に、赤外線カウンターを設置して調査を行いました。

なお、令和元年度までは、赤外線カウンターの数値を周辺施設の利用者数等を用いて一部補正した上で集計を行っていましたが、令和2年度は、赤外線カウンターの数値を補正せずに集計しています(ただし、霧などによる誤作動と考えられるデータは削除しています[※])。また、赤外線カウンターの設置期間や設置数は、年度によって異なっているため、過年度の入山者数と単純な比較ができない点についてご留意ください。

※ 一般的に、赤外線カウンターは、利用者が集中するところでは実際よりも少なくカウントされ、濃い霧などが発生した場合は誤作動で実際より多くカウントされることがわかっています。

3. 結果

令和2年度の尾瀬国立公園の8か所の入山口(沼山口、御池口、大清水口、鳩待口 (尾瀬ヶ原方面、至仏山方面、アヤメ平方面)、滝沢口、猿倉口)の入山者数の合計 は、106,922人でした。

最も入山者数が多かった月は、8月の36,401人で、次いで9月の25,373人でした。 また、最も入山者数が多かった入山口は、鳩待口(尾瀬ヶ原方面)の56,782人で、 次いで沼山口の14,303人でした。

表 尾瀬国立公園の入山口ごとの月別入山者数 (令和2年5月~10月)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
沼山口	-	-	3,522	4,217	3,358	3,206	14,303
御池口	-	-	1,243	3,310	1,606	2,049	8,208
大清水口	177	590	2,062	2,956	1,917	1,821	9,523
鳩待口 (尾瀬ヶ原方面)	1,013	3,543	7,405	19,684	14,358	10,779	56,782
鳩待口 (至仏山方面)	-	-	682	1,457	1,119	1,248	4,506
鳩待口 (アヤメ平方面)	80	321	635	959	746	912	3,653
滝沢口	ı	ı	1,199	3,216	1,925	2,187	8,527
猿倉口	-	-	-	602	344	474	1,420
馬坂口		ı	-		_	-	-
計	1,270	4,454	16,748	36,401	25,373	22,676	106,922

- 注:・「沼山口」及び「御池口」は、御池駐車場から沼山峠までのシャトルバスの営業開始日(7/1)から計測
 - ・「鳩待峠(至仏山方面)」は、至仏山の開山日(7/1)から計測
 - ・「滝沢口」及び「猿倉口」は、アクセス道路の開通日(7/1及び8/7)から計測
 - ・「馬坂口」は、令和元年東日本台風の影響でアクセス道路が通年通行止めとなったため、計測を行っていない



注: 令和元年度までは、赤外線カウンターの数値を周辺施設の利用者数等を用いて一部補正した上で集計。 令和2年度は、赤外線カウンターの数値を補正せずに集計。

図 尾瀬国立公園の入山者数の推移(参考)

添付資料

・赤外線カウンター設置位置及び計測期間

環境省 関東地方環境事務所

国立公園課長:井上 綾子

<問合せ先>

片品自然保護官事務所 (群馬県域)

担当:石井 桃花(Tel:0278-58-9145) 檜枝岐自然保護官事務所(福島県域) 担当:桑原 大(Tel:0241-75-7301)